

Yokoshibahikari Town

栗山川の流れがはぐくむ
人・自然・文化が共生するまち
～協働のまちづくり～



第1次
横芝光町総合計画

後期基本計画

[平成25年度→29年度]



平成25年3月

横芝光町

第1次
横芝光町総合計画

後期基本計画

H25 ▶ H29

横芝光町では、平成20年度から平成29年度までを計画期間とした第1次横芝光町総合計画に沿って「調和と創造 自立するまち」を基本理念として、町の将来像「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～」の実現に向け各種施策を展開し、ほぼ計画どおりに事業に取り組んでまいりました。

現在、国や地方における財政状況が悪化するなか、地方自治体を取り巻く情勢は少子高齢化の進行、人口減少、地域社会構造の変化や地方分権への対応など取り組まなければならない課題が山積していることに加え、物質的な豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変化しており、行政が果たす役割も大きく変わってきております。

このような社会情勢の変化や前期基本計画での結果を踏まえ、自己決定と自己責任の原則のもと、個性豊かなまちづくりを進めるため、今後5年間の町政運営の指針となる後期基本計画を策定いたしました。

本計画では、「人・まち育て」「水とふれあい循環」「地域の力発見」のリーディング・プログラムを継承しつつ、町民と行政の連携を強め、町民一人ひとりが持つ力を存分に発揮してもらうことにより、幅広い分野での協働によるまちづくりを推進することとし、その実現に向け、町民の皆様の積極的な参画とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員並びにまちづくり住民会議委員の皆様をはじめ町民アンケートなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様から感謝を申し上げます。

平成25年3月

横芝光町長

佐藤晴彦



町の木「梅」

早春に香り高く咲く梅は、清楚で落ち着きのある上品な木です。1,500本の巨木が植えられている坂田城跡の梅林は広く知られています。



町の花「さくら」

春に淡紅色の花を咲かせる桜は、町中央を流れる栗山川の堤防や町内各所に植えられており、心を和ませてくれる花として広く親しまれています。



町の鳥「コアシサシ」

春から秋にかけて繁殖のために海岸に飛来してくる渡り鳥で、希少種に指定されています。当町では木戸海岸周辺が営巣地になっており、保護柵の設置や海岸清掃など保護活動が行われています。

横芝光町5つの宣言

一、横芝光町非核平和宣言

世界の恒久平和と人類の安全は、世界共通の強い願いである。しかしながら、いまなお核兵器は存在し全ての人類に脅威を与え続けている。

このかけがえのない地球の平和と命を核から守るため、私たち横芝光町民は、人類史上最初の核被爆国民として、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを希求し、ここに非核平和を宣言いたします。

一、横芝光町飲酒運転追放宣言

飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たず、多くの尊い命が失われていることは、誠に遺憾である。

交通安全は、町民すべての願いである。

私達は、こうした現状を真剣に受けとめ、町民一人ひとりが飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識すると共に、家庭、職場、そして地域社会全体が相互に戒めあい、このような悪習を一掃する地域社会をめざして、ここに飲酒運転追放を宣言いたします。

一、横芝光町青色申告・振替納税推進宣言

健全財政の確立を図るうえで、安定した税収の確保は最も重要であり、青色申告・振替納税はこのための極めて有効な手段である。

納税意識の高揚及び税負担の公平化を図り、正しい申告と期限内納税を推進するため、ここに青色申告・振替納税推進の町を宣言いたします。

一、横芝光町地産地消・食育推進宣言（風土に根ざした食文化を創ろう）

町の未来を担う子どもたちをはじめ全ての町民が、生涯にわたって健やかであり、豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる「地産地消」と「食育」を推進し、安全安心のうえに消費者と生産者が信頼関係で結ばれた地域社会を目指し、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図るため、ここに地産地消・食育推進を宣言いたします。

一、横芝光町スポーツ健康都市宣言

私たち横芝光町民は、緑あふれる自然環境に恵まれた風土の中で、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で豊かな心とからだを育むとともに、生きがいとうるおいのある生活を望んでいる。

そこで、私たちはスポーツを通じ、町民相互の交流を深め、連帯感に支えられた健康で生きがいのある平和な明るい町づくりを目指し、ここにスポーツ健康都市を宣言いたします。

■ 総論

1. 後期基本計画について	2
2. 基本構想の概要	3
3. 今後の人口見通しについて	4
4. 前期基本計画の施策評価	7
5. 後期基本計画策定における留意事項	13
6. 後期基本計画の紙面構成について	15

■ 分野計画

第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり	21
第1節 一人ひとりの明るい人生を支える	22
1. 子育て支援	22
2. 高齢者支援	26
3. 障害者支援	29
4. 地域福祉	33
第2節 いのちと生活の安心を守る	35
1. 保健・医療	35
2. 社会保険	38
第2章 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり	41
第1節 自立した未来の担い手を育てる	42
1. 学校教育	42
2. 青少年育成	45
第2節 個性を活かす機会を充実する	47
1. 生涯学習	47
2. 文化	50
3. スポーツ	53

第3章	環境と調和した快適で安全なまちづくり	57
第1節	暮らしやすい都市の機能を整える	58
1.	市街地整備	58
2.	道路・交通	61
3.	住宅	65
4.	上水道・下水処理	67
5.	環境衛生	70
第2節	ふるさとの水と緑を保全・活用する	74
1.	環境・景観	74
2.	河川・海岸	76
3.	公園・緑地	78
第3節	生活の不安とリスクを和らげる	80
1.	防災	80
2.	消防・救急	83
3.	防犯・交通安全	85
4.	火葬場	88
5.	消費生活	89
第4章	地域の特性を活かした産業のまちづくり	91
第1節	資源を活かして魅力を高める	92
1.	農林水産業	92
2.	観光	96
第2節	地域のニーズを満たす産業を応援する	99
1.	商業・工業	99
2.	産業活性化	103
第5章	互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり	105
第1節	誰もが尊重される社会を実現する	106
1.	人権	106
2.	男女共同参画	108
3.	国際交流	111
第2節	ネットワークで新しい時代の社会を創る	113
1.	コミュニティ	113
2.	情報化	115

■ 構想推進

第1章 構想推進のために	118
1. 住民参加	118
2. 行政運営	120
3. 財政運営	122
4. 広域連携	125
第2章 リーディング・プログラム	126
1. リーディング・プログラムとは	126
2. リーディング・プログラムの内容	127

■ 参考資料

1. 後期基本計画策定の経過	133
2. 後期基本計画策定の体制	134
3. 横芝光町総合計画審議会条例	135
4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿	136
5. 総合計画審議会への諮問及び答申	137
6. 横芝光町総合計画調整委員会規定	138
7. 横芝光町まちづくり住民会議要綱	139
8. 施策体系と担当課一覧	140
9. 用語解説一覧	159

第1次横芝光町総合計画

後期基本計画

H25-H29

■ 総 論

1. 後期基本計画について
2. 基本構想の概要
3. 今後の人口見通しについて
4. 前期基本計画の施策評価
5. 後期基本計画策定における留意事項
6. 後期基本計画の紙面構成について



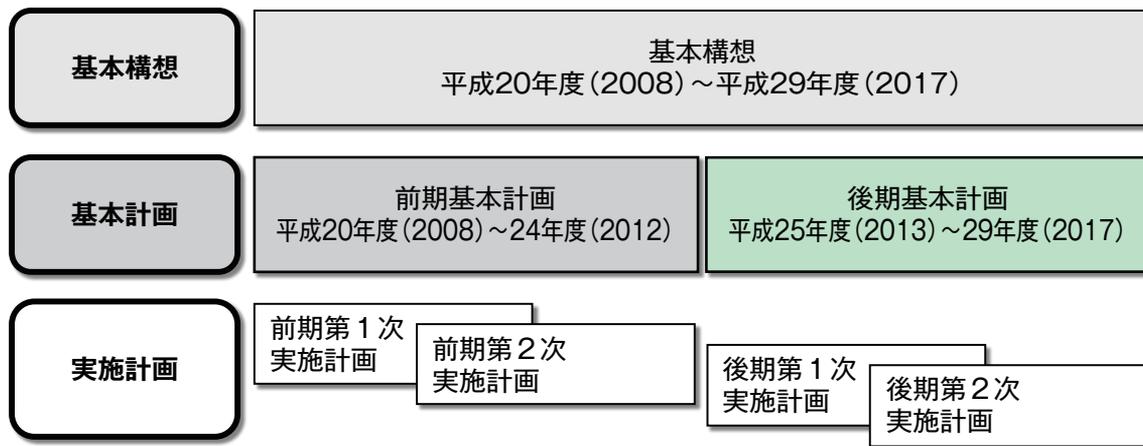
1. 後期基本計画について

「総合計画」とは、取り巻く環境変化に対応するまちづくりのあり方を明らかにし、今後のまちづくりの目標と活性化のしくみや過程を表すもので、まちづくりを推進するための計画です。

本町では、横芝光町として合併時に策定された「新町建設計画」を包含し、町の最上位計画となる最初の総合計画として「第1次横芝光町総合計画」を平成20年3月に策定し、町政運営の基本的な指針としてきました。

「第1次横芝光町総合計画」は、〈基本構想〉、〈基本計画〉、〈実施計画〉の3段階で構成されます。本計画（後期基本計画）は、前期基本計画を踏まえながら、後期5か年（平成25年度～平成29年度）で推進すべき施策を体系的に定めたものです。

■《「第1次横芝光町総合計画」の全体構成》



基本構想

横芝光町の将来像を掲げ、それを実現するために必要な施策の基本的な方向性を定めます。

(期間 10年：平成20年度～29年度)

基本計画

基本構想を実現するため、各施策の分野ごとに課題と目標を示し、重点的に推進する施策などを定めます。

(期間 前期5年：平成20年度～24年度、後期5年：平成25年度～29年度)

実施計画

基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、主要な事業の具体的な内容などを示します。

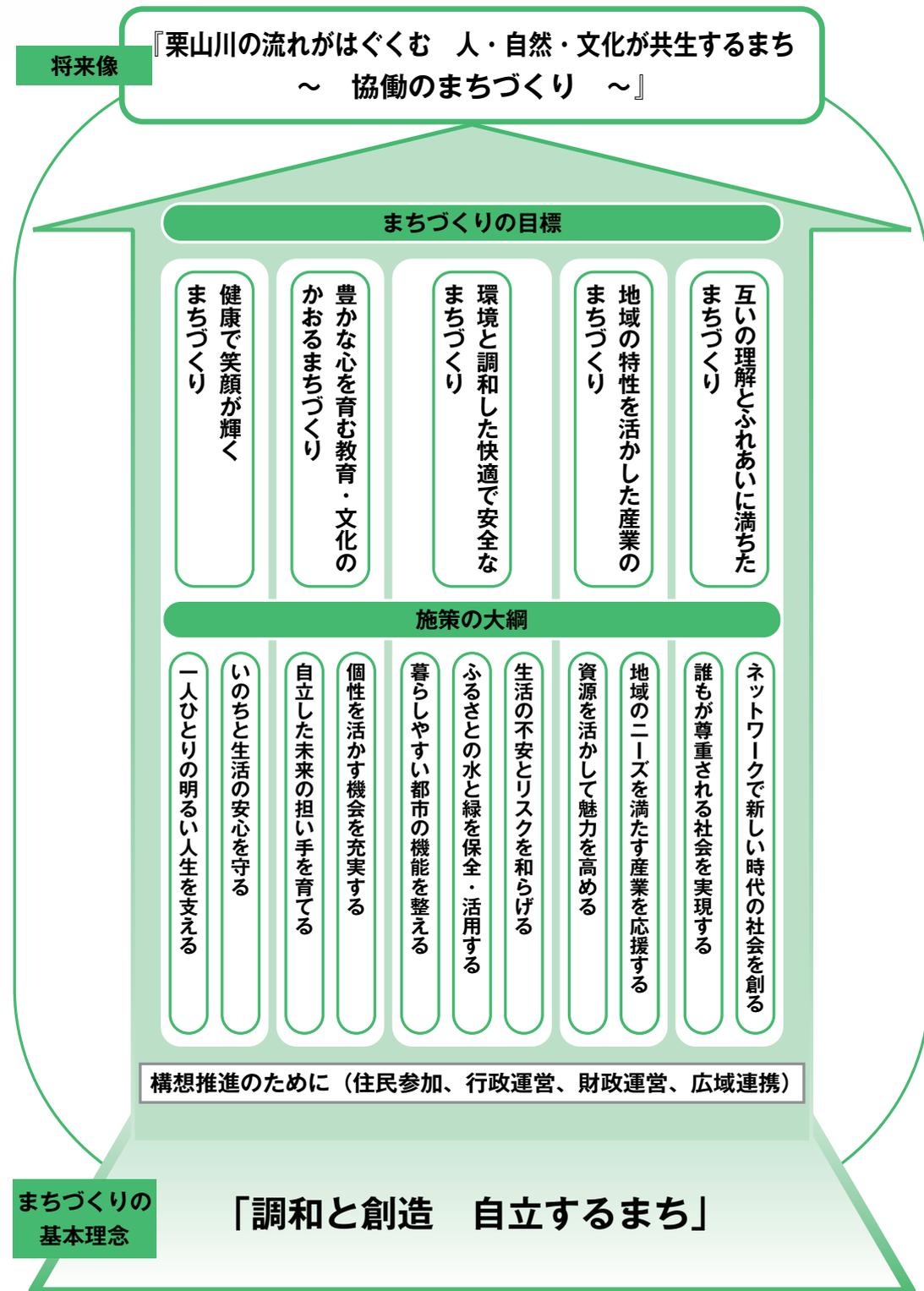
(期間 3年、2年で見直し)



2. 基本構想の概要

「第1次横芝光町総合計画・基本構想」では、まちづくりの基本理念「調和と創造 自立するまち」に基づいて、「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を将来像に掲げています。

■ 基本構想の構成



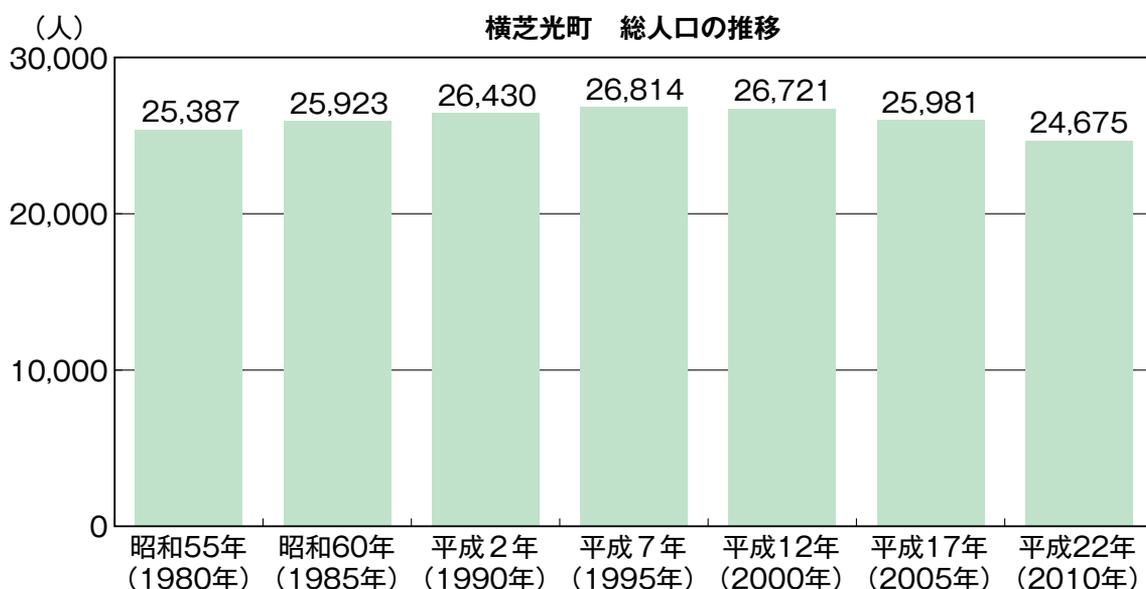


3. 今後の人口見通しについて

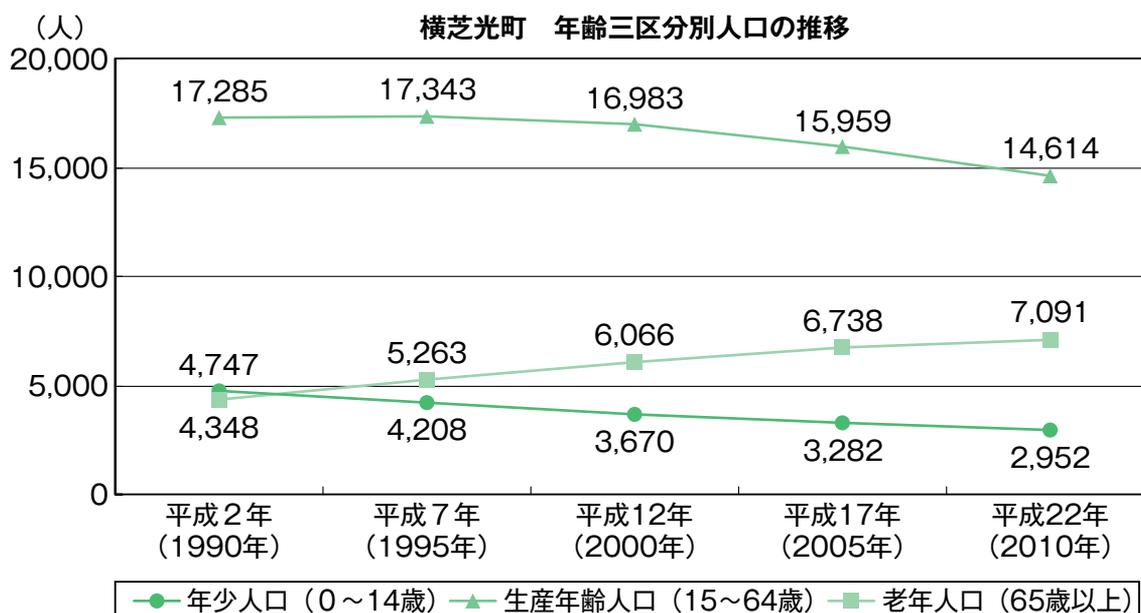
(1) 人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、平成7年（1995年）をピークに減少に転じ、近年は減少幅の拡大がみられ、平成22年（2010年）には24,675人となっています。平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけての5年間では約1,300人が減少しています。

■《総人口の推移（国勢調査）》



■《年齢三区分別人口の推移（国勢調査）》



注) 年齢不詳人口があるため、年齢三区分別人口の合計は総人口に一致しない。

(2) 今後の人口見通し

■ 総人口の推計

今後の人口を見通すため、国勢調査を基にコーホート移行率法とコーホート要因法という2つの方法で推計をしました。

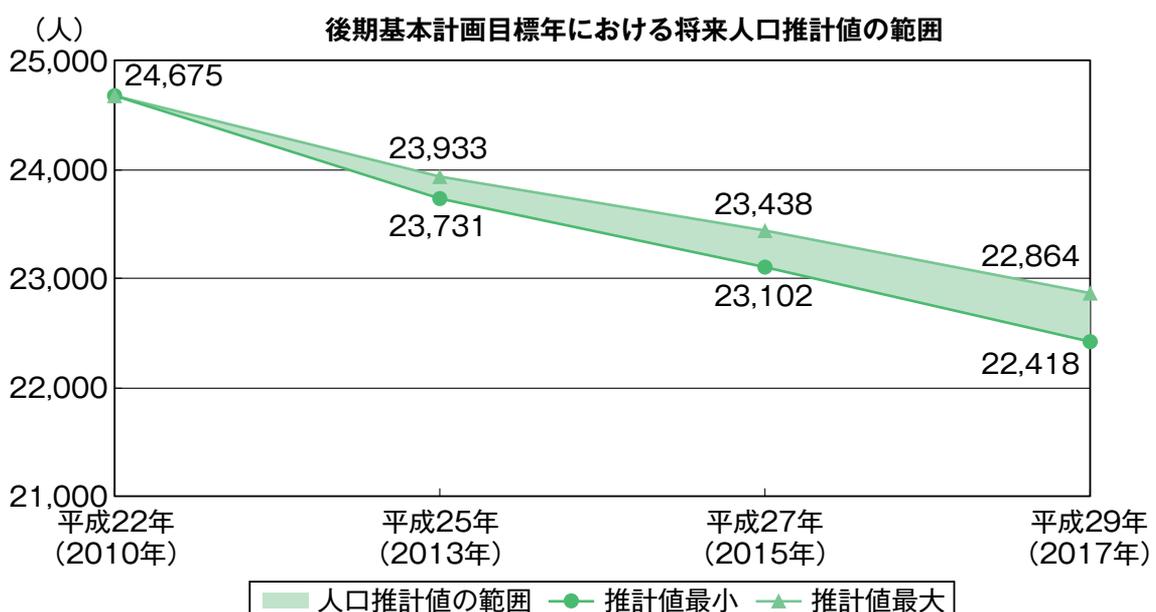
注1) コーホート移行率法とは、コーホート（同年または同期間に出生した集団、ここでは5歳階級ごとの集団）が、それぞれ次の5年後に次の年齢段階に移行した率から推計する方法である。

注2) コーホート要因法とは、コーホートごとに5年間で次の年齢階級に移行する人口変化の3変動要因（出生、死亡、移動）ごとの変化率を算定して推計する方法である。

後期基本計画目標年度である平成29年（2017年）の人口は、推計値最大で概ね22,900人、推計値最小で概ね22,400人が見通されます。

なお、この推計値は、現在までの人口動態を基礎にした統計的な推計手法による算出であり、今後の人口に大きく関連する後期基本計画の施策・事業による実施効果などを見込んだものではありません。そのため、後期基本計画においては、定住促進対策をはじめ、人口減少を抑制していく取り組みを推進し、推計値以上の人口の確保をめざします。

区 分	実績値（国勢調査）		推計値	
			後期基本計画 中間年度	後期基本計画 目標年度
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成29年 (2017年)
推計値最大	25,981	24,675	23,438	22,864
推計値最小	25,981	24,675	23,102	22,418
最大と最小の差	—	—	336	446



■ 年齢三区分別人口の推計

総人口の推計値最大と推計値最小の場合について、その年齢三区分別人口を推計しました。

年少人口（0～14歳）の減少、老年人口（65歳以上）の増加が続き、後期基本計画目標年である平成29年（2017年）の高齢化率は、約35%に上昇することが見通されます。

(人)

区 分	実績値	推計値	
		後期基本計画 中間年度	後期基本計画 目標年度
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成29年 (2017年)
推計値最大の総人口	24,675	23,438	22,864
年少人口（0～14歳）	2,953	2,550	2,414
構成比（%）	12.0	10.9	10.6
生産年齢人口（15～64歳）	14,625	13,078	12,522
構成比（%）	59.3	55.8	54.8
老年人口（65歳以上）	7,097	7,810	7,928
構成比（%）	28.8	33.3	34.7
推計値最少の総人口	24,675	23,102	22,418
年少人口（0～14歳）	2,953	2,505	2,358
構成比（%）	12.0	10.8	10.5
生産年齢人口（15～64歳）	14,625	12,823	12,198
構成比（%）	59.3	55.5	54.4
老年人口（65歳以上）	7,097	7,774	7,862
構成比（%）	28.8	33.7	35.1

注1) 平成22年の年齢三区分別人口は、年齢不詳人口を振分けて、三区分の合計が総人口に一致するように調整している。

注2) 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。



4. 前期基本計画の施策評価

(1) 住民アンケート調査における施策評価

後期基本計画策定にあたり住民アンケート調査を実施（平成 23 年 10 月）し、前期基本計画で計画している 42 の施策項目ごとに「現状の満足度」と「今後の重要度」をそれぞれ 4 段階で評価していただきました。

《評価基準 1～4 について》

満足度：1	満足している	2	どちらかといえば満足している
3	どちらかといえば不満である	4	不満である
重要度：1	特に重要である	2	どちらかといえば重要である
3	どちらかといえば重要ではない	4	重要ではない

■ 現状の満足度

42 施策項目の満足度を加重平均でみると、42 項目のうち 11 項目（全項目の 26%）がマイナス点となっています。満足度評価が高い順に「(9) 生涯学習」、「(1) 子育て支援」、「(7) 学校教育」、「(11) スポーツ」、「(10) 文化」が上位に位置しています。反対に、満足度評価が低い順に「(33) 産業活性化」、「(14) 公共交通」、「(12) 市街地整備」、「(32) 工業」、「(30) 観光」が続いています。

注)「加重平均」:「満足」から「不満」までの回答者数に、+2～-2までの点数をかけて、回答者数（無回答除く）で割った数値である。全員が「満足」であれば、「+2」、反対に全員が「不満」であれば「-2」になる。

順位	満足度下位の施策項目 (加重平均値で満足度が低い順)	順位	満足度上位の施策項目 (加重平均値で満足度が高い順)
1	(33) 産業活性化	1	(9) 生涯学習
2	(14) 公共交通	2	(1) 子育て支援
3	(12) 市街地整備	3	(7) 学校教育
4	(32) 工業	4	(11) スポーツ
5	(30) 観光	5	(10) 文化
6	(41) 財政運営	6	(8) 青少年育成
7	(31) 商業	7	(26) 火葬場
8	(13) 道路	8	(16) 上水道
9	(42) 広域連携	9	(5) 保健・医療
10	(17) 下水処理	9	(23) 消防・救急

■ 今後の重要度

42 施策項目の重要度を加重平均でみると、全ての項目がプラス点（重要である）とされています。

重要度評価が高い順に「(22) 防災」、「(23) 消防・救急」、「(6) 社会保険」、「(2) 高齢者支援」、「(5) 保健・医療」が上位に位置しています。反対に、重要度評価が低い順に「(27) 墓地」、「(35) 男女共同参画」、「(10) 文化」、「(11) スポーツ」、「(30) 観光」が続いています。

順位	重要度下位の施策項目 (加重平均値で重要度が低い順)	順位	重要度上位の施策項目 (加重平均値で重要度が高い順)
1	(27) 墓地	1	(22) 防災
2	(35) 男女共同参画	2	(23) 消防・救急
3	(10) 文化	3	(6) 社会保険
3	(11) スポーツ	4	(2) 高齢者支援
5	(30) 観光	4	(5) 保健・医療
6	(9) 生涯学習	6	(7) 学校教育
6	(26) 火葬場	7	(41) 財政運営
8	(15) 住宅	8	(24) 防犯
9	(37) コミュニティ	9	(18) 環境衛生
10	(21) 公園・緑地	9	(1) 子育て支援
		9	(33) 産業活性化

■ 課題領域

また、加重平均による満足度と重要度のクロス評価によって、42 の施策項目ごとの「課題領域」を、次のように分析しました。

《4つの課題領域区分の考え方》

高い ↑ 満足度 ↓ 低い	満足度平均値より 高い	C 満足度が高く、今後の重要度が低い 今後の環境変化に対応して 選択的に維持 していくべき と考えられる課題	A 満足度が高く、今後の重要度も高い 今後も 安定的に維持 していくべき と考えられる課題
	満足度平均値より 低い	D 満足度が低く、今後の重要度も低い 今後の環境変化に対応して 選択的に改善 していくべき と考えられる課題	B 満足度が低く、今後の重要度が高い 今後、 重点的に改善 していくべき と考えられる課題
		重要度平均値より 低い	重要度平均値より 高い
低い ← 重要度 → 高い			

注)「選択的に」とは、全面的、全分野的な推進ではなく、町の特性に合わせて取り組みの重点を絞りながら対応していくことを想定している。

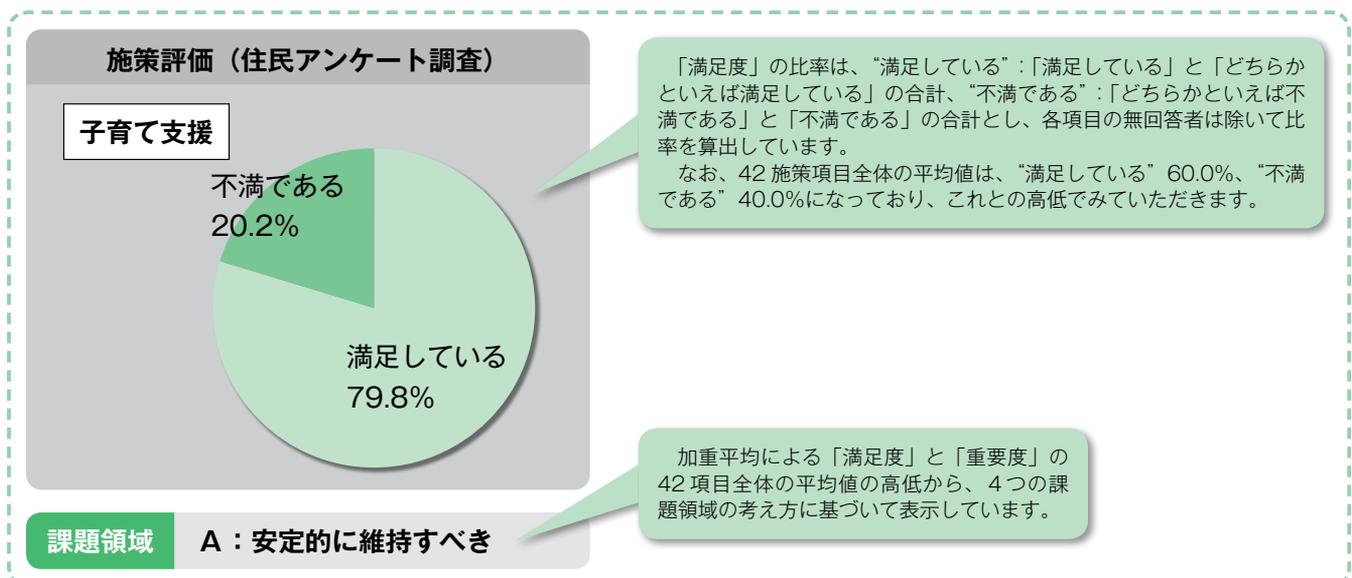
《42施策項目の課題領域の状況》

施策項目	課題領域	施策項目	課題領域
(1) 子育て支援	A	(22) 防災	B
(2) 高齢者支援	A	(23) 消防・救急	A
(3) 障害者支援	A	(24) 防犯	B
(4) 地域福祉	C	(25) 交通安全	A
(5) 保健・医療	A	(26) 火葬場	C
(6) 社会保険	B	(27) 墓地	C
(7) 学校教育	A	(28) 消費生活	CとDの境界
(8) 青少年育成	C	(29) 農林水産業	B
(9) 生涯学習	C	(30) 観光	D
(10) 文化	C	(31) 商業	D
(11) スポーツ	C	(32) 工業	Bに近接のD
(12) 市街地整備	B	(33) 産業活性化	B
(13) 道路	B	(34) 人権	C
(14) 公共交通	B	(35) 男女共同参画	C
(15) 住宅	D	(36) 国際交流	D
(16) 上水道	C	(37) コミュニティ	C
(17) 下水処理	B	(38) 情報化	D
(18) 環境衛生	B	(39) 住民参加	C
(19) 環境・景観	AとCの境界	(40) 行政運営	B
(20) 河川・海岸	B	(41) 財政運営	B
(21) 公園・緑地	C	(42) 広域連携	Bに近接のD

- 注) A：今後も**安定的に維持**していくべきと考えられる課題
 B：今後、**重点的に改善**していくべきと考えられる課題
 C：今後の環境変化に対応して**選択的に維持**していくべきと考えられる課題
 D：今後の環境変化に対応して**選択的に改善**していくべきと考えられる課題

以上のような住民アンケート調査における施策評価を踏まえ、本計画においては、計画施策項目ごとの「現状と課題」に、「満足度」を円グラフで示すとともに、「課題領域」を表示しています。

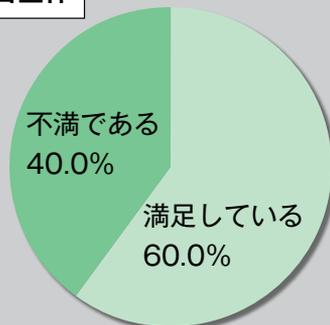
《計画施策項目ごとの現状と課題での「満足度」と「課題領域」の表示例》



《参考：42 施策項目全体の満足度比率》

参考：42施策項目全体の満足度比率

42施策項目全体



(2) 担当課による施策評価

「第1次横芝光町総合計画・前期基本計画」では、全体で6章、11節、37項（施策項目）で構成し、項ごとに「施策」と「主な施策・事業」を組み立てています。これらの計画している全6章の施策及び施策内容（全体の施策数94）に対応している「主な施策・事業」（全体の主な施策・事業数367）について、各担当課による評価を行いました。

■ 施策評価の方法

評価は、「主な施策・事業」を主管する担当各課・班を評価者として、前期基本計画施策と施策内容を確認しながら、平成20年度以降に実施した主な事業を振り返り、「その推進状況と主な効果や成果」についての評価の要点を記入しました。

そして「主な施策・事業」を基礎評価単位にして、その「進捗度」と「効果度」について、“達観値”として5段階評価を行いました。また「今後の継続性」については、後期基本計画における実施の必要性を検討した上で5段階評価をしました。

注）達観値：主観的なみかたのこと。施策に対応して実施した事業などを見通した上で、その進捗や効果について、主観的な判断により評価したものである。

《「第1次横芝光町総合計画・前期基本計画」の構成項目全数》

章	節	項	施策	主な施策・事業
全章計	11	37	94	367
第1章	2	6	21	85
第2章	2	5	12	59
第3章	3	13	29	100
第4章	2	4	12	58
第5章	2	5	11	34
第6章	設定なし	4	9	31

《評価基準と5段階評価》

評価⇒	A	B	C	D	E
進捗度	十分な進捗あり	進捗している	中程度の進捗である	あまり進捗していない	未着手・進捗なし

評価⇒	A	B	C	D	E
効果度	顕著な効果あり	比較的大きな効果あり	中程度の効果あり	効果は少ない	まったく効果なし

評価⇒	A	B	C	D	E
今後の継続性	拡大・強化	現状を継続	縮小	廃止・中断 (環境変化対応)	終了 (当初目的達成)

■ 施策評価の結果

評価結果の分析とまとめは、基礎評価単位（主な施策・事業）ごとの5段階評価を基礎にして、さらに施策⇒項⇒節⇒章ごとの評価度合い（割合）を一覧表にして集計しました。この集計を基に、各々の単位（主な施策・事業、施策、項、節、章）での5段階評価（A・B・C・D・E）度合いの分布について分析しました。

●全体でみる進捗度と効果度

前期基本計画全体（全章）でみると、「進捗度」では、B評価（進捗している）が約4割で最も高く、A評価（十分な進捗あり）とあわせると約6割、さらにC評価（中程度の進捗である）を加えると、約7割が「進捗している」と評価しています。なお、D評価（あまり進捗していない）は1割、E評価（未着手・進捗なし）は2割弱を占めました。

全体でみる「効果度」では、B評価（比較的大きな効果あり）が約4割で最も高く、A評価（顕著な効果あり）とあわせると約5割、さらにC評価（中程度の効果あり）まで加えると、約7割が「効果あり」と評価しています。なお、D評価（効果は少ない）は約1割となり、E評価（まったく効果なし）は、進捗度のE評価（未着手・進捗なし）に対応して2割弱となっています。

●全体でみる今後の継続性

前期基本計画全体（全章）でみる「今後の継続性」（後期基本計画における施策実施の必要性）では、B評価（現状を継続）が約7割と最も高くなっています。これにA評価（拡大・強化）とあわせると8割強の施策について、前期基本計画から継続し、充実していく必要があるとされています。なお、D評価（環境変化による廃止・中断）は1割未満、C評価（縮小）とE評価（当初目的達成による終了）はわずかでした。

●章単位での比較

前期基本計画を構成する第1章から第6章の章単位で各評価度合いを比較してみます。

○進捗度

* A（十分な進捗あり）、B（進捗している）、C（中程度の進捗である）までをあわせた評価度合い（割合の合算）は、次のとおりであり、第3章の進捗度が最も高く、第5章の進捗度が最も低くなっています。

・第1章（福祉・健康の分野）	77.6%
・第2章（教育・文化の分野）	75.8%
・第3章（都市基盤・生活環境の分野）	82.5%
・第4章（産業の分野）	66.6%
・第5章（住民交流の分野）	48.8%
・第6章（住民参加と行財政の分野）	64.3%

○効果度

* A（顕著な効果あり）、B（比較的大きな効果あり）、C（中程度の効果あり）までをあわせた評価度合い（割合の合算）は、次のとおりであり、第1章・第2章・第3章の効果度が概ね同様で高く、第5章の効果度が最も低くなっています。

・第1章（福祉・健康の分野）	77.6%
・第2章（教育・文化の分野）	77.4%
・第3章（都市基盤・生活環境の分野）	78.0%
・第4章（産業の分野）	63.3%
・第5章（住民交流の分野）	48.8%
・第6章（住民参加と行財政の分野）	69.0%

○今後の継続性

* A（拡大・強化）、B（現状を継続）までをあわせた評価度合い（比率の合算）は、次のとおりであり、今後の継続性では、第6章が最も高く、第3章、第5章と次いでおり、第4章が最も低くなっています。なお、C（縮小）は、第4章が最も高く、第1章が次いでいます。また、D（環境変化による廃止・中断）は、第2章が高く、第4章が次いでいます。

・第1章（福祉・健康の分野）	85.7%
・第2章（教育・文化の分野）	80.6%
・第3章（都市基盤・生活環境の分野）	89.0%
・第4章（産業の分野）	75.0%
・第5章（住民交流の分野）	87.8%
・第6章（住民参加と行財政の分野）	92.8%



5. 後期基本計画策定における留意事項

(1) 行政マネジメントシステムの重視

後期基本計画においては、計画・事業実施・評価・改善というPDCAサイクルを基本とする行政マネジメントシステムの実効性を高めながら、実施事業の最適化を図っていくことを重視します。

注) PDCAサイクル:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みになっている。

そのため、現在は試行中であり、今後、本格的な導入が予定されている「事務事業評価システム」とも連動し、個々の事務事業を包みこむ施策レベルでの目標指標(後期基本計画の目標年・平成29年)を設定し、施策実施の進捗と効果を測る一つの目安にしていくことにします。

目標指標は、本計画の章と節のもとに構成される「項(施策項目)」に対応して複数の指標を設定し、施策効果の達成度を表す成果的な指標を基本にしつつ、成果的な指標が据え難いものでは量的な進捗を表す活動的な指標も加えていくこととしました。

《施策項目ごとの目標指標の表示例～分野計画 第1章 第1節 1. 子育て支援 の場合》

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値(平成29年)
児童クラブ待機児童数	児童クラブ加入申込に対し、要件に該当するが、利用できていない児童の数	5人	0人
放課後子ども教室実施教室数	放課後子ども教室を行った教室数	0教室	1教室
子ども医療費助成対象者	町独自による医療費助成を高校3年生までの拡大	中学校3年生まで	高校3年生まで
ブックスタートバック(絵本)配布率	対象児総数に対するブックスタートバックの配布率	95.0%	100.0%

備考は、指標についての説明を加えています。

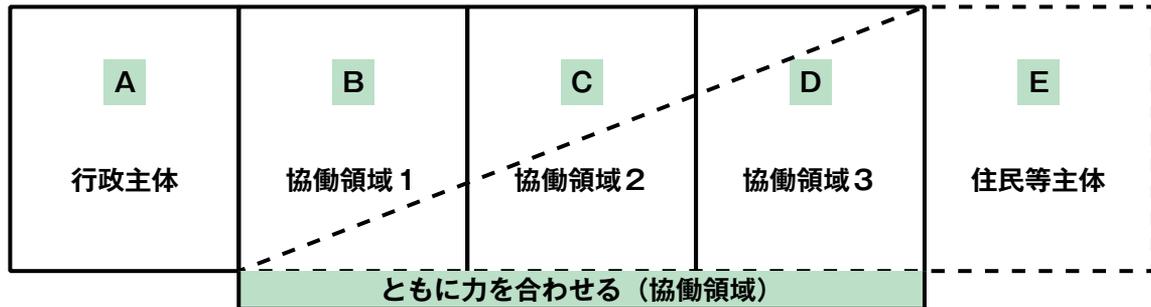
現状は、直近の数値を用いており、年度など特記が必要な場合は、付記しています。

施策の推進によって達成すべき後期基本計画の最終年度(平成29年)の目標値を示しています。

(2) 協働のまちづくりの重視

「第1次横芝光町総合計画・基本構想」では、将来像に「協働のまちづくり」を大きく掲げており、後期基本計画においては、行政のみが進めるのではなく、住民や民間との連携と分担による協働体制によるまちづくりを重視していくことにしました。

《協働のまちづくり領域の考え方》



A：行政が主体となり、行政の責任で行う領域

B：行政が主導し、住民等が協力、参加（支援）する領域

C：住民等と行政が対等で連携・協力して行う領域

D：住民等が主導し、行政が支援する領域

E：住民等（民間）が主体的、自主的に行う領域

注）住民等には、住民、コミュニティ^{*}、各種団体、NPO^{*}、民間事業者などを意図している。

これに関連し、後期基本計画では、行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民の活動や民間活力で進めるべきもの、国・県等への要望事項なども加えた内容とすることに留意しました。そのため、施策における語尾表現については、以下の考え方を基本にしています。

～推進します。～進めます。～図ります。～行います。

⇒町行政が主体となって、実施、取り組んでいくもの

～努めます。

⇒町行政が主体となって、実現に向けて継続的に取り組んでいくもの

～検討します。

⇒実現には、実施主体や具体的な内容などについて更なる協議・調整・検討を要するもの

～促進します。支援します。

⇒具体的な実施の主体は、住民や事業者などとなるが、実現に向けて町行政が支援し、呼びかけ、働きかけていくもの

～要請します。～要望します。

⇒具体的な実施の主体は、国・県、公的な機関・団体などとなるが、実現に向けて町行政と住民等が連携して働きかけていくもの

また、計画施策項目ごとに■協働のまちづくりに向けてと題して、協働のまちづくりを進めるため、計画施策と連携・分担して、取り組むことが期待される主な事項を加えました。その語尾表現は「望まれます」としています。

～望まれます。

⇒協働のまちづくりを推進していくために、住民等の取り組みが期待されるもの

※コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団で、一定の地域での地縁型活動組織や個人の関心に基づいた同好（好縁）型活動組織

※NPO：Non Profit Organizationの略、民間非営利組織

6. 後期基本計画の紙面構成について

第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり

章と節は、基本構想で設定している「まちづくり目標（政策）」を示しています。

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

1. 子育て支援

項は、「まちづくり目標（政策）」を達成、実現するための施策の項目を示しています。

■ 現状と課題

近年の都市化や核家族化の進展により、地域での人と人との繋がりが希薄化し、地域社会での子育て力が低下しています。子どもを安心して育て、育むこと、子育て世代の生活の困りごとや課題としてとらえるのではなく、町の将来の担い手を育て、育むことが重要です。

施策項目ごとに現状と課題を示しています。

保育所（園）は公立3箇所、私立5箇所、計8箇所に加え、民間の子育て支援センター1箇所が運営されています。私立保育園では利用者が定員を超えている一方、公立保育所では、建物の老朽化や利用者の減少への対応などが課題となっています。また、一時保育などサービスの多様化への対応が課題となっています。

子育て支援センターではボランティア*による取り組みが盛んに行われているほか、子育て教室を開催していますが、今後は子育てサポーター*のリーダー育成が重要となっています。同時に、子ども会や青少年相談員など地域活動で中核となる人材の育成や、自主的な子育てサークル*などのネットワーク*化も重要です。

小学校1年生から3年生を対象とした放課後児童クラブは3箇所あり、利用を希望する家庭は増加しています。今後は、その充実とともに、全学年を対象とした「放課後子どもプラン*」を推進することが求められています。

本町では、住民アンケート調査から施策項目の満足度評価度を円グラフで示すとともに、課題領域のA・B・C・Dの区分を示しています。

施策評価（住民アンケート調査）

子育て支援



年齢階層によって支給方法が異なることが課題といえます。併せて、小児救急医療の充実を望む声も多くなっていますが、体制の整備には広域的な連携が不可欠であり、関係機関への働きかけが必要となっています。

今後は、共働き家庭や離婚の増加などから、働く女性が育児と仕事を両立できるような支援や、母子・父子世帯などのひとり親家庭に対する支援の充実が、ますます重要となってくるものと考えられます。

課題領域 A：安定的に維持すべき

後期基本計画期間における施策項目に関連する計画とその計画期間を示しています。

● 関連する分野計画

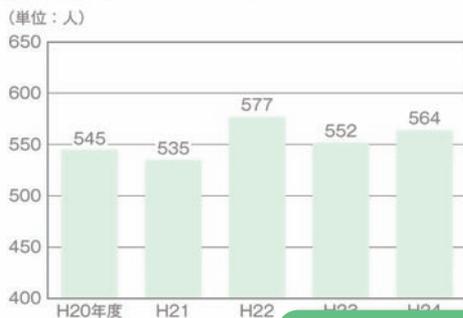
次世代育成支援地域行動計画	平成22年度～26年度
子ども読書活動推進計画（第二次）	平成24年度～28年度
放課後子どもプラン（策定予定）	平成25年度～29年度

当該ページの用語の説明を脚注にしています。脚注は用語が初出するページのみにつけており、巻末の参考資料に一覧化しています。

*ボランティア：自主的に社会事業などに参加し、無償で活動する人。
*子育てサポーター：自らの子育ての経験を活かし、保護者や子どもを支援する人。
*子育てサークル：子育て中の保護者が子どもを連れて集まり、交流する会。
*ネットワーク：人、情報、コンピュータなどが有機的につながり、相互の機能を発揮する網状の組織・仕組み。
*放課後子どもプラン：放課後などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、すべての子どもを対象とした、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、留守家庭の子どもを対象とした、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を、一体的あるいは連携して実施するもの。

現状と課題を補足する近年の推移などを表す図表です。

■ 保育所(園)入所者数の推移



■ 放課後児童クラブ登録児童数の推移

(単位：人)

区分	H20年度	H21	H22	H23	H24
横芝小学校児童クラブ	61	66	62	62	74
上堺小学校児童クラブ	31	25	23	34	36
ひかり児童クラブ	87	95	93	83	87
計	179	186	178	179	197

資料：教育課

施策を展開する基本的な方向を示しています。

■ 基本方針

誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、保護者の意識やニーズ[※]を的確に把握し、地域や家庭と連携しながら、子育て支援を推進する。

施策に対応し、できるだけ複数の指標を設定し、目標年度における施策の達成状況を測る目安とします。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
児童クラブ待機児童数	児童クラブ加入申込に対し、要件に該当するが、利用できていない児童の数	5人	0人
放課後子ども教室実施教室数	放課後子ども教室を行った教室数	0教室	1教室
子ども医療費助成対象者	町独自による医療費助成を高校3年生までの拡大	中学校3年生まで	高校3年生まで
ブックスタート [®] バック(絵本)配布率	対象児童に対する絵本の配布率	100%	100.0%

町行政が取り組む計画施策と内容を基本施策(●施策1)と個別施策(①)の2段階で示しています。

■ 計画施策と内容

● 施策1 地域での子育て支援体制づくり

地域全体が連携しながら、安心して子どもを育てられるまちとして、情報提供、相談、交流などの総合的な充実を図ります。

基本施策は、個別施策をくるむ少し幅の広い施策として示しています。

① 子育て支援対策の推進

* 「次世代育成支援地域行動計画」の着づくりを進めます。

個別施策は、施策を具体化する事業を反映して示しています。

② 子育て支援サービスの充実

* 子育て支援センターの機能を充実し、子育て世代の親子の情報交換や交流の場づくりを進めます。

③ 子育て支援への住民参画の促進

* 子育てサポーター登録を拡大するとともに、子育て家庭と地域住民との交流を促進します。

④ 子育て支援教室の充実

* 出産、育児の不安や悩みの解消を図るため、パパママ教室やさくらんぼクラブを開催します。

※ニーズ：必要、需要、要求

※ブックスタート：0歳児健診などで、乳児と保護者に絵本を手渡す活動

⑤ひとり親家庭への支援の充実

*ひとり親家庭の医療費などの助成により経済的な負担を軽減し、保健対策の充実を図ります。

●施策2 保育サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応し、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを育てられるよう、計画的な施設・設備の充実に努めます。

①保育ニーズへの対応

*保育ニーズの多様化に対応し、一時保育、延長保育などの充実を図るとともに、病児・病後児保育を行います。

②保育所（園）環境の整備

*公立保育所の老朽化に対応した改修など施設環境の整備を進めます。

●施策3 子どもの居場所の確保

小学校に通う児童が、放課後などの時間を安心して過ごし、異なる年代の子どもや地域の人々とふれ合うことができるよう、子どもの居場所づくりを進めます。

①児童クラブの充実

*既存の児童クラブの運営を充実するとともに、待機児童の解消を図るため新規児童クラブの開設を進めます。

②放課後子どもプランの推進

*放課後子ども教室の開設についての調査を行い、調査結果に基づいて事業展開を検討します。

●施策4 健全な親と子の育成

親と子が経済的にも精神的にも安心して健康に暮らすことができるよう、母子をめぐる保健医療の環境充実に努めるとともに、虐待などを防止するため、関係機関との連携を強化します。

①子ども医療費助成

*子ども医療費の保険診療分の医療費助成を高校生までに拡充します。

②母子保健の充実

*妊産婦及び乳幼児の健康増進事業、相談機能の充実を図ります。

③要保護児童

*児童虐待の防止を進めます。

協働のまちづくりを推進するため、計画施策と連携・分担して、住民等による取り組みが望まれる主な事項を示しています。

中 略

■ 協働のまちづくりに向けて

- 子どもたちと地域住民の交流を進め、地域全体で子どもたちを温かく見守ること、子育てサポーター登録やボランティアを通じて、子育て経験を活かした子育て支援事業への参加、協力が望まれます。
- 関係団体の連携と分担を強化し、地域ぐるみの子育て支援体制を整えることが望まれます。
- 家庭では、子育ての重要性を理解し、保護者が協力しあい子育てに取り組むことが望まれます。
- 事業所などでは、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりの推進が望まれます。

第1次横芝光町総合計画

後期基本計画

H25-H29

分野計画

第1章※健康で笑顔が輝くまちづくり

第2章※豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

第3章※環境と調和した快適で安全なまちづくり

第4章※地域の特性を活かした産業のまちづくり

第5章※互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

第1章

健康で笑顔が輝くまちづくり

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

第2節 いのちと生活の安心を守る

第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

1. 子育て支援

■ 現状と課題

近年の都市化や核家族化の進展により、地域での人と人との繋がりが希薄化し、地域社会での子育て力が低下しています。子どもを安心して産み育てるには、地域社会が子育てを個人や家庭だけの問題としてとらえるのではなく、町の将来の担い手を育てるという視点から、地域社会全体で子育てを支援することが重要です。

保育所（園）は公立3箇所、私立5箇所、計8箇所に加え、民間の子育て支援センター1箇所が運営されています。私立保育園では利用者が定員を超えている一方、公立保育所では、建物の老朽化や利用者の減少への対応などが課題となっています。また、一時保育などサービスの多様化への対応が課題となっています。

子育て支援センターではボランティア*による取り組みが盛んに行われているほか、子育て教室を開催していますが、今後は子育てサポーター*のリーダー育成が重要となっています。同時に、子ども会や青少年相談員など地域活動で中核となる人材の育成や、自主的な子育てサークル*などのネットワーク*化も重要です。

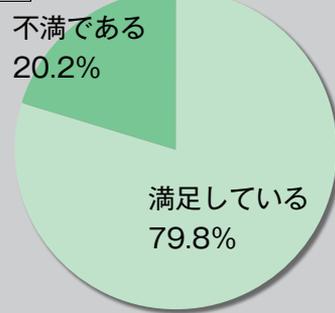
小学校1年生から3年生を対象とした放課後児童クラブは3箇所あり、利用を希望する家庭は増加しています。今後は、その充実とともに、全学年を対象とした「放課後子どもプラン*」を推進することが求められています。

本町では0歳から中学校修了までの医療費の無料化を行っています。子育て支援の観点から、今後高校3年生までの拡大を計画しており、対象の拡大に伴う財源の確保と年齢階層によって支給方法が異なることが課題といえます。併せて、小児救急医療の充実を望む声も多くなっていますが、体制の整備には広域的な連携が不可欠であり、関係機関への働きかけが必要となっています。

今後は、共働き家庭や離婚の増加などから、働く女性が育児と仕事を両立できるような支援や、母子・父子世帯などのひとり親家庭に対する支援の充実が、ますます重要となってくるものと考えられます。

施策評価（住民アンケート調査）

子育て支援



課題領域

A：安定的に維持すべき

● 関連する分野計画

次世代育成支援地域行動計画	平成22年度～26年度
子ども読書活動推進計画（第二次）	平成24年度～28年度
放課後子どもプラン（策定予定）	平成25年度～29年度

*ボランティア：自主的に社会事業などに参加し、奉仕活動をする人

*子育てサポーター：自らの子育ての経験を活かし、保護者の相談や交流事業などを支援するボランティア

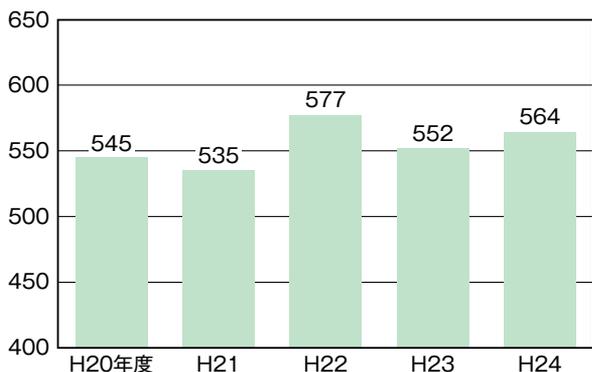
*子育てサークル：子育て中の保護者が子どもを連れて集まり、子ども同士を遊ばせながら、学習や情報交換、交流行事などを実施するグループ

*ネットワーク：人、情報、コンピュータなどが有機的につながり、相互の機能を発揮する網状の組織・仕組み

*放課後子どもプラン：放課後などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、すべての子どもを対象とした、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、留守家庭の子どもを対象とした、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を、一体的あるいは連携して実施するもの

■ 保育所(園)入所者数の推移

(単位：人)



資料：福祉行政報告例

■ 放課後児童クラブ登録児童数の推移

(単位：人)

区分	H20年度	H21	H22	H23	H24
横芝小学校児童クラブ	61	66	62	62	74
上塚小学校児童クラブ	31	25	23	34	36
ひかり児童クラブ	87	95	93	83	87
計	179	186	178	179	197

資料：教育課

■ 基本方針

誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、保護者の意識やニーズ^{*}を的確に把握し、地域や家庭と連携しながら、子育てサービスや子どもの居場所の充実に努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
児童クラブ待機児童数	児童クラブ加入申込に対し、要件に該当するが、利用できていない児童の数	5人	0人
放課後子ども教室実施教室数	放課後子ども教室を行った教室数	0教室	1教室
子ども医療費助成対象者	町独自による医療費助成を高校3年生までの拡大	中学校3年生まで	高校3年生まで
ブックスタート [*] バック(絵本)配布率	対象児総数に対するブックスタートバックの配布率	95.0%	100.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 地域での子育て支援体制づくり

地域全体が連携しながら、安心して子どもを育てられるまちとして、情報提供、相談、交流などの総合的な充実に図ります。

① 子育て支援対策の推進

* 「次世代育成支援地域行動計画」の着実な実践を図り、地域全体で連携して子育てを支援する環境づくりを進めます。

② 子育て支援サービスの充実

* 子育て支援センターの機能を充実し、子育て世代の親子の情報交換や交流の場づくりを進めます。

③ 子育て支援への住民参画の促進

* 子育てサポーター登録を拡大するとともに、子育て家庭と地域住民との交流を促進します。

④ 子育て支援教室の充実

* 出産、育児の不安や悩みの解消を図るため、パパママ教室やさくらんぼクラブを開催します。

* ニーズ：必要、需要、要求

* ブックスタート：0歳児健診などで、乳児と保護者に絵本を手渡す活動

⑤ひとり親家庭への支援の充実

*ひとり親家庭の医療費などの助成により経済的な負担を軽減し、保健対策の充実を図ります。

●施策2 保育サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応し、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを育てられるよう、計画的な施設・設備の充実に努めます。

①保育ニーズへの対応

*保育ニーズの多様化に対応し、一時保育、延長保育などの充実に努めるとともに、病児・病後児保育を行います。

②保育所（園）環境の整備

*公立保育所の老朽化に対応した改修など施設環境の整備を進めます。

●施策3 子どもの居場所の確保

小学校に通う児童が、放課後などの時間を安心して過ごし、異なる年代の子どもや地域の人々とふれ合うことができるよう、子どもの居場所づくりを進めます。

①児童クラブの充実

*既存の児童クラブの運営を充実するとともに、待機児童の解消を図るため新規児童クラブの開設を進めます。

②放課後子どもプランの推進

*放課後子ども教室の開設についての調査を行い、調査結果に基づいて事業展開を検討します。

●施策4 健全な親と子の育成

親と子が経済的にも精神的にも安心して健康に暮らすことができるよう、母子をめぐる保健医療の環境充実に努めるとともに、虐待などを防止するため、関係機関との連携を強化します。

①子ども医療費助成

*子ども医療費の保険診療分の医療費助成を高校生までに拡充します。

②母子保健の充実

*妊産婦及び新生児訪問指導や乳幼児健診・相談など、母子保健事業、相談機能の充実に努めます。

③要保護児童対策の推進

*児童虐待の防止など要保護児童対策を円滑化する体制づくりを進めます。

④ブックスタートの推進

*乳児健診時にブックスタートパック（絵本）を贈るなど、読書活動の推進に努めます。

●施策5 幼児教育の推進

就学前教育を充実するため、幼稚園における子育て支援機能の充実や保育所（園）と小学校との連携を促進するとともに、就園を支援します。

①幼稚園就園の支援

*幼稚園就園に対する補助を行います。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 子どもたちと地域住民の交流を進め、地域全体で子どもたちを温かく見守ること、子育てサポーター登録やボランティアを通じて、子育て経験を活かした子育て支援事業への参加、協力が望まれます。
- 関係団体の連携と分担を強化し、地域ぐるみの子育て支援体制を整えることが望まれます。
- 家庭では、子育ての重要性を理解し、保護者が協力しあい子育てに取り組むことが望まれます。
- 事業所などでは、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりの推進が望まれます。



ハイハイコンクール

2. 高齢者支援

■ 現状と課題

平成22年の国勢調査によると、本町の65歳以上の人口は7,091人で総人口の28.7%、75歳以上の後期高齢者は3,740人で15.2%を占め高齢化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、介護保険制度の改正などを受けて、高齢者の健康増進と自立をめざして介護予防事業や生活支援事業に取り組んでいますが、その中核組織である地域包括支援センター^{*}の更なる充実、強化を図り、高齢者支援を行っていく必要があります。

加えて後期高齢者が急速に増える中、認知症高齢者を対象とする地域密着型施設や特別養護老人ホーム施設の整備が平成23、24年度で行われたところです。

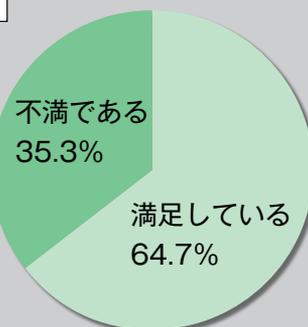
今後も高齢化が進んでいくことから、給付費の増加に伴い市町村単位での介護保険制度の適正な維持が課題となっています。

また、高齢者だけの世帯が増えており、日常生活における地域での見守りや交通手段の確保も課題です。

その一方で、現代では60歳はまだ現役であり、社会参加や就労に対する意欲は大変強くなっており、シルバー人材センターにも約150名が登録し、活発に活動しています。このように、高齢者が知識、経験、技能を活かして積極的に社会参加することは、まちづくりにとっても、自身の健康づくりや生きがいづくりとしても重要といえます。しかしながら、老人クラブは人数もクラブ数も減少しており、今後は、趣味や仕事の技能を活かせる活動など、参加のきっかけを多様化して参加しやすくすること、活動のリーダーとなる人材を見出していくことなどが必要となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

高齢者支援



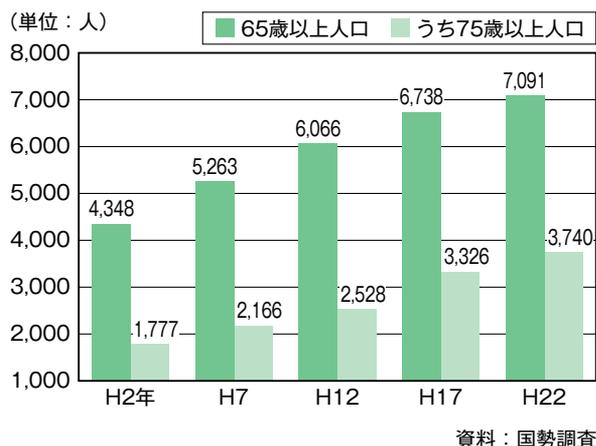
課題領域

A：安定的に維持すべき

● 関連する分野計画

高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	平成24年度～26年度
高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（策定予定）	平成27年度～29年度

■ 高齢者人口の推移



■ 高齢者人口の割合の推移

(単位：%)

区分	H2年	H7	H12	H17	H22
65歳以上人口割合	16.5	19.6	22.7	25.9	28.7
うち75歳以上割合	6.7	8.1	9.5	12.8	15.2

注) 総人口に占める割合 資料：国勢調査

■ 基本方針

高齢者の安心な暮らしを守るため、介護サービスの質の向上に努め、地域の日常的な交流や支援の活動を育てるとともに、高齢者が生きがいを持って元気に活動できる社会環境の充実に努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
救急医療情報キット「命のボタン」配布事業による配布達成率	町内の65歳以上のひとり暮らし高齢者に対する配布達成率	67.0%	90.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 介護保険事業の推進

急速な高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用者の増加、介護サービス利用の多種多様化に対応し、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携強化を図り、適切なサービス提供を行うためのネットワークづくりを進めます。

① 家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実

* 対象となる高齢者やその家族を支えるために、家族・民生委員児童委員・福祉サービス事業者・行政担当者からなるケア会議を定期的開催し、支援方法や方針を検討し、効果的な連携を図ります。

② 情報提供・相談体制の充実

* 地域包括支援センター機能の充実により、高齢者やその家族への情報提供やその共有化が図れる体制づくりを行い、いつでも安心して相談できる体制の充実に努めます。

③ 適正な安定したサービスの提供

* 居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス、居宅介護福祉用具購入などの介護サービスや、居宅介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスなどの介護予防サービスを適正かつ安定的に提供します。

④ 施設サービス利用者の増加への対応

* 施設サービス利用者の増加や今後の動向を注視し、介護保険事業計画（第6期）において適切な施設整備計画を検討します。

● 施策2 高齢期の生活支援

介護予防の充実とともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員などと連携し、高齢者が住み慣れた地域で生活をするために必要なサービスを包括的に利用できる体制の充実と孤独死の防止に努めます。また、高齢者の医療機関などへの外出に伴う家族の負担を軽減するため、外出支援を行うほか、認知症の高齢者に対応した施設の整備を検討します。

① 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

* 安全で清潔な環境の中で高齢者が安心して暮らせるよう、民生委員児童委員の見守り活動、各種介護予防事業や生きがい活動事業の実施及び病気の発症を予防するワクチン接種費の助成を行い、高齢者の健康不安の解消を図ります。

② 高齢者の見守りの強化

* 緊急通報システムの整備やひとり暮らし高齢者を対象とした救急医療情報キット「命のバトン」の配布により、高齢者などの緊急時の対応と日常生活の不安の解消を図ります。また、民生委員児童委員の定期訪問や地域ぐるみでの見守り支援により、高齢者の孤独死を防ぎます。

③ 高齢者の外出支援

* 家庭において移送することが困難な高齢者や身体障害者の医療機関などへの通院を支援するため、車両による送迎サービスを行うほか、屋外での生活が送れる支援を行います。

④ 認知症高齢者への支援の充実

* 認知症高齢者の増加が予想される中、更なる施設の整備を検討します。

● 施策3 社会参加と就労の支援

高齢者が地域の中で生きがいを見出せるよう、世代間交流など生涯学習や地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、高齢者の知恵や経験を生かした就労機会の拡充を図ります。

① 社会参加の促進と支援

* 高齢者が社会との接点を持ち続け、生きがいを見出す機会を提供するために、高齢者による各種の文化・スポーツ活動や老人クラブなどの活動を支援します。また、高齢者の社会参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動などの組織体制の充実を支援します。

② 就労支援の強化

* 高齢者の持つ職業スキルや経験を活用し、併せて経済的にも効果的な就労を支援するために、シルバー人材センターの充実を図るほか、高齢者の就業の相談や就業機会の拡充に努めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 高齢者自らが健康保持や機能回復など、介護予防に積極的に取り組むこと、また、持てる経験と能力を活かし、様々な活動に参加することが望まれます。
- 地域住民は、高齢者の暮らしを考え、声かけをはじめ地域ぐるみで見守ること、地域福祉活動に理解を深め、高齢者を支援するボランティア活動への参加が望まれます。
- 高齢者支援の中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生委員児童委員などと地域コミュニティや各種団体活動との一層の連携と活動の充実が望まれます。
- 事業所などでは、関係する公的機関との連携のもとに適正な介護・福祉サービスを提供することが望まれます。

3. 障害者支援

■ 現状と課題

障害者手帳所持者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者とも、年々増加する傾向にあります。また、介護者や介助者についても高齢化しており、在宅での介護が困難になってきています。

障害があっても社会や地域の中で孤立せずに、自分の生き方や暮らし方の「自己選択・自己決定」が最大限に尊重され、それぞれのライフステージ*に応じ、いきいきとした生活が送れるように、多様な選択肢のあるサービスの整備や重層的な支援のネットワークづくりが課題となっています。

平成18年に施行された障害者自立支援法が全面的に改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として平成24年6月に制定、平成25年度から平成26年度にかけて施行されることから、障害の種別を超え、ライフステージに応じた相談支援を充実させるために、各機関の相談支援のネットワークを整備・構築し、身近な場所で必要な情報や相談が行える仕組みづくりが必要です。

また、生活のあらゆる領域の暮らしにくさを取り除く努力を続けるとともに、介護や介助などの支援とともに、それぞれの障害や日々の生活に応じたきめ細かなサービスの支援体制を地域の理解を得ながら整備し、障害が重くても、地域で生活していく上での権利が守られ、緊急の際においても適切な対応ができる仕組みの構築やバリアフリー*化など、安心して暮せるまちづくりと、障害のある人とともに暮らし働くことの意義や方法の啓発、多様な働き方や日中の過ごし方を選択できる基盤整備も必要となります。

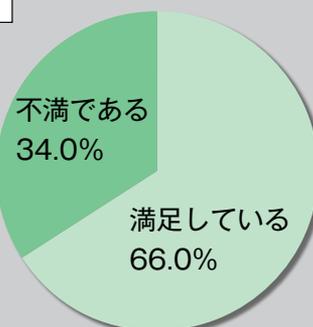
さらに、外出支援を充実させるとともに、スポーツ・文化活動や生涯学習など様々な活動機会を提供していくことによって、障害のある人が生きがいをもって生活できるまちづくりが必要となっています。

● 関連する分野計画

第2次障害者基本計画	平成24年度～29年度
第3期障害福祉計画	平成24年度～26年度
第4期障害福祉計画（策定予定）	平成27年度～29年度

施策評価（住民アンケート調査）

障害者支援



課題領域

A：安定的に維持すべき

*ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

※バリアフリー：社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去すること（物理的なものに加え、社会的、制度的、心理的な障壁も含まれる）

■ 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
身体障害者手帳	823	843	843	846	871
療育手帳	119	121	132	137	152
精神障害者保健福祉手帳	65	70	76	84	90
計	1,007	1,034	1,051	1,067	1,113

資料：福祉課

■ 基本方針

障害のある人にとって、福祉サービスを選ぶことのできる情報の提供や相談機能を充実し、誰もが自由で自立した生活を営むことができるように、地域社会と連携しながら、ライフステージに応じたそれぞれの状況にふさわしい福祉サービスの支援を行います。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
サービス等利用計画相談支援利用者数	別記注1) を参照	20人/年	100人/年
地域移行支援利用者数	別記注2) を参照	5人/年	5人/年
地域定着支援利用者数	別記注3) を参照	15人/年	30人/年

注1) サービス等利用計画相談支援利用者数：

「障害者総合支援法に基づき、障害者本人、障害者の家族や障害児の保護者などから依頼を受けた指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が障害福祉サービス支給決定時及び決定後の利用計画の作成、見直し（モニタリング[※]）を行うことにより相談支援の充実を図る。」この利用者数。

注2) 地域移行支援利用者数：

「障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者が円滑に地域で生活できるように住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する計画作成、相談や障害福祉サービス事業所などへの同行支援を行うことによりスムーズに地域での生活を送ることができるための準備・支援をする。」この利用者数。

注3) 地域定着支援利用者数：

「障害者総合支援法に基づき、居宅で単身生活の障害者や同居家族が介護できない状況にある障害者に常時の連絡体制を確保し、緊急事態の場合の相談や障害福祉サービス事業との連絡調整などを行うことにより地域での生活が定着できるよう支援する。」この利用者数。

■ 計画施策と内容

● 施策1 障害者の地域生活の支援

障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、障害者及びその介護者・介助者のニーズに応じたサービスの充実に努めるとともに、地域での生活支援の充実を図ります。

① 障害者福祉計画の推進と適切な見直し

* 障害者支援の方向性を示す障害者福祉計画の適切な履行と、その評価に基づく新たな障害者福祉計画（第2次障害者基本計画（改訂）、第4期障害福祉計画）の整備及び推進を図ります。

② 障害者支援の充実

* 障害福祉サービス事業所や施設への報酬支給により、障害者の居宅介護、日中活動や居住に関する

サービスの提供などの生活介助や支援を充実するとともに、障害者への相談支援を行う事業所への報酬支給により、相談体制の強化を図ります。また、身体障害者福祉会への加入（会員化）を促進し、会主催行事の実施を通し会員相互の親睦及び資質の向上を図ります。

③障害者支援体制の充実

* 山武圏域地域自立支援協議会（事務局：千葉県中核地域生活支援センター「さんぶエリアネット」）と連携し、障害者への課題に対する情報共有と解決策の推進を図ります。また、地域の実情に応じた総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化に向け、基幹相談支援センターの設置を検討します。

④地域療育ネットワークの推進

* 障害児などの療育の広域のかつ有機的な連携を図り、対象児の幼少期から成人期までの一貫継続した支援体制の継続に向けた仕組みづくりや、児童期における療育支援及びその後の移行期の連絡調整（福祉、医療、教育など）の連携を円滑にするコーディネート（総合調整）を行います。

●施策2 暮らしやすい環境の整備

誰もが安全で快適に街を利用できるよう、道路や公共施設における物理的なバリアフリー（障壁の解消）に努めるとともに、日常のコミュニケーションや移動の支援、緊急時の対応など、暮らしやすい環境の整備を進めます。

①障害者への生活支援の充実

* 障害者の円滑なコミュニケーション支援や外出支援の充実に努めます。また、障害者及びその家族・保護者からの相談を必要に応じて受けるために、指定特定相談支援事業所などとの連携や情報共有に努めます。

②地域支援体制や情報提供の充実

* 聴覚障害者協会や身体障害者福祉会及び民生委員児童委員協議会などと行政との連携により、災害時などにおける障害者やその家族・保護者への支援体制の充実を検討するとともに、視覚で確認できる防災行政無線や防災メールの導入など、障害者が暮らしやすい環境の整備を促進します。

●施策3 障害に対する理解の促進

地域活動や学校教育を通じて、障害者との交流の機会を充実し、障害者に対する正しい理解を促進します。

①福祉教育の充実

* 障害者との交流を通じて障害者に対する正しい理解を促進するために、地域活動や小・中学校において、障害者とのスポーツ交流や手話サークルなどへの参加を推進します。

②障害者の社会参加の推進

* 障害者の社会参加の促進や、孤立の予防と地域住民の障害者に対する正しい理解を促進するために、地域活動支援センターの利用者や地域住民のボランティアとの交流を図ります。また、身体障害者福祉会への加入の促進を図り、併せて高齢化した会員への対策を検討します。

③障害者雇用の促進

* 山武圏域地域自立支援協議会就労部会による情報の共有化や事例検討、研修会を開催し、就労支援に携わる関係者同士の連携を強化して、障害者の雇用を促進します。

● 施策4 各種専門機関との連携

障害者が個性に応じて自己実現を図ることができるよう、特別支援学校などとの連携により教育の充実を図るとともに、民間企業などの理解を促進し、関係機関との連携を通じて、さまざまな就労支援を行います。

① 特別支援教育^{*}の推進

^{*}対象者の個別ケース会議を行い、小・中学校、幼稚園及び保育所（園）と連携した個性に応じた教育支援の展開に努めます。また、障害者の進路や福祉全般に関する情報提供を行うとともに、特別支援学校（東金、八日市場など）との連携により、進路相談会での個別対応の充実に努めます。

② 障害者就労の支援

^{*}障害者就業・生活支援センター（山武・海匝・香取地域）との連携により、関係機関との調整やケース会議を行い、障害者の就労を促進します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- ノーマライゼーション^{*}の理念を基本に障害のある人への思いやり、理解を深め、障害者を支援するボランティア活動への参加が望まれます。
- 障害者に対する偏見など心の障壁をなくしていくため、相互理解の推進が望まれます。
- 障害者支援の中心的な役割を担う社会福祉協議会、地域相談員、民生委員児童委員などの一層の連携体制と活動の充実が望まれます。
- 事業所などでは、関係する公的機関との連携のもとに適正な福祉サービスを提供することが望まれます。



山武地区地域福祉促進大会作品展



山武地区地域福祉促進大会

^{*}特別支援教育：知的な遅れのない発達障害を含めて、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った指導及び支援を行うもの
^{*}ノーマライゼーション：年齢や障害の有無にかかわらず誰もが社会参加し、普通に生活を送ることが正常な社会であるという考え方

4. 地域福祉

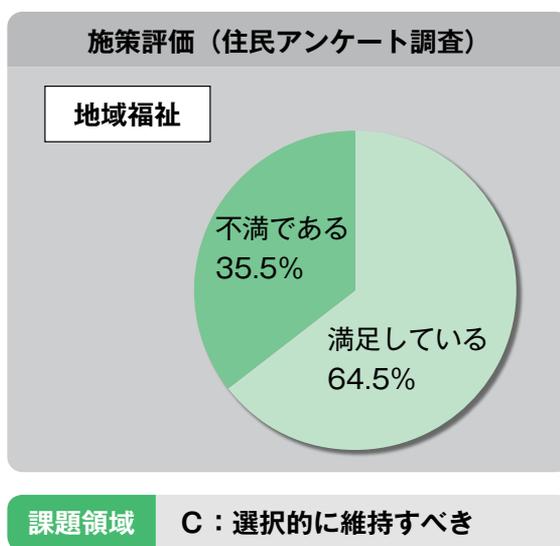
■ 現状と課題

核家族化や少子高齢化の進行、価値観の多様化などから、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化し、かつての相互扶助機能が弱まっています。同時に、情報保護への過剰な反応から、個人の情報提供に対する理解と協力が得られず、民生委員児童委員などの活動に支障をきたしている状況にあります。

一方では、子育てや高齢者の見守りの必要性に加え、家庭内暴力や虐待、引きこもりなどが新たに地域の課題としても取り上げられるようになってきました。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、住民、事業者、行政がともに地域福祉について考える必要があり、社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動への関心を高めるとともに、リーダーや活動の調整役の育成が課題となっています。特に、これから増加していく高齢者の中から活動を主導する人材が生まれることが望まれます。

また、高齢化が一層進んでいく中で、誰もが安心して暮らせる地域の環境としては、公共施設のバリアフリー化や情報のバリアフリー化も引き続き進めていくことが必要です。



■ 基本方針

地域全体で支え合うまちをつくるため、参加しやすい活動や場所の充実、人材や活動のネットワーク化を通じて、地域がともに生きる意識と地域活力の再生を促進します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
地域福祉施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	64.5%	70.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 地域共助の意識の醸成

交流活動の充実によるコミュニティの活性化や学校での福祉教育の推進などを通じて、地域の共助の意識を醸成します。

① 地域福祉への意識の喚起と醸成

* 敬老会の開催や記念品の贈呈などにより高齢者への感謝の念を表すとともに、住民の地域福祉への意識の醸成に努めます。また、保健・医療・福祉の連携強化による地域福祉体制の充実に努めます。

②地域福祉教育の推進

* 学校教育や社会教育の各種メニューに、地域福祉教育のプログラム*を継続的に取り入れるとともに、福祉教育が効果的に展開されるよう各種情報の提供や福祉教育メニューの紹介などに努めます。

●施策2 地域福祉体制の充実

社会福祉協議会や民生委員児童委員などと連携し、地域福祉を担う人材の育成を図り、ボランティア活動の活性化やネットワーク化を支援します。

①安心できる地域福祉体制づくり

* 信頼され、安心できる地域福祉体制の構築と運営に向け、社会福祉協議会などの福祉関連団体との連携により住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切な事業を行います。また、地域の見守り体制の強化や災害時に援護が必要な住民の把握とその対応方法を検討します。

②ボランティア活動の強化と促進

* ボランティア連絡協議会組織の構築を進め、ボランティア（団体）の育成とネットワーク化を推進するとともに、その受け入れ体制を充実することにより、住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

③保健や医療との連携強化

* 民生委員児童委員の活動の充実により、保健師や医師及び行政との連携が円滑に進む体制を検討し、関連する施設の相互活用を図ることにより、保健・医療・福祉の連携強化を進めます。

●施策3 ユニバーサルデザイン*のまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方をまちづくりに反映し、誰もが安心して楽しく過ごせることを基本とするまちづくりに努めます。

①生活を取り巻く環境のバリアフリー化の推進

* 公共施設のバリアフリー化を積極的に進めるとともに、民間施設のバリアフリー化も併せて促進することにより、誰もが安全に日常生活を営める環境づくりに努めます。また、施設環境だけでなく、障害者への情報提供が適切に行われる情報のバリアフリー化も進めます。

②ユニバーサルデザインの導入推進

* 新たな施設の整備や製品などの導入にあたっては、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いやすいデザインの導入に努めます。

■協働のまちづくりに向けて

- 支援を必要とする人たちを地域の人たちで支えあう地域共助への理解を深めること、誰もが安心して暮らせる障壁のないまちづくりが望まれます。
- 社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体などの連携と分担による地域福祉体制への理解を深め、コミュニティ活動や各種団体活動などを通じて、ボランティア活動への積極的な参加が望まれます。

*プログラム：ある目的のために実施する講座や行事などの内容を組み合わせた事業企画や計画

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインすること

第2節 いのちと生活の安心を守る

1. 保健・医療

■ 現状と課題

住民アンケートの結果によると、健康づくりの推進にかかる施策については満足度が高くなっていますが、高齢化や疾病構造の多様化などから、健康への関心は高まっており、健康づくりの一層の普及啓発を図る必要があります。

特に、生活習慣病については、食生活の多様化や運動不足、ストレスなどによって年々増加していることから、予備群を含めた有病者の減少を図るため、健診・保健指導の強化及び継続的な実施により健康づくりを推進するとともに、小児期から予防する必要性が増しているため、町、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭が一体となって、食育^{*}の推進など予防への取り組みが重要です。

また、がん予防やがん検診の推進、全国平均より高い歯率（虫歯）の低下をめざした、「8020 運動^{**}」の推進や食生活・生活習慣の改善なども重要です。

一方、町立病院として町内の医療機能の中心となる東陽病院には現在、一般病床及び療養病床 計 100 床がありますが、今後は国の方針も踏まえて、病床の効率的な利用を図っていく必要があります。併せて、窓口業務の向上と内科、外科、整形外科などの診療科目の充実が外来部門の課題となっています。

さらに、医療機関については、行政圏域と医師会、消防組合、輪番制休日当番医などの枠組みが町内で異なる現状にあるため、広域的な調整を行う必要があります。

● 関連する分野計画

次世代育成支援地域行動計画 平成 22 年度～26 年度

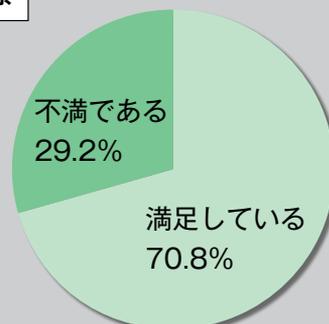
高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画 平成 24 年度～26 年度

■ 基本方針

いつでも快適で安心な暮らしを送れるよう、すべての基本となる健康を重点として、一人ひとりの意識・理解の向上と日常的な健康づくりを積極的に支援するとともに、それを支える保健・医療体制の充実に努めます。

施策評価（住民アンケート調査）

保健・医療



課題領域

A：安定的に維持すべき

^{*}食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

^{**}8020 運動：80 歳で 20 本の歯を残そうという運動

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
3歳児のう歯率	3歳児における虫歯の割合	30.0%	20.0%
がん検診受診率	受診対象者数に対する胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診の受診者数の割合	17.9%	50.0%
東陽病院診療科数	段階的に医師・従事者の充実を図りながら診療向上を図る	10科	10科

計画施策と内容

●施策1 健康づくりの推進

健康診査・検診の充実やきめ細かい一人ひとりへの保健指導の充実により、住民の自主的な健康づくりを推進するとともに、感染症予防などの危機管理に努めます。また、保健・医療・福祉の分野で相互に連携を図ります。

①健康づくり対策の推進

*生活習慣病予防やがん予防などと健康づくりのために、住民の健康づくり活動をさまざまな場面からサポートできる健康づくりセンター機能の維持・向上を図ります。また、健康づくりに係る講演や健康講座の開催及びその周知を図り、健康づくり意識の醸成に努めます。

②健康診査・各種検診の充実

*がん検診や健康診査の住民への周知と受診の促進を図ります。

●施策2 健康づくり意識・理解の向上

地域活動や学校教育を通じて、健康づくりに対する一人ひとりの意識・理解の向上を促進し、地域で健康づくりに取り組む体制づくりを支援します。

①健康関連情報の提供と相談体制の充実

*予防接種、乳幼児健診、がん検診、健康診査などの健康関連情報を住民に提供するとともにその周知に努めます。また、健康相談を定期的に行います。

②健康づくり活動の実施

*健康まつりを開催し、住民の健康への意識向上を図ります。また、バランスのとれた健康な食生活を送るため、学校教育や社会教育において食育を推進します。

●施策3 医療体制の整備

住民のニーズを的確に捉え、地域の医療機関や保健・福祉部門などとも連携を強化しながら、東陽病院の機能充実に努めます。

①医師の確保

*千葉大学や旭中央病院への医師の派遣要請、また各種媒体などの活用により、適切な医療従事者の確保に努めます。

②東陽病院の機能の充実

*東陽病院の運営コストの縮減や業務改革の推進により、安定した経営を維持するとともに、診療科

目の維持により住民ニーズに対応する医療機能の提供に努めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 食生活、適度な運動など日ごろから健康への意識を向上し、健康に配慮した生活を心がけること、また、地域における健康診査の受診励行や健康づくり活動の実践が望まれます。
- 食生活改善協議会や保健推進員など、住民側から健康づくりを促進する活動の中心的な役割を果たすことが望まれます。
- かかりつけ医を持つなど、医療機関の適切な利用が望まれます。



東陽病院



健康づくりセンター「プラム」

2. 社会保険

■ 現状と課題

国民健康保険被保険者の総数は減少傾向にありますが、高齢者の増加に伴って、医療費は増加傾向が続いています。その中であって、保険税収納率が伸び悩んでいるため、積極的な収納対策を講じ、国民健康保険財政の健全な運営を図っていくことが重要となっています。

また、国民健康保険の広域的運営や後期高齢者医療制度のあり方について、現在検討が進められており、こうした動きに的確に対応しながら国民健康保険制度を運営していくことも求められています。

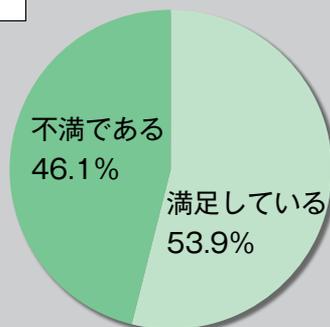
このように、人口や就業構造の変化に伴い、各種社会保険制度の見直しが進められていますが、制度維持のためには健康増進が最も基本的な重要課題です。

本町では、健康の維持増進のため、関係機関と連携して水中ウォーキング*教室や人間ドック助成などの事業を行っていますが、一方では、特定健診や保健指導の受診者数や参加者数が伸び悩んでいることが課題となっています。

介護保険制度については、利用者の増加及びサービス利用の多様化などにより、給付費が年々増大しており引き続き、健全な運営に向けた制度の普及啓発に努めていく必要があります。

施策評価（住民アンケート調査）

社会保険



課題領域

B：重点的に改善すべき

● 関連する分野計画

高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画 平成24年度～26年度

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（策定予定） 平成27年度～29年度

■ 国民健康保険加入者数の推移

(単位：人)

区分	H20年度	H21	H22	H23	H24
総数	10,890	10,602	10,472	10,324	10,207
一般被保険者	10,446	10,117	9,969	9,759	9,664
退職被保険者等	444	485	503	565	543

資料：国保事業月報

■ 後期高齢者医療保険加入者数の推移

(単位：人)

区分	H20年度	H21	H22	H23	H24
総数	3,744	3,780	3,865	3,966	4,039

資料：後期高齢者事業月報

■ 要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
要支援	163	154	139	151	167
要介護1	146	114	137	174	171
要介護2	175	225	213	206	205
要介護3	159	179	176	147	152
要介護4	158	142	164	182	190
要介護5	112	134	150	158	157
合計	913	948	979	1,018	1,042

資料：介護保険事業状況報告年報

■ 基本方針

誰もが健康で安定した生活を送ることができるよう、社会保険制度に対する一人ひとりの理解を深め、関係機関との連携のもと、社会保険制度の適切な運営を進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
特定健診の受診率	生活習慣病の発症を未然に防ぐため、40歳～74歳までの国民健康保険加入者を対象とする特定健診受診者割合	40.0%	60.0%
特定保健指導の実施率	特定健診結果による対象者に対する生活改善指導の実施割合	45.0%	60.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、医療費の適正化と保険税の収納率の向上に努めるとともに、情報提供による健康の意識向上や民間と連携した健康診査・検診や健康づくり活動の実施などを積極的に進めます。

①国民健康保険制度の維持

* 国民健康保険制度の維持と安定した運営の確保に向け、保険制度自体の周知と収納率の向上を図るための多様な納付方法の周知に努めます。また、保険税の確保を図るために、税滞納者に対する処分の強化も含めた回収に努めます。

②健康づくり事業の推進と医療費の抑制

* 住民の健康づくりと生活習慣病やそこから派生する疾病予防に努めることにより、医療費の低減化を図るとともに、ジェネリック医薬品^{*}の利用を促進するなど医療費の抑制に努めます。

●施策2 介護保険制度の健全運営

介護保険制度についての住民理解を促進し、健全な財政運営に努めます。また、家庭や地域、関係機関などとの連携を十分に図り、利用者が望むサービスの確保と質の向上に努めます。

①介護保険制度の周知と事業の健全な運営

* 被保険者への制度の適切な周知を図るとともに、介護予防の充実や給付の適正化により介護保険制度の健全な運営に努めます。また、利用者の実情に応じたサービスの提供ができるよう適切な介護保険事業計画（第6期）を策定します。

②地域包括支援センターとの連携

* 介護保険制度の周知や、介護申請及びサービス利用などにおける総合相談を行うとともに、適切な介護サービスの提供に努めます。

●施策3 後期高齢者医療制度の推進

75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者の独立した医療制度の実施主体である広域連合と連携をとり、制度の周知や後期高齢者医療費の抑制を図ります。

①後期高齢者医療制度の周知と実施

* 後期高齢者医療制度の周知に向け、制度のパンフレットの送付や広域連合だよりの配布を行うほか、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託された賦課徴収帳票の作成や、後期高齢者の健康診査などを適切に行います。

②後期高齢者医療制度の健全な運営

* 後期高齢者医療制度の運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、被保険者証交付や各種申請書の受付などの業務及び保険料の徴収を適正に行い、事業の健全な運営に努めます。

■協働のまちづくりに向けて

○国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度への理解を深め、保険税（料）納付、生活習慣病予防、介護予防に努めるなど健全な事業運営を支えていくことが望めます。

^{*}ジェネリック医薬品：製薬会社が開発した医薬品（先発薬）の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬（後発医薬品）のことで、先発薬と同等の有効成分で同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い

第2章

豊かな心を育む教育・文化のかおる まちづくり

第1節 自立した未来の担い手を育てる

第2節 個性を活かす機会を充実する

第2章 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

第1節 自立した未来の担い手を育てる

1. 学校教育

■ 現状と課題

本町の学校教育の現状として、児童・生徒数は減少傾向にあり、中長期的には適正な学校規模や学級編制について検討していく必要があります。

また、教育内容の向上に向けて、各種研修や研究に取り組んでいますが、学ぶ意欲や生活習慣の確立、問題行動、学力の向上など、学校においてはより一層の充実を図ることが求められています。

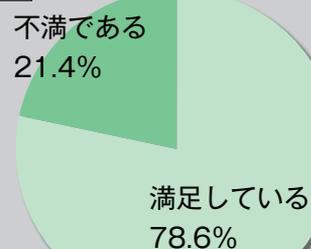
さらに、今日の国際化社会、知識基盤社会*をたくましく生きていくには、学ぶ喜びや学んだことを活かせる喜びを重視する中で、確かな学力を育成し、生きる力を育むことが重要です。そのためにも、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を見直し連携することが必要です。

加えて、特別な教育的ニーズのある児童・生徒（LD*・ADHD*・高機能自閉症*など）への対応の充実も重要性を増しています。

施設面においては、平成23年4月に新給食センターが完成し、より安全安心な給食を提供できるようになりました。一方、一部の小学校施設では、老朽化が進み、耐震化と改修による教育環境の改善が必要となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

学校教育



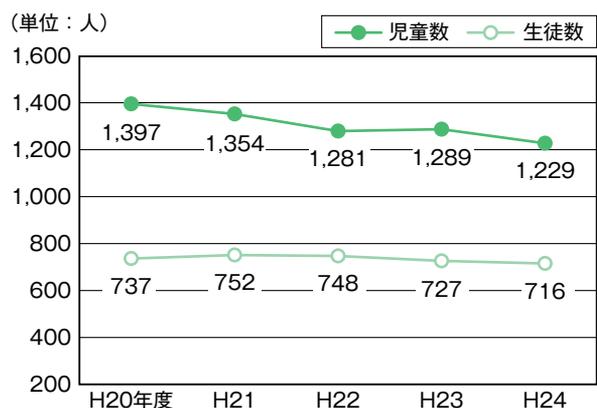
課題領域

A：安定的に維持すべき

■ 小・中学校位置図



■ 小学校児童数・中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査

*知識基盤社会：新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会

*LD：学習障害：全般的な知的発達に遅れはないが、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態

*ADHD：注意欠陥／多動性障害：年齢あるいは発達に不適合な注意力、衝動性・多動性を特徴とする行動の障害

*高機能自閉症：知的発達の遅れを伴わない自閉症

基本方針

児童・生徒一人ひとりが、その特性を活かして自立していけるよう、確かな学力の定着や自己肯定感の醸成を図ります。また、地域の人々との交流を通じて、コミュニケーション能力、働くことへの意識、まちへの愛着心などを育てます。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
外国語指導助手 (ALT) 配置数	国際感覚の醸成と国際理解の深化を図るため、ALTを配置する。	4人	4人
学校施設耐震化	耐震化の済んでいる学校施設の改修率	84.6%	100.0%

計画施策と内容

●施策1 教育内容の充実

学力の向上はもとより、自ら考え、人とコミュニケーションをして、課題の解決ができる子どもを育てるため、地域資源なども活用しながら、教育内容の充実、多様化に努めます。また、食育と併せて、心と体の教育を推進します。

①学習状況を踏まえた学力の向上

* 千葉県標準学力検査などによる児童・生徒の学習状況の把握に基づき、授業の充実に向けた教育課程を編成します。また、授業参観や校内研修の積極的な取り組みを行います。

②児童・生徒の人間関係力の強化

* 児童・生徒の人間関係づくりを行う能力の向上に向け、授業における実践プログラムの活用や、日常生活における教師とのつながりを深めます。

③多様な教育事業の推進

* 外国語指導助手 (ALT) の活用による国際理解や、情報教育機器の活用による情報活用能力の向上、防災教育の実施や地域人材の活用による体験を通じた教育など、児童・生徒の学ぶ意欲を喚起する多様な教育プログラムの活用に努めます。

④キャリア教育*の推進

* 職場体験活動や教科領域との関連に配慮した内容を教育課程に位置づけて取り組み、働くことの意味や楽しさを味わう機会を増やし、児童・生徒が将来の夢や希望をもつことができるようキャリア教育を推進します。

⑤日常生活における規範意識の醸成

* 健やかで公正な心を持つ児童・生徒の育成に向け、道徳教育の充実や食育の推進を図るとともに、そのために偏りのない教職員の指導能力の向上に努めます。

●施策2 学校運営の充実

児童・生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな教育をめざし、多様なニーズに対応できる教員の資質の向上や指導体制の整備を進めるとともに、地域との連携による地域に根ざした学校運営を推進します。

①信頼される学校運営体制の構築

* 地域に開かれた学校運営を推進するため、積極的な学校情報の発信や住民による学校運営への参加、さらには適切な学校評価の活用などに努めます。

②教職員研修の充実と学習指導力の向上

* 教員一人ひとりの授業スキルの向上に努めるとともに、偏りのない教職員の指導・育成に努めます。また、児童・生徒の円滑な学習活動の実現に向け人的な配慮に取り組みます。

③教育活動の推進

* 生徒の健全な心身の育成と積極性の向上に向け、中学校教育における部活動の奨励に努めます。また、生徒一人ひとりに対応した実りある進路指導に努めます。

●施策3 教育環境の整備

家庭・地域と連携し、安全で開かれた学校づくりを推進します。また、耐震化などを計画的に進めるとともに、児童・生徒数の動向と施設の老朽度を考え合わせ、学校施設の充実を図ります。

①安心できる教育環境の維持

* 子どもの安全確保のため、学校支援ボランティアを中心とした家庭と地域との連携による安全パトロールや、学校の巡回指導を行います。また、緊急通報装置や自動体外式除細動器（AED）などを適切に活用できるようにするとともに、通学用ヘルメットや防犯ブザーの配布による安全対策の強化を図ります。

②安全で快適な教育施設の整備

* 学校施設の耐震化を順次進めるとともに、老朽化対策を検討します。また、給排水設備及び空調設備を重点的に改修し、快適な教育施設環境の実現に努めます。

■協働のまちづくりに向けて

- 地域全体で子どもたちの教育に関わっていくことが重要であり、学校から発信される諸情報に関心をもち、教育活動に協力することが望まれます。
- 学校支援ボランティアをはじめ地域住民による登下校時の見守り活動など、子どもたちの安全確保への更なる取り組みが望まれます。
- 食育、地域学習やキャリア教育など、地域人材を活かした体験教育機会を提供することが望まれます。



授業

2. 青少年育成

■ 現状と課題

青少年をめぐる社会環境は急速に変化しており、自分や他人を大切に、責任を持って行動する意識を育てるには、改めて地域や家庭の力が必要となっています。

現在、本町では、青少年相談員 40 名が主にパトロールや交流事業を行っているほか、14 の子ども会が宿泊事業、スポーツ大会、季節イベントなどを行っています。また、スポーツ少年団は 15 団体が加入しており、スポーツ振興や各種交流活動など活発に活動しています。

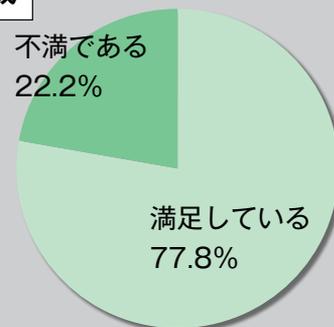
今後は、住民による、より積極的で自主的な運営のできる体制づくりやリーダーの育成などが課題になっています。

こうした活動のほか、親子の関係のあり方、しつけ、教育の不安などに関する情報提供や相談体制を充実するとともに、親子がともに参加できる機会を通じて、家庭の教育力の向上を図ることも重要です。

このため、健康診査や就学時の説明会など、多くの親が参加できる行事に合わせたり、子どもの趣味活動などの機会を通じて、家庭教育の向上につながる事業を続けていくことが必要となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

青少年育成



課題領域

C：選択的に維持すべき

■ 基本方針

次代の横芝光町を担う青少年を健全に育てるため、家庭・学校・地域社会が一体となって、豊かな心を育む家庭教育を進めるとともに、青少年が活躍できるようリーダーなどの人材育成を支援し、多様な青少年活動の連携を促進します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
「ジュニアリーダー*」育成講座実施回数	中学生を対象とした地域リーダー育成講座の実施回数	0 講座	1 講座

■ 計画施策と内容

● 施策 1 青少年の健全育成

社会体験や交流体験などにより、人との関わり方の学習を促進し、心身ともにたくましい青少年の育成に努めます。また、ジュニアリーダーなどの人材育成の促進により、住民の自主的な活動の充実を進めます。

*ジュニアリーダー：地域活動などのボランティア活動を行う中学生・高校生

①健全な青少年育成支援組織の充実

*健全な青少年の育成をめざす青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、各スポーツ少年団やPTA連絡協議会などとの連携により、全町的な青少年健全育成ネットワーク網を組織し、その活動を支援します。

②スポーツ少年団の普及と指導者の育成

*スポーツ少年団の育成と、その支援を行う体育協会の活動や指導者の育成活動の充実に努めます。

③青少年リーダーの育成

*各種分野の講座を行い、町の将来を担う優れたリーダーの発掘・育成に努めます。

●施策2 家庭教育の支援

家庭での教育に関する相談体制の充実や、親子がともに参加できる機会を提供することにより保護者の理解を深め、家庭・学校・地域の連携による家庭教育を促進します。

①家庭での教育力の向上

*学校と家庭及び地域の連携や、家庭での教育力の向上を図るために、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の家庭教育学級において家庭教育指導員の派遣を積極的に支援します。

②家庭教育相談の充実

*家庭教育指導員による家庭での教育に対する相談窓口を開設し、保護者の支援に努めます。

■協働のまちづくりに向けて

- 地域全体で地域の宝である子どもたちを育む活動を推進することが望まれます。
- 基本的な生活習慣や社会のルールを身につけさせるなど、家庭における教育に努めることが望まれます。
- 青少年育成事業の中心的な役割を果たす青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会をはじめ、関係団体の一層の連携体制と活動の充実が望まれます。



少年少女つどい大会

第2節 個性を活かす機会を充実する

1. 生涯学習

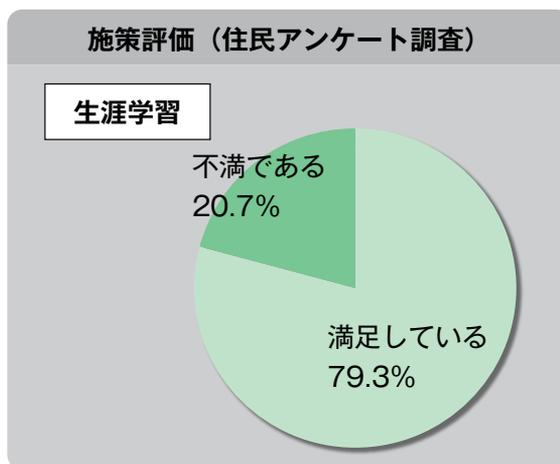
■ 現状と課題

生涯を通じた学習は、趣味や余暇活動としてだけでなく、生きがいや職業能力の向上など、自己実現のためにも意義が増しています。その中で、人々の価値観やライフスタイル*などの多様化に伴い、学習の対象もそのレベルも学習方法も個人によってさまざまになっています。

本町では、生涯学習講演会を開催し、その都度鑑賞してみたい芸術文化など、アンケート調査による住民ニーズの把握に努めているものの、参加者数は横ばいの状況にあり、特色ある学習講座の開設など、学習の機会や内容を充実していく必要があります。

また、住民の自主的な活動をより活性化するため、中心となる人材の育成支援や、生涯学習サポーターなどのボランティア確保が課題となっています。

生涯学習の中核である図書館では現在、36万冊の蔵書がありますが、資料の保管機能の向上や小・中学校、幼稚園及び保育所（園）との連携強化など、より有効に活用するための対策が必要です。また、図書館を地域の情報拠点として常に最新の情報を提供するとともに、住民の交流を促す機能としての環境も整えていくことが重要となっています。



課題領域 C：選択的に維持すべき

● 関連する分野計画

次世代育成支援地域行動計画 平成22年度～26年度

子ども読書活動推進計画（第二次） 平成24年度～28年度

■ 図書館の利用状況

区分	H22年度	H23
開館日数（日）	294	292
入館者数（人）	220,953	211,627
貸出数（冊、点）	387,540	373,526
うち個人貸出数（冊、点）	290,073	287,112
予約受付件数（件）	34,070	32,659
映画会参加者（人）	259	812
おはなし会参加者（人）	1,710	1,282

資料：図書館

基本方針

住民それぞれのニーズに合った学習の機会や場を整え、自主的な活動を積極的に支援して、住民の生涯学習への意欲を地域文化の形成やまちづくりに活用します。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
生涯学習施設利用者数	文化会館、町民会館、上塚会館の利用者数の合計	69,743 人/年	75,000 人/年
生涯学習講演会参加者数	生涯学習講演会の参加者数	50 人	150 人
講座開催数	講座の開催数 (寿大学、ウーマンアカデミーなど)	11 講座	15 講座
図書館利用者 (入館者) 数	ギャラリーや映画会などの入場者を含めた入館者数	211,627 人/年	220,000 人/年

計画施策と内容

● 施策1 生涯学習環境の充実

学習プログラムの充実や指導する人材の確保・育成を進めるとともに、学習成果を発表する機会の拡充に努め、生涯学習をまちづくりに活用します。また、施設情報や利用情報などの提供体制の充実を図ります。

① 学習プログラムの充実

* 各種講座を開催し、住民にさまざまな学習機会を提供します。

② 生涯学習講演会の開催

* 文化・芸術の様々な分野で著名な講師を招聘するとともに、講演会を実施し生涯学習の推進を図ります。

③ 生涯学習施設の管理

* 各施設ともに開設されてから数十年経過し、ほとんどの施設で老朽化が進んでいることから、各施設の修繕、改修を行うとともに、定期的に利用しているクラブやサークル等の団体と連携して各施設の環境整備を進めるなど、適切な維持管理を図ります。

* 今後、利用者が安全かつ快適に利用するため、施設の大規模な改修について検討します。

● 施策2 図書館機能の充実

学校などとの連携を強化し、図書館機能をより効果的に利用できるようにするとともに、図書館の持つ情報収集・発信機能を充実し、住民の交流拠点の一つとして活用します。

① 図書館と学校図書室の連携

* 各小・中学校と図書館の連携を強化し、児童・生徒の読書活動を推進するため、読書指導員により学校図書室の充実を図ります。

② 地域の情報発信と交流拠点機能の充実

* ホームページ^{*}を通じて地域や図書館の情報を発信するとともに、リクエストや資料の予約などの利用者サービス向上を図ります。

③ 図書館資料の充実

- * 図書館資料を定期的・継続的に購入し、利用者ニーズに対応した蔵書の構築を推進します。
- * 図書館資料の適正な管理を行うため、計画的に不要資料の除籍を行い、適正な蔵書容量を維持するとともに、長期延滞資料の未返却の改善に努めます。

④ 施設の維持改修

- * 快適な環境で図書館を利用してもらうため、老朽化した空調設備の改修工事を行うなど、建築経年による施設の維持改修を進めます。

協働のまちづくりに向けて

- 生涯を通じた学習への理解を深め、自主的な学習活動を行い、学習成果を仕事や暮らしに活かし、また、地域社会に還元していくことが望めます。
- クラブ、サークル等の自主的な運営に努めるとともに、生涯学習講座などの企画運営への参加を拡大する住民参画型の事業を展開していくことが望めます。また、生涯学習施設の環境美化活動など施設管理の協力が望めます。
- 住民に対して、まちづくり課題の解決に対応する学習講座の開講や各種団体の横断的な連携活動の推進について積極的に提案し、活動実践へ展開していくことが望めます。



文化祭展示

2. 文化

■ 現状と課題

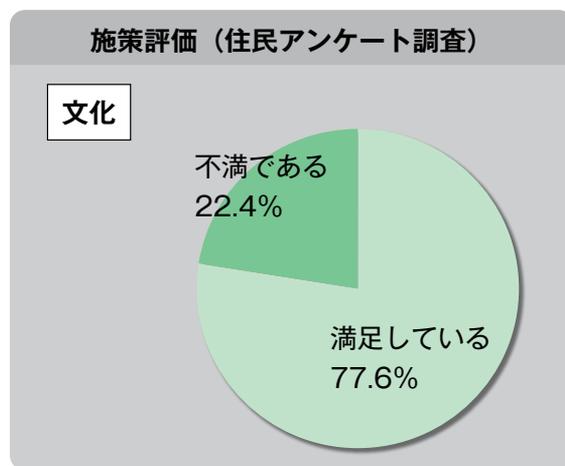
地域の歴史資産は、貴重な歴史として守る必要があるばかりでなく、住民の誇りや愛着の源にもつながり、今後のまちづくりにも活用することのできる大切な資源です。

現在、本町には、2つの国指定文化財のほか、発掘された多くの埋蔵文化財は収蔵庫に展示、保管しています。また、各地区には、伝統行事や民俗芸能が継承されていますが、高齢化の中で、継承者の育成への早急な支援が必要となっています。

さらに、地域の文化を守っていくためには、こうした保存体制の強化に努めるとともに、歴史資産を地域づくりや生涯学習の素材として活用することによって、郷土の文化に対する理解を深めていくことも重要です。

現在、文化協会加入団体は81団体、11講座がありますが、余暇活動の増大や高齢化の進行に対応し、発表や鑑賞の機会や場の充実を通じて、住民が直接芸術文化に触れ、楽しむことができるよう、自主的な芸術文化活動を活性化することも文化のかおるまちづくりにとって重要です。

施策評価（住民アンケート調査）



課題領域

C：選択的に維持すべき

■ 文化財の指定状況

指定物件等の名称	指定者	指定年度
芝山古墳群（殿塚・姫塚）	国	S33
鬼来迎	国	S51
海保漁村先生誕生の處	県	S14
古屋薬王院木造薬師如来立像	県	S28
小川台隆台寺銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	S28
辻観音院木造阿弥陀如来坐像	県	S33
篠本新善光寺銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	S57
鬼来迎古面	県	H13
明光院板碑	町	S47
宗龍寺板碑（2基）	町	S47
不動院板碑	町	S47
隆台寺板碑	町	S47
永享寺板碑	町	S47
虫生路傍 板碑	町	S47
篠本新善光寺 榎の木	町	S47
新井万福寺 榎の木	町	S47
宮川橋場中央幼稚園内 いぬ槇	町	S47
町原大銀杏	町	S49
宝米 木造阿弥陀三尊	町	S54

指定物件等の名称	指定者	指定年度
宮川 熊野神社神楽	町	S54
横綱小錦八十吉の墓	町	S56
鳥喰下大神楽	町	S56
屋形四社神社本殿	町	S61
屋形四社神社狛犬	町	S61
屋形四社神社御手洗	町	S61
屋形無量寺六地藏	町	S61
中台 庚申塔	町	S61
宗龍寺板碑	町	S63
宗龍寺の榎の木	町	S63
小川台 入定塚	町	H3
宝米 大棟梁大神の杉の木	町	H3
谷中稲荷神社獅子舞	町	H5
古川 浅間神社の森	町	H6
成田山御本尊不動明王御上陸之地	町	H10
海保漁村著書	町	H10
中台梯子獅子	町	H21
屋形四社神社里神楽	町	H23

資料：社会文化課

基本方針

地域に残る有形無形の歴史資産を保全・活用するとともに、住民の自主的な芸術文化活動を支援し、文化のかおるまちづくりを進めます。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
町民ギャラリー開催数	町民ギャラリーの企画展開催数	6回/年	6回/年
町民ギャラリー来場者数	町民ギャラリーの来場者数	5,000人	6,500人
文化祭参加団体数	文化祭の参加団体数	111団体	150団体
文化祭来場者数	文化祭の来場者数	3,793人	6,000人

計画施策と内容

● 施策1 文化資産の保全・活用

既存の施設を有効活用し、文化財の保存と活用を図るとともに、地域の人々とともに郷土の歴史を再確認しながら、地域の伝統芸能などを地域資源として伝承し、活用を進めます。また、隠れた歴史・文化資産の発掘、活用を図ります。

① 文化財の適正管理と保存

* 文化財の適正な保存・管理を行います。

② 伝統芸能の伝承活動の活性化

* 伝統行事や伝承活動を行う各団体への支援を行うことにより、無形民俗文化財の保存継承・育成に努めます。

③ 歴史・文化資産の発掘、活用

* 歴史・文化資産の発掘に努め、体験学習や講座などを通じて、文化財の積極的な活用を図ります。

④ ふるさと歴史訪問活動の充実

* 町内の歴史、文化財の訪問活動を通じて、住民の文化意識の高揚を図ります。

⑤ 文化財情報の発信

* 広報紙・随想誌などにより、文化財の情報を発信します。

● 施策2 芸術・文化活動の振興

高度な芸術・文化にふれる機会や自主的な活動の発表の機会を提供し、住民の芸術・文化に対する関心を高めるとともに、趣味や生きがいなど自己実現への意欲を支援します。また、芸術活動を推進する団体や指導者を育成・支援します。

① イベント情報の発信

* ホームページをはじめ、いろいろな媒体を活用し、各種講演会・講座などの情報を発信します。

② 文化鑑賞機会の充実

* 町民ギャラリーを開設し、企画展を定期的に開催するなど、住民が優れた芸術を鑑賞できる機会の

充実に努めます。

③地域住民の文化活動への参加促進

* 町と文化協会の共催で住民参加の文化祭を開催するなど、発表の機会、発表の場の充実を図り、住民の文化・芸術活動への参加意識を高めます。

④文化活動団体への支援

* 住民による自主的な文化活動を支援するため、文化協会など文化活動団体への支援を行います。

⑤文化活動リーダーの育成

* 文化協会と連携して生涯学習クラブ講座を開催するなど、文化活動リーダーの発掘・育成に努めます。

協働のまちづくりに向けて

- 郷土の歴史に関心を持ち、文化財や伝統行事などの保存・継承に協力し、次の世代に伝えていくことが望めます。
- 講演会・講座の開催、町民ギャラリーにおける企画展など、住民に芸術・文化を提供する企画立案への参加が望めます。



梯子獅子

3. スポーツ

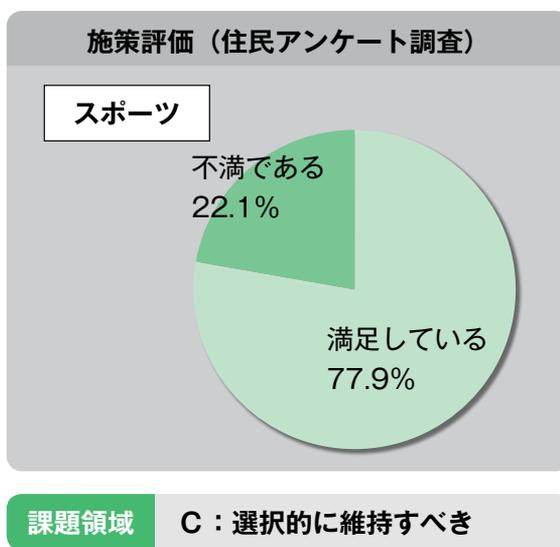
■ 現状と課題

近年、高齢者だけでなく、若い世代も健康に対する関心が高くなっており、健康づくりのためのスポーツから、自己実現のための競技としてのスポーツ、プロスポーツの観戦やその活用による地域活性化など、人々のスポーツの楽しみ方は多様化しています。

本町では、スポーツを通じ、住民相互の交流を深め、連帯感に支えられた健康で生きがいのある平和な明るいまちづくりをめざし、スポーツ健康都市を宣言しています。

現在、体育協会加入団体（部）20 団体、スポーツ少年団加入団体 15 団体をはじめ各種スポーツ団体が活発に活動しています。今後は、なお一層、生涯を通じてスポーツに親しめる環境整備（社会体育施設の適正な維持管理など）に努めるとともに、学校施設の開放については、地域住民のニーズに応えるべく、社会体育施設として設備と備品の充実に努めます。

また、各種スポーツ大会の開催などを通じて、住民がスポーツに参加し、地域の一体感が醸成されるよう、各種団体の自主性や運営機能の強化を促進することが重要となっています。



■ 体育施設の利用状況

（単位：人）

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
光スポーツ公園	10,136	9,534	7,754	7,121	7,341
体育館	22,226	20,129	27,959	36,505	28,288
東陽野球場	7,088	8,535	7,965	6,474	6,898
文化の森公園	15,843	15,598	15,825	18,431	14,990
しおさい公園	65,181	64,058	66,205	67,538	67,689
ふれあい坂田池公園	60,459	58,831	45,844	37,450	42,077
横芝海洋センター	20,657	20,603	19,717	16,440	11,923

資料：社会文化課

■ 体育施設等位置図



■ 基本方針

活発なスポーツ活動を積極的に支援し、地域の活性化や一体感の醸成に活用するとともに、住民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが手軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
スポーツ施設利用者数	スポーツ施設（ふれあい坂田池公園、横芝 B&G 海洋センター、光おさい公園、光スポーツ公園など）の利用者数の合計	205,047 人/年	210,000 人/年
体育祭参加者	体育祭の参加者数	4,000 人	4,000 人

■ 計画施策と内容

● 施策1 スポーツ・レクリエーションの振興

社会体育施設の計画的な維持管理に努め、有効に活用するとともに、スポーツ・レクリエーションの活性化に向け、地域団体による自主的な活動運営について支援します。

① 社会体育施設の維持管理

- * スポーツ・レクリエーション環境の向上を図るため、各施設の適切な維持管理を行います。
- * 各施設ともに数十年経過している建物が多く、老朽化が進んでいることから、利用者に安全かつ快適に利用していただくために、施設の大規模な改修について検討します。

② 社会体育施設の適正配置

- * 施設の維持管理に多額の費用が見込まれるため、利用頻度や施設の役割などを考え、統合・廃止を検討するなど、施設の適正な配置を検討します。

③各種団体の大会運営等への支援

* 体育協会を通じて、各種団体が行う大会・教室などの事業を支援し、「町民体力づくり」を推進します。

④学校施設の地域開放

* 各種スポーツ団体の活動の場を確保するため、町内学校体育施設(体育館・運動場など)を開放します。

⑤ウォータースポーツ*の普及促進

* 海洋クラブによるカヌー教室、カヌー体験試乗会の実施を通じて、ウォータースポーツの普及促進に努めます。

●施策2 スポーツを通じた健康づくり

スポーツを通じて、住民一人ひとりが生涯にわたり健康と生きがいを維持できるよう、指導者育成や交流事業などにより、身近なスポーツの振興に努めます。

①スポーツを通じた交流事業の実施

* 住民のスポーツに対する関心を高め、健康増進と住民相互の交流を深める場として、町民体育祭を開催します。

②水辺ウォークの環境整備

* 栗山川の水辺の自然を楽しみながら健康づくりができるよう、ウォーキングコースの設置など環境整備に努めます。

●施策3 スポーツ推進体制の充実

体育協会やスポーツ少年団などの団体への支援、スポーツ推進委員などの育成を通じて、地域スポーツ推進体制の充実を図ります。

①体育協会活動の支援

* 体育協会が主催する町民体育祭、駅伝大会、新春マラソン大会など、イベントの開催を支援します。

②スポーツ推進委員活動の推進

* スポーツの振興を図るため、スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会などを行い、スポーツ推進委員による軽スポーツを中心とした大会や教室を開催します。

③スポーツ少年団活動の支援

* 体育協会を通じて、スポーツ少年団活動の支援を行います。

④スポーツ活動協力員活動の推進

* 町民体育祭・駅伝大会などの町内スポーツイベントへの積極的な参加を推進し、スポーツの普及を図ります。

■協働のまちづくりに向けて

- 日常的にスポーツ活動に親しみ、スポーツ大会や教室などに参加して、健康づくりに努めるとともに、住民相互の様々な交流をすること、また、スポーツ施設、学校開放施設の適正な利用と清掃や環境整備など管理への協力が望まれます。
- 体育協会の事業運営体制を強化するとともに、スポーツ推進委員やスポーツ活動協力員の活動による生涯スポーツの普及が望まれます。



サッカー大会



町民体育祭

第3章

環境と調和した快適で安全なまちづくり

第1節 暮らしやすい都市の機能を整える

第2節 ふるさとの水と緑を保全・活用する

第3節 生活の不安とリスクを和らげる

第3章 環境と調和した快適で安全なまちづくり

第1節 暮らしやすい都市の機能を整える

1. 市街地整備

■ 現状と課題

本町の市街地は JR 横芝駅周辺と旧国道沿いに形成されていますが、都市計画が旧町単位の横芝都市計画と光都市計画に分かれていることから、均衡のとれた市街地の形成のため、都市計画を一元化するとともに、併せて土地利用状況の動向を見極めながら、用途地域の見直しを行う必要があります。

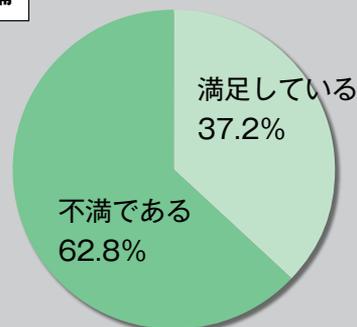
駅周辺については、JR 横芝駅の駅前広場は狭小なため、来場する車両の交通に支障をきたしており、利用者の利便性と安全性の向上を図る必要があります。また、機能的な市街地の形成と良好な居住環境の確保を図るため、長期的なまちづくりとして、駅周辺の一体的な整備と活用も課題となっています。

横芝光インターチェンジ（IC）周辺隣接地の土地利用については、銚子連絡道路建設の計画変更により、整備計画自体を見直す必要がありますが、住民のニーズや地域の特性を活かした都市形成を図っていく必要があります。

今後においては、交通に便利な立地を活かし、国道 126 号線及び横芝光 IC 周辺を単なる通過点としてではなく、同地域を人が集い社会に発信する拠点として位置づけ、地場産品の販売を核とした農産産地の規模拡大と商工業の活性化を図るため、関係団体の活力を活かした道の駅などを検討していく必要があります。

施策評価（住民アンケート調査）

市街地整備



課題領域

B：重点的に改善すべき

● 関連する分野計画

都市再生整備計画（横芝駅南口周辺地区）

平成 22 年度～26 年度

横芝光町都市計画マスタープラン*

（目標年次）おおむね 20 年後、平成 41 年

■ 都市計画用途地域等指定状況

区分	横芝都市計画	光都市計画
都市計画区域	約 3,360ha	約 3,332ha
第1種中高層住居専用地域	約 73ha	約 29ha
第2種中高層住居専用地域	約 28ha	—
第1種住居地域	約 184ha	約 136ha
第2種住居地域	約 10ha	—
近隣商業地域	約 24ha	—
準工業地域	約 28ha	約 13ha
工業地域	約 38ha	—
工業専用地域	約 24ha	約 32ha
用途指定地域合計	約 409ha	約 210ha

資料：都市建設課

■ 基本方針

市街地における利便性の向上とにぎわいの創造に向けて、自然や周辺環境との調和を大切にしながら、人の流れを考えた計画的な都市整備を進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成 29 年)
市街地整備施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している + どちらかといえば満足している」の割合	37.2%	50.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 特性を活かした都市計画

長期的な視野に立って町全体の均衡ある発展をめざし、地域特性を活かしたまちづくりを基本として、計画的に都市計画を進めます。

① 都市計画区域の一元化

* 都市計画区域が旧町単位で横芝都市計画区域・光都市計画区域の2つとなっており、都市計画マスタープランの方針に従って一元化し、計画的な土地利用を推進します。

② 用途地域の見直し

* 住民意向を踏まえつつ、秩序ある機能的な街づくり、適切な土地利用を図るための用途地域の見直しを検討します。

● 施策2 市街地の利便性向上

誰もが動きやすい範囲で市街地としての利便性が高まるよう、住民のニーズ把握に努めながら、広域交通の充実と連動した機能整備を進めます。

① 横芝駅前広場の整備

* 駅前広場整備によって機能改善と周辺地区の防災・防犯機能向上による都市サービス拠点の形成を図ります。また、市街地環境の整備、土地の有効利用を推進します。

②市街地整備の面的な検討

* 町の玄関口である JR 横芝駅南側広場や横芝光 IC 周辺など、都市計画マスタープランの方針に位置付けた市街地整備計画の検討を行い、都市整備の事業化の推進を図ります。

③横芝光インターチェンジ (IC) 周辺の整備

* 国道 126 号線及び銚子連絡道路横芝光 IC 周辺の整備を進め、道路利用者及び地域住民の利便性向上を図ります。

* 関係団体の参画を促進し、民間活力を活用した道の駅などについて検討します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 市街地環境の整備を計画的に進めるため、都市計画マスタープランの方針を具体化する用途地域の見直しや市街地整備の方向に関する検討活動に参加し、多様な住民意向を反映することが望まれます。
- 駅前広場などの市街地整備の事業化に対応し、空間の有効利用に向けた研究やルールづくりに居住する住民や事業者との協働により、その実現に努めることが望まれます。
- 道の駅など拠点施設の建設と運営についての研究と提案に参加し、民間活力を活かした事業開発の推進が望まれます。



駅前広場

2. 道路・交通

■ 現状と課題

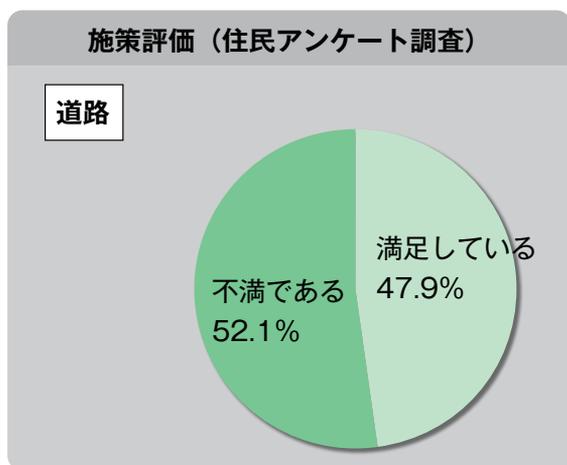
本町の幹線道路網は、東西に横断する国道 126 号を中心に県道、幹線町道、広域農道で構成されており、広域幹線道路として銚子連絡道路が平成 18 年 3 月に開通し、さらに銚子方面への延伸や圏央道の整備も予定されています。

今後は特に、栗山川が南北に縦断して町を東西に分断していることから、町の一体感を醸成するためにも、東西方向の道路整備が急務となっています。

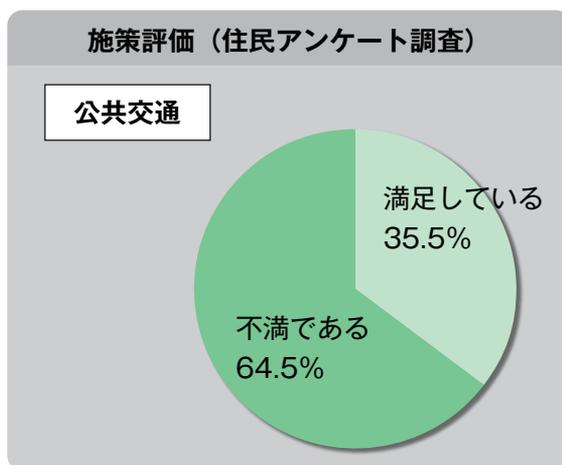
生活道路については、舗装率は 77%程度にあるものの、改良率は 50%に満たない状況であることから、地域の実情を勘案しながら計画的に整備を進め、道路環境の向上を図る必要があります。また、わかりやすく個性ある案内標識の設置、高齢者、障害者、子どもなどの利用に配慮した道路整備、道路照明灯による安全で快適な道路環境づくりも求められています。

鉄道は JR 総武本線の横芝駅があり、複線化など利便性向上に対する要望はありますが、車社会の進行によって利用者は限定されているのが現状です。

生活路線バスについても、通勤・通学利用者を主な対象として蓮沼線と水戸線が運行されていますが、利用者数は減少傾向にあります。一方、循環バスは、路線バスのない交通空白地域の解消、高齢者などの移動手段の確保のために運行されていますが、一層の効率性及び利便性の向上から地域の公共交通手段の検討が必要となっています。



課題領域 **B：重点的に改善すべき**

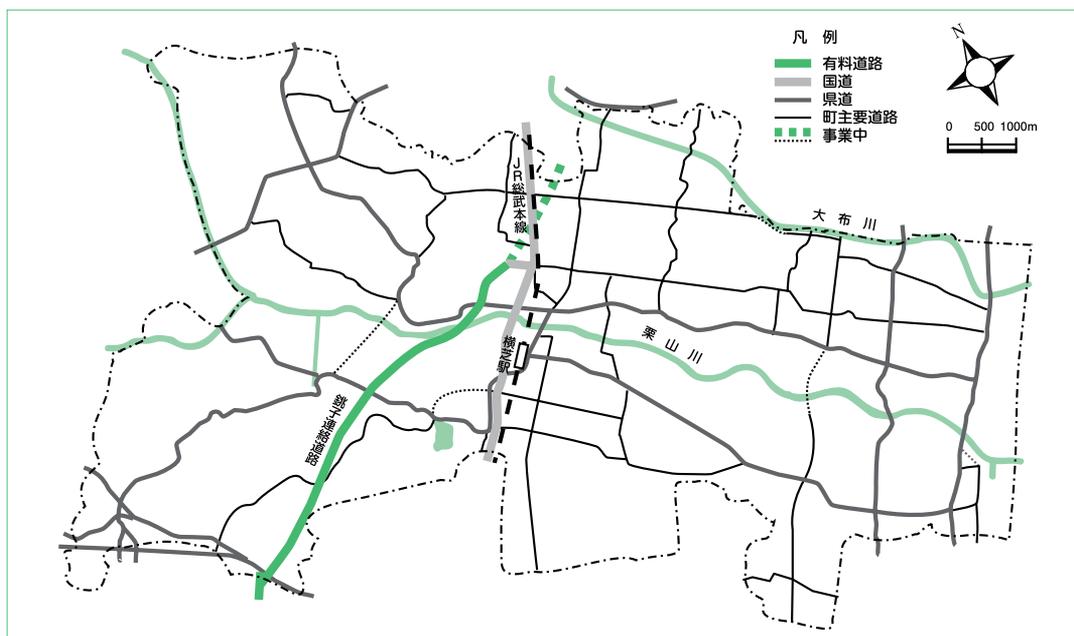


課題領域 **B：重点的に改善すべき**

● 関連する分野計画

地方特定道路整備計画	平成 18 年～25 年
地域活性化計画（名称：潮騒とみどり輝く九十九里・交流と連携の活性化計画）	平成 19 年～平成 25 年
社会資本総合整備計画（名称：安全な通行や暮らしやすい生活環境づくり）	平成 21 年～平成 25 年
横芝光町都市計画マスタープラン	（目標年次）おおむね 20 年後、平成 41 年

■ 幹線道路図



■ 町循環バス利用者実績

（単位：人）

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
よこしば号	16,795	19,533	18,682	20,106	20,906
ひかり号	16,953	15,786	16,387	15,102	14,999
公共施設循環	—	1,711	2,016	2,454	2,871
合計	33,748	37,030	37,085	37,662	38,776

注) 公共施設循環は平成 20 年度から運行開始

資料：企画財政課

■ 基本方針

町の交通利便性を高め、地域間の交流を促すため、広域幹線道路網の整備を促進し、幹線町道や生活道路の計画的な整備と安全で快適な道路環境づくりを進めます。また、誰もが利用しやすい公共交通機能の維持・向上を促進します。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成 29 年)
幹線町道の改良率	1 級、2 級町道の改良率	96.3%	98.0%
町道の歩道整備率	町道 (1 級、2 級、その他) の歩道整備率	78.4%	90.0%
公共交通施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している + どちらかといえば満足している」の割合	35.5%	40.0%

計画施策と内容

● 施策 1 幹線道路の整備

広域道路の整備に併せた幹線道路の充実と、特に東西方向の道路整備により、町の骨格づくりと町内交通の利便性向上を図ります。

① 幹線町道の整備

* 住民の日常生活に直結する幹線町道の改良事業を継続的に進めます。

② 都市計画道路の整備

* 町内交通の骨格となる都市計画道路の改良事業を継続的に進めます。

③ 栗山川における架橋と取付け道路の整備

* 町の東西方向を結びつける栗山川における架橋と取付け道路の整備を推進します。

④ 国道・県道の整備促進

* 安全で快適な道路環境と広域的な交流を促進するため、国道及び主要地方道、一般県道の整備を県に要望します。

● 施策 2 生活道路の充実

日常的に利用する生活道路の整備、歩道や交通安全施設などの整備を進め、住民とともに植栽や美化などを行い、安心して快適な優しい道づくりに努めます。

① 生活道路の整備

* 住民が日常的に利用する生活道路の整備を継続的に進めます。

② 歩道の整備

* 歩行者の安全性を確保するため、歩道を整備し、歩車分離を進めます。

③ 交通安全施設の整備

* 歩行者の安全確保を図るため、道路標識、ガードレールなど安全施設の整備を進めます。

④ 協働による道路環境の美化

* 道路環境美化活動の促進など、住民と協働による道路環境の美化に努めます。

● 施策 3 公共交通機能の充実促進

鉄道機能の充実及び生活路線バス（廃止路線代替バス）の運行維持や芝山鉄道の延伸などについて、関係機関に要望を続けるとともに、住民のニーズを的確に捉え、循環バスの効率性と利便性の向上に努めます。

①鉄道の充実の要望

*横芝駅の充実を図るため、JR に対して各種要望を行います。

②生活路線バスの運行

*交通弱者に対する交通手段の確保を図るため、生活路線バスを引き続き運行します。

③循環バスの効率性・利便性の向上

*公共交通手段の検討を行うとともに、交通空白不便地域の解消、交通弱者に対する交通手段の確保を図り、公共施設利用者などの利便性の向上を図るため、循環バス運行の効率性、利便性の向上に努めます。

④デマンド交通^{*}の検討

*町内の公共交通の充実に向けて、デマンド交通の導入、運行実施について検討します。

⑤空港シャトルバスの運行

*芝山鉄道延伸の促進を図るため、成田空港方面への交通手段として空港シャトルバス運行を継続します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 道路の計画的な整備については、地域住民、土地所有者などとの意見調整が重要となることから、これらへの協力が望まれます。
- 道路の補修必要箇所などについての地域からの情報提供が望まれます。
- 地域住民や事業者などからなる自発的なボランティア（道路里親ボランティア^{*}など）による道路環境美化活動の一層の展開が望まれます。
- 公共交通をなるべく利用するようにし、地域みんなで支えていくことが望まれます。
- 地域公共交通会議をはじめ、循環バス利用の促進やデマンド交通の導入など、公共交通の充実への協議を更に推進することが望まれます。



JR 総武本線



銚子連絡道路

^{*}デマンド交通：利用者が電話等で事前予約し、運行地域内の指定する乗車地から目的地まで乗り合いで移送する交通サービスであり、需要に応じた運行ができる

^{*}道路里親ボランティア：住民ボランティアが“里親”となって、一定区間の道路のごみの収集・清掃・草刈り等の美化活動を行うもの

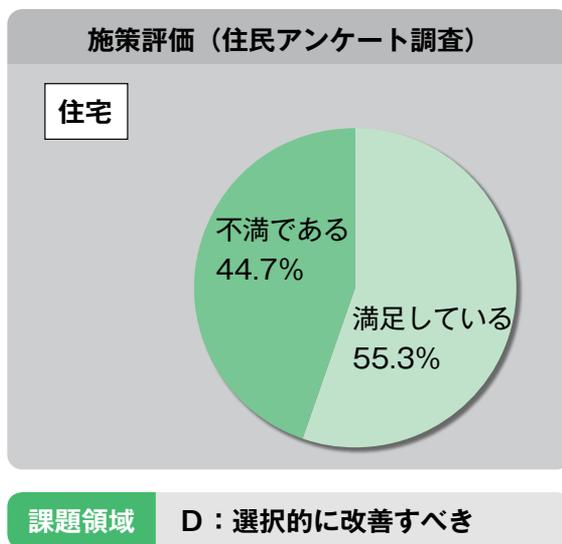
3. 住宅

■ 現状と課題

近年、一般住宅の新築及び増築は、年代や価値観などにより、多種多様な意向があると考えられることから、調和のとれたバランスの良い居住環境の整備を推進していく必要がありますが、民間指定確認審査機関での建築確認申請が多数を占める中、適正な指導・対応が求められます。

また、昭和56年5月31日以前に建築・着工された居住用木造一戸建て住宅または併用住宅に対する耐震診断補助制度の周知徹底・活用推進を図ることも重要となっています。

本町には公営住宅として町営住宅が3団地94戸、県営住宅3団地198戸があります。特に町営住宅の老朽化は著しく、改修や建替え等の検討が必要となるとともに、入居者の高齢化に対応した住環境の充実対策も必要となっています。

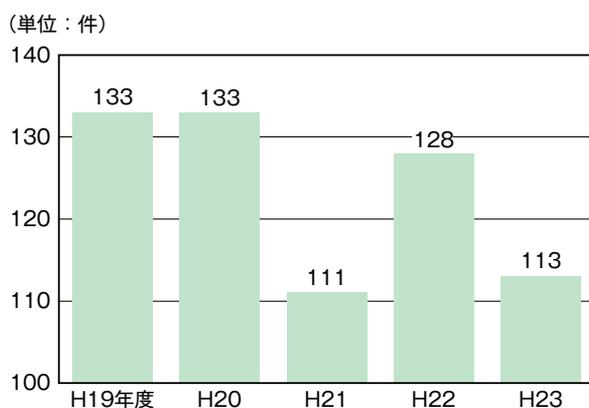


● 関連する分野計画

横芝光町耐震改修促進計画 平成22年度～27年度

横芝光町営住宅長寿命化計画 平成24年度～

■ 建築確認申請件数の推移



資料：都市建設課

■ 基本方針

一般住宅における安心で安全な居住環境づくりを推進するとともに、公営住宅の老朽化対策などについて検討します。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
木造住宅耐震診断補助金交付件数	地震被害の軽減を図るため、昭和56年5月以前建築・着工の木造住宅の耐震診断の補助金交付件数	0件/年	5件/年

計画施策と内容

●施策1 適正な住宅開発・住宅建築の促進

宅地開発や建築確認における適切な指導により、街並みの景観向上を図るとともに、一般住宅の安全性確保の促進に努めます。

①宅地開発・建築確認の指導の充実

*千葉県山武土木事務所及び建築士会と連携した建築パトロールの実施などにより、住宅開発・建築の適正かつ安全の確保を促進します。

②耐震診断の実施促進

*木造住宅の耐震化に対する支援をし、地震被害の軽減を図るため、旧耐震住宅の耐震診断費用の補助などを含め、既存居住用木造住宅における耐震診断の実施を促進します。

③火災警報器の設置促進

*高齢者家庭への防火指導とあわせ、住宅用火災警報器の設置を促進します。

●施策2 公営住宅の改善

入居者の高齢化に対応し、老朽化の著しい町営住宅の改修・建替え等について検討を進めます。

①町営住宅の改修・建替え等の検討

*町営住宅長寿命化計画を策定し、町営住宅の改修及び建替え等の検討を行います。

②県営住宅の充実の要望

*県の公営住宅など長寿命化計画の実施にあたって、町内県営住宅の改修及び建替え等を要望します。

協働のまちづくりに向けて

- 事業者は、住宅開発・建築確認指導をもとに適正で安全な宅地や住宅を供給することが望めます。
- 耐震診断の実施により住宅の耐震性を把握し、補強などを進め、居住する住宅を適切に管理することが望めます。
- 地域コミュニティの連帯により地域ぐるみで近隣の居住環境を良好に維持していくことが望めます。

4. 上水道・下水処理

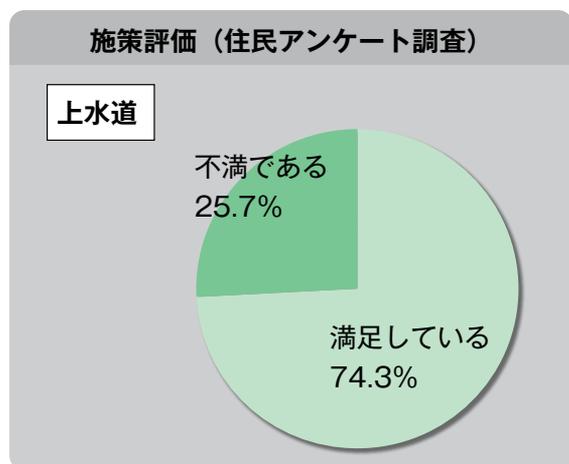
■ 現状と課題

上水道については、横芝地域は山武郡市広域水道企業団、光地域は八匜水道企業団により給水業務が行われており、全体の水道普及率（平成24年3月末）は75%となっています。

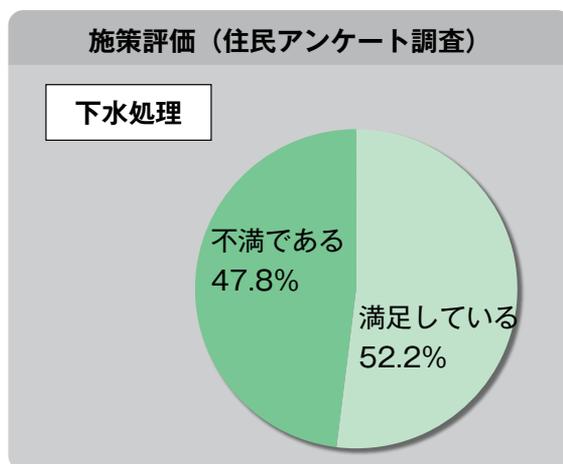
現在、一部事務組合が異なることから、利用料金などに多少の格差があることに加え、両企業団ともに老朽化した配水管の敷設替えが課題となっています。今後は、組合の広域合併も視野に入れながら、関係機関と連携をとって適切な維持管理に努める必要があります。

下水処理については、合併処理浄化槽^{*}の設置を整備方針としていますが、事業区域として6集落で農業集落排水事業^{*}が行われ、2箇所^{*}で污水处理施設が稼働しています。今後は、公共下水道などの事業については財政的な課題があるため、当面は合併処理浄化槽の設置により、污水处理を推進する必要があります。

このような状況のもと、新築家屋では合併処理浄化槽の設置が進んでいますが、既存の単独浄化槽^{*}から合併処理浄化槽への転換が課題です。なお、農業集落排水事業については、未接続世帯の接続促進と今後の維持管理に向けた財源確保が課題となっています。



課題領域 **C：選択的に維持すべき**



課題領域 **B：重点的に改善すべき**

● 関連する分野計画

横芝光町污水適正処理構想 目標年次 平成31年度～

^{*}合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽

^{*}農業集落排水事業：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水等を処理する施設を整備する事業

^{*}単独浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽

■ 上水道給水人口の推移

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
区域内人口（人）	26,219	26,347	26,036	25,876	25,658
給水人口（人）	19,868	19,775	19,868	19,817	19,253
普及率（%）	75.78	75.06	76.31	76.58	75.00

資料：山武郡市広域水道企業団、八匜水道企業団

■ 浄化槽等処理人口と普及率の推移

（単位：人、%）

区分	H19年度		H20		H21		H22		H23	
	人口	割合								
区域内人口	26,436	—	26,219	—	26,036	—	25,876	—	25,658	—
合併浄化槽	9,117	34.49	9,531	36.35	9,676	37.16	9,931	38.38	10,152	39.57
単独浄化槽	10,430	39.45	10,146	38.70	10,219	39.25	10,076	38.94	9,917	38.65
汲取り便槽	5,906	22.34	5,693	21.71	5,567	21.38	5,264	20.34	5,045	19.66
農業集落排水	740	2.80	760	2.90	760	2.92	622	2.40	515	2.01

資料：山武郡市広域行政組合、東総衛生組合

■ 基本方針

安心安全な上水道の安定供給を図るため、企業団による給水業務の円滑化を促進するとともに、下水処理においては農業集落排水事業との整合を図りながら、合併処理浄化槽の普及を重点的に促進し、公共水域の保全を図ります。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
上水道普及率	人口に対する上水道の普及率	75.0%	85.0%
合併処理浄化槽普及率	人口に対する合併処理浄化槽の普及率	39.6%	45.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 上水道の整備

安全で安定した水の供給のため、老朽化した配水管の計画的な敷設替えを促進するとともに、住民の節水意識の向上を促しながら、水道事業経営の一層の効率化に努めます。

① 老朽配水管の計画的な敷設替え促進

* 上水道が安定して供給されるよう、水道企業団施設の適切な維持管理を図り、老朽配水管の計画的・定期的な敷設替えを促進します。

② 節水意識の普及啓発

* 節水を通じて水の大切さを知ることができるよう、ホームページや広報紙などによる啓発活動を行います。

③水道事業の経営効率化

*水道事業の広域合併を検討するなど、経営の効率化に努めます。

④栗山川の水質汚濁の防止

*栗山川汚染防止対策協議会など流域市町が連携し、環境保全及び生活排水などの適正処理を推進し公共水域の保全を図ります。

●施策2 下水処理対策の推進

新築家屋における合併処理浄化槽の設置促進と、既存の単独浄化槽の転換を積極的に促進するとともに、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。

①合併処理浄化槽の設置促進

*公共水域などの水質保全及び公衆衛生の向上、生活雑排水の適正処理を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

②農業集落排水施設の維持管理

*農業集落排水事業の推進と汚水処理施設の適正な維持管理を行い、集落における農業用水路の水質保全及び生活環境の向上を図ります。

③公共下水道の調査・研究

*合併処理浄化槽の設置及び転換、農業集落排水施設の適切な維持管理を推進しながら、将来的な公共下水道についての調査・研究を進めます。

■協働のまちづくりに向けて

- 上水道事業への関心を高め、飲料水を大切に使う意識を持つことが望まれます。
- 栗山川流域が連携して取り組んでいる汚染防止対策への理解を深め、生活排水などの適正処理を推進することが望まれます。
- 農業集落排水区域においては、農業集落排水処理施設維持管理組合の活動による接続加入の促進が望まれます。



木戸台クリーンセンター

5. 環境衛生

■ 現状と課題

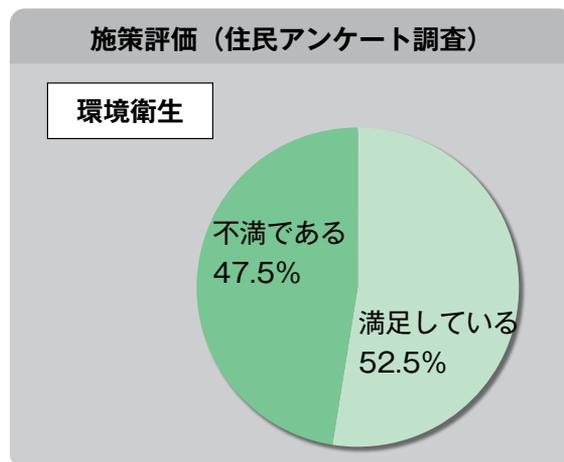
ごみ処理については、横芝地域は山武都市環境衛生組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合で収集業務などを行っていますが、焼却炉の耐用年数やごみ処理広域化の再編への対応が課題となっています。その上で、今後も、持続可能な循環型社会^{*}への移行に向け、ごみの減量化や資源の再利用などの取り組みを一層進めていく必要があります。

また、近年、山林などへのごみの不法投棄が増え、平成9年度から不法投棄監視員を委嘱し、警察とも協力しながらパトロールなどの防止対策を行っていますが、件数はあまり減っておらず、この対策も課題となっています。

し尿処理については、横芝地域は山武都市広域行政組合（環境アクアプラント）、光地域は東総衛生組合（光クリーンパーク）で処理を行っており、今後も水質を保全するため、し尿や汚泥の適切な処理を進めることが重要です。

水質保全については、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、近隣市町等と協力しながら、昭和47年から「栗山川汚染防止対策協議会」で水質調査や啓発活動を行っています。また、使用済み食用油の河川などへの流入を防ぐため、廃食用油の回収を行っていますが、そのエネルギー資源などとしての再利用が課題となっています。

航空機騒音対策については、町の北西部が第1種騒音区域に指定され、同区域に隣接する区域についても、町及び成田空港周辺地域共生財団によって、きめ細かな対策を進めています。今後も地域住民の不安要素の解消を関係機関に働きかけ、地域と空港の共生に引き続き努める必要があります。



課題領域 B：重点的に改善すべき

■ ごみ収集の推移

（単位：t）

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
可燃	5,290.25	5,134.65	4,892.65	4,820.92	4,613.79
資源	550.45	520.54	548.25	527.32	524.24
不燃	597.89	617.00	679.09	612.79	577.18
粗大	152.85	121.23	111.57	201.42	189.45
その他	38.53	34.70	58.05	50.49	40.31
合計	6,629.97	6,428.12	6,289.61	6,212.94	5,944.97

資料：計量年報（山武都市環境衛生組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合）

■ 公害等苦情件数の推移

(単位：件)

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
廃棄物	102	92	92	8	19
大気汚染	25	3	0	0	1
水質汚濁	10	3	3	1	0
騒音	6	5	7	6	0
病害虫	1	2	3	4	2
悪臭	5	5	2	2	0
その他	25	61	75	56	20
合計	174	171	182	77	42

資料：環境防災課

■ 基本方針

環境の保全と衛生的で快適な生活基盤の充実を図るため、ごみ処理、し尿処理の体制整備を進め、持続可能な循環型社会の構築をめざします。また、航空機騒音対策など、快適に暮らせる地域づくりに努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
町民1人1日当り 排出ごみ量	年間排出されたごみ量を人口・日数で算出	0.62kg	0.50kg

■ 計画施策と内容

● 施策1 ごみの適正な処理

ごみ処理体制を整備し、一部事務組合の運営の充実に努めるとともに、資源のリサイクル*を徹底し、一層のごみの減量化を図ります。また、住民との協働により、不法投棄防止活動や環境美化活動を強化します。

① 一部事務組合の運営の充実

*ごみ処理の広域化を進めるため、(仮称)一部事務組合統一化検討委員会を設置し、利用料金、運営体系、サービスなどの統一化を検討します。

② 循環型社会の構築

*家庭から排出される生ごみの自己処理及び減量化を図るため、生ごみ処理機の購入費を補助するなど、限りある資源の再利用を図り、循環型社会への移行を推進します。

*分別収集、廃食用油の回収などを通じて、エネルギー問題、循環型社会づくりについて住民意識の高揚を図ります。

③ 不法投棄防止対策の推進

*不法投棄監視員によるパトロールや啓発活動を行うなど、監視体制の強化を図り、不法投棄防止を推進します。

④ 関連条例の制定

*環境を取り巻く諸問題に対応すべく、環境関連条例の制定などについて検討します。

*リサイクル：製品化されたものを再資源化し、新たな製品などの材料として再生利用すること（リデュース：減量、リユース：再使用と合わせて“3R”と呼ばれる）

⑤協働による環境美化活動の推進

* 一日清掃、栗山川周辺環境ボランティアなどの地域ぐるみの環境美化活動が行われていることから活動の輪をさらに広め、地域が一体となった環境美化活動を推進します。

●施策2 し尿の適正な処理

し尿及び汚泥の収集・処理体制を整備し、一部事務組合の運営の充実に努めるとともに、単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

①一部事務組合の運営の充実

* し尿処理の広域化を進めるため、(仮称)一部事務組合統一化検討委員会を設置し、利用料金、運営体系、サービスなどの統一化を検討します。

②合併処理浄化槽の設置促進

* 公共水域などの水質保全及び公衆衛生の向上、生活排水の適正処理を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

●施策3 生活環境の保全

公害の防止について住民や事業者の意識啓発を図り、特に栗山川の環境保全を広域的な連携により進めます。また、関係機関と連携しながら、廃食用油などの資源の循環活用についての研究を進めます。

①公害防止の啓発

* 水質汚濁、大気汚染や土壌汚染など、各種公害防止に対する啓発活動を行い、公害の防止に努め、快適な居住環境を維持します。

②広域連携による栗山川の環境保全・浄化

* 広域連携による栗山川の環境保全・浄化を促進するとともに、周辺の特性ごとに、栗山川周辺環境ボランティアによる環境保全活動を推進します。

③資源の循環活用の研究

* 関係機関と連携しながら、廃食用油などの資源の循環活用について研究を進めます。

④空き地の適正管理指導

* 関係課で構成した会議を開催し、空き地の今後の対応などについて検討します。

●施策4 航空機騒音対策の充実

成田国際空港による航空機騒音の対策を継続し、該当地区の生活環境の保全に努めるとともに、空港への近接性を活かした共生の地域づくりに努めます。

①航空機騒音対策の充実

* 航空機の騒音により生ずる障害の緩和を図り、生活環境を改善するため、航空機騒音対策の充実に努めます。

* 成田国際空港の発着枠30万回化、滑走路の利用方法の変更などにより、騒音被害の拡大が懸念されるため、騒音対策の地域間格差の是正について検討します。

②空港と共生する地域づくり

* 成田国際空港や関係市町等との連携を密にして、空港の持つ可能性や活力を活用した地域の均衡ある発展を促進します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- ごみ処理事業への理解を深め、ごみの排出量の減量化や分別排出の徹底が望まれます。また、エネルギー問題や循環型社会づくりへの関心を高め、分別による資源回収の推進や廃食用油回収への協力が望まれます。
- 事業活動においては、環境問題への関心を高め、公害の発生防止、周辺環境への配慮に努めることが望まれます。
- 栗山川汚染防止対策協議会による水質検査など、栗山川の浄化について関心を高めることが望まれます。
- 空き地について、環境問題に対応する所有者による適正な管理が望まれます。



東総衛生組合光クリーンパーク



山武郡市環境衛生組合

第2節 ふるさとの水と緑を保全・活用する

1. 環境・景観

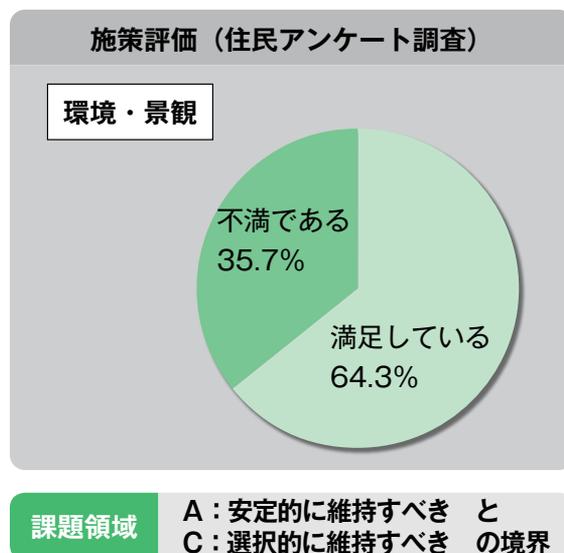
■ 現状と課題

地球の温暖化、大気汚染、水質汚濁など、地球規模で環境の悪化が進んでおり、環境保全に対する一人ひとりの関心や意識は高まっています。

本町には、九十九里平野で最大の河川である栗山川が中央部を流れ、海岸線には九十九里浜の白砂青松が続き、貴重な観光資源となっています。また、山間部には、美しい緑が広がり、殿塚・姫塚などの古墳群や坂田城跡などの歴史資産ともあいまって、景観形成や教育の資源ともなっています。

さまざまな恩恵をもたらしてくれる、こうした自然環境を保護することは町の発展にとって重要であり、コアジサシやアカウミガメなどの希少生物や、梅や桜、ハマヒルガオなどの景観の保全と活用が課題となっています。

また、自然資源のほか、道路、河川の環境整備や街並みの保全も景観形成には重要であり、道路里親ボランティアのような住民主体の活動の育成も改めて重要になっています。



● 関連する分野計画

横芝光町地球温暖化対策実行計画	平成 25 年度～29 年度
横芝光町都市計画マスタープラン	（目標年次）おおむね 20 年後、平成 41 年
横芝光町環境基本計画（策定予定）	（未定）

■ 基本方針

豊かな自然環境や美しい景観を町の魅力として次の世代に伝えるため、住民とともに環境・景観の保全を進めます。また、観光や教育の資源として積極的に活用します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
環境・景観施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	64.3%	70.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 環境の保全・活用

住民の環境保全への意識啓発に努めるとともに、住民の自主的な活動と連携しながら、計画的に環境を保全します。また、学校教育や生涯学習において環境教育を推進するとともに、観光資源としての自然の活用や景観の保全への意識啓発を推進します。

①環境保全の意識啓発

* 一日清掃や栗山川周辺環境ボランティアなどの環境美化活動、自然保護活動を通じて環境保全の意識啓発に努めます。

②環境教育の推進

* 自然資源の大切さや環境保護の重要性を広く住民へ周知するとともに、自然学習体験などを通じた環境教育を推進します。

③環境基本計画等の策定

* 町の豊かな自然を守り育て、将来の世代へ引き継いでいくため、環境関連条例の検討と合わせて環境基本計画の策定について検討します。また、地球温暖化対策実行計画の見直しを行います。

④環境保全活動、エコ^{*}への支援

* 住民による自主的な環境保全、環境美化活動に対して支援します。

* 住宅用太陽光発電システム設置者に対して補助を行います。

● 施策2 景観の保全

町の魅力を形づくる景観を保全する観点から、自然環境の維持や道路・河川の整備、農村の景観形成について、住民の意識の向上を図ります。

①景観整備への意識啓発

* 地域を代表する景観の選定や、優良な景観形成の活動に対する表彰など、景観法^{*}の活用検討も含め、景観に対する意識の高揚を図ります。

②道路・河川環境の整備

* 地域と連携を図りながら、地域の実情にあった道路、河川の環境整備を進めます。

③道路里親ボランティアの育成

* 各種ゴミ回収ボランティアにごみ袋を配布し、活動支援と育成を行うなど、引き続き道路里親ボランティアの育成に努めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

○ 日常の暮らしやまちづくりのあり方を地球環境との関わりで考え、環境に配慮した暮らしや事業活動への取り組みが望まれます。

○ 良好な景観の保全への意識を高め、地域ぐるみ活動として浸透している1日清掃、道路里親ボランティア活動や栗山川周辺環境ボランティア活動などを協働のまちづくりの先導的な取り組みとして推進していくことが望まれます。

^{*}エコ：エコロジー（ecology）の略、自然環境と人間の生活との共存をめざす環境問題対策

^{*}景観法：良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等、景観形成のための規制などの措置を講じている景観についての総合的な法律

2. 河川・海岸

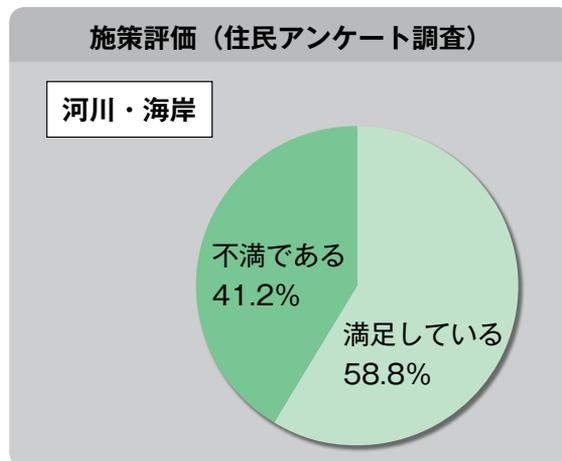
■ 現状と課題

栗山川は県によって逐次改修が行われていますが、改修計画区間は 17.2km、現在の全体改修率は 63%であり、地域の冠水対策として早期の事業推進が求められています。また、改修計画と併せ、公園などの整備を含む「ふるさとの川整備事業」が進められてきましたが、県では厳しい財政事情により、安全確保のための河川改修を優先しています。

一方、九十九里海岸（特に木戸浜）では海岸侵食が進み、県ではサンドリサイクル事業*など砂浜の維持を図るよう計画していますが、事業実施は未定です。

また、川の河口付近においては漂砂によって漁港が機能できなくなっており、早急な対応が課題となっています。

栗山川、九十九里海岸ともに、今後、住民による自主的な環境美化活動などを支援しながら、県に対しても、整備の早期実現を要望していく必要があります。



課題領域 **B：重点的に改善すべき**

● 関連する分野計画

横芝光町都市計画マスタープラン（目標年次）おおむね 20 年後、平成 41 年

■ 基本方針

河川や海岸の地域資源としての魅力を高めるため、防災対策と併せて、修景や親水整備を促進するとともに、住民による保全活動などを支援します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
河川・海岸施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	58.8%	70.0%
栗山川周辺環境ボランティア参加人数	ボランティアによる清掃活動への参加人数	904 人／年	1,000 人／年

■ 計画施策と内容

● 施策1 栗山川の保全・活用

栗山川の河川改修を促進するとともに、周辺の特性ごとに、環境保全や親水整備など、計画的に活用の方向性を検討し、町のシンボル^{*}として積極的に活用を図ります。

① 栗山川改修の促進

* 水害と津波被害を最小限に抑える河川改修の促進を要望します。

② 「ふるさとの川整備事業」の促進

* 河川整備と併せて、親水護岸や公園を整備し、人々の交流の場としてうるおいを与える「ふるさとの川整備事業」を促進します。また、整備された施設などを周辺住民や利用者と協働によって適切な維持管理を図ります。

③ 環境ボランティアの育成・拡大

* 栗山川の清掃作業を行っているボランティアの美化活動を支援します。

④ 栗山川情報の発信

* 町のシンボルである栗山川に関する情報を発信し、新たな人の交流やにぎわいを創り、栗山川の活用を推進します。

● 施策2 九十九里海岸の保全

海岸の浸食対策を促進するとともに、住民との協働による環境美化活動などを推進し、地域資源として保全に努めます。

① 海岸侵食対策の促進

* 九十九里海岸ではかつての遠浅の海が失われて、海岸侵食が進んでいることから、国土保全や防災対策の観点から砂浜の維持・保全を要望します。

② 海岸清掃活動の推進

* 小学校及びボランティア団体との協働による海岸クリーン運動など、海岸清掃活動を推進します。

③ 海岸への車両乗り入れの規制

* 九十九里自然公園一体の自然環境が車の無秩序な乗り入れで破壊されないよう、パトロールを行うなど海岸への車両乗り入れ規制を強化します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 「ふるさとの川整備事業」により整備された施設などの適切な管理について、周辺住民や利用者の参加による仕組みづくりが望まれます。
- 栗山川周辺環境ボランティア活動や海岸清掃活動などを多様な主体の参画による協働のまちづくりの先導的な取り組みとして位置づけ、推進していくことが望まれます。

3. 公園・緑地

■ 現状と課題

本町の海浜は県立九十九里自然公園に指定されており、環境維持・回復に向けた取り組みが行われるとともに、住民の憩いの場となっています。

公園としては、自然を活かしたふれあい坂田池公園やマリニピアくりやまがわ、文化的要素と連携した栗山平和公園や光文化の森公園、スポーツを中心とした光スポーツ公園や光しおさい公園など、多様な公園があります。

このような公園については、定期的な維持管理を適切に行うとともに、機能の向上を図っていくことが重要です。また、少子高齢化の中で、身近なところに安心して遊び、憩うことのできる公園や緑地があることも重要であり、利用者のマナー向上を促進しながら、住民のニーズに基づいて公園などを整備していくことが必要となっています。

● 関連する分野計画

横芝光町都市計画マスタープラン (目標年次) おおむね 20 年後、平成 41 年

■ 基本方針

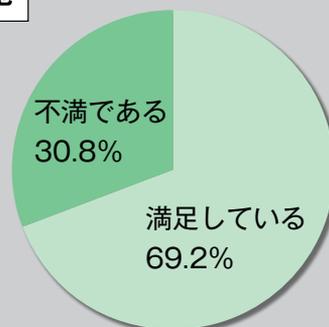
町の自然景観を守り、町全体を水と緑でつなげるよう、それぞれの公園の特徴を活かしながら、緑と交流の拠点としての公園機能を充実するとともに、住民と協働できめ細かい緑化を進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成 29 年)
わたしの街 緑づくり事業参加団体数	事業への参加団体数 対象：町内小・中学校、保育所(園)など	7 団体	9 団体

施策評価 (住民アンケート調査)

公園・緑地



課題領域 C : 選択的に維持すべき



光文化の森公園

■ 計画施策と内容

● 施策1 公園・緑地の保全と整備

自然、文化やスポーツ、防災など、多様な特徴を持つ公園を地域の拠点として、その機能を充実させるとともに、身近な憩いの場として、公園や広場の計画的な整備に努めます。

①ふれあい坂田池公園と坂田城跡との連携・有効活用

* 坂田城跡を訪れた方々の憩いの場として、ふれあい坂田池公園の機能向上を図ります。

②公園の維持管理

* 各公園を適切に維持管理し、機能向上を図ります。また、住民が自然を生かした快適な空間を実感できるよう、地域住民・利用者との協働による草刈など、施設の適切な維持管理を促進します。

③計画的な公園・広場の整備

* 各公園施設の大規模改修などを進め、公園としての機能向上を図るとともに、住民ニーズに基づいた公園の整備を図り、住民の憩いの場としての機能の充実を図ります。

● 施策2 緑化の推進

公共施設などの緑化や緑地の保全を図るとともに、緑化意識の向上を促進し、住民主体の活動によって海、川、田園、山などを結んで、水と緑のネットワーク化に努めます。

①河川・公共施設周辺の緑化

* 住民や来訪者が潤いや親しみを感じられるよう、河川や公共施設周辺の緑化を推進します。

②緑化意識の向上、花いっぱい活動の推進

* 子どもたちによる花苗の植栽活動を拡大し、活動を通じた緑化意識の向上を図ります。また、高齢者の生きがいと健康づくり活動による花いっぱい活動を推進します。

③田園風景の保全

* 農地・水保管理支払交付金事業を活用し、農業者、地域住民、自治会などからなる集落活動組織が一体的に活動を行うことで、農業の基盤を支えるとともに田園風景の保全に努めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 公園・緑地の適切な維持管理に向けて、地域住民や利用者の協力と参加が望まれます。
- 自宅や事業所などの緑化や花いっぱい活動に取り組むとともに、地域の公共空間などへの花の植栽、緑化活動への参加が望まれます。
- 農地・水保管理支払交付金事業を契機にした集落活動組織による農業と農村の基盤の保全と田園風景の継承が望まれます。

第3節 生活の不安とリスク※を和らげる

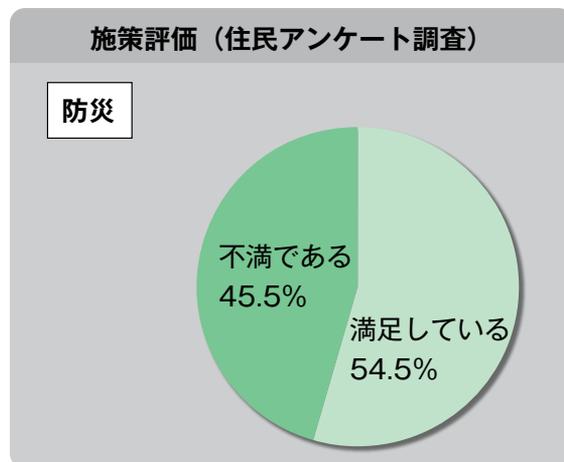
1. 防災

■ 現状と課題

近年、異常気象による局地的な集中豪雨や台風の大型化に加え、地震や、地震による津波注意報・警報の発令も増えています。このような中で東日本大震災の発生により、災害に対する危機管理体制の強化や住民の防災意識の向上が求められており、今後は、災害に強いまちづくりと防災体制の一層の充実、強化を図ることが重要です。

町では、毎年防災訓練を行っていますが、「自助・共助」による住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の結成及び育成、さらに災害ボランティアなどの育成を促進していくことが必要となっています。

また、民間企業との災害協定や備蓄品の確保、防災情報に関わる情報配信機能などの充実も課題となっています。



課題領域 B：重点的に改善すべき

● 関連する分野計画

国民保護計画	平成 18 年度～
九十九里版津波避難に関するガイドライン	平成 23 年度～
地域防災計画（改訂予定）	平成 26 年度～

■ 基本方針

関係機関との連携を強化し、大規模災害に備えた組織体制の整備を図るとともに、一人ひとりの災害に対する意識向上を促し、自主防災組織やボランティアを調整できる人材の育成を進めて、災害に対応できる地域の体制づくりを促進します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
防災施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	54.5%	60.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 地域防災体制の強化

地域の自主的な防災活動や、民間企業との一時避難場所や緊急物資調達に関する協定など、町全体として防災体制を改めて充実、強化するとともに、すべての基本となる人材の育成、情報伝達の機能の向上を図ります。

① 地域防災計画の推進

* 千葉県地域防災計画に基づき町地域防災計画や防災マップの見直しを行い、地域防災体制の強化と推進を図ります。

② 防災訓練の実施、防災の知識の普及

* 防災訓練を継続して行うとともに、災害対策本部の図上訓練を行うなど、災害対策本部の初動体制を重視した訓練を行います。

* 防災訓練への参加や防災マップの周知など、様々な機会をとらえて防災知識の普及啓発事業に取り組み、住民の防災意識と災害時対応力の一層の浸透を図ります。

③ 自主防災組織の育成

* 地域ぐるみの連帯と共助を基礎に、防災活動と災害時における地域力を発揮できる自主防災組織の結成及び育成を促進するとともに、講習会の実施などを通じて災害時の対応力の強化に努めます。

④ 民間企業との協力・連携

* 災害時に民間企業の協力を得て食糧や医薬品等の供給協定や避難場所の確保などについての協定締結を推進します。

⑤ 防災に関する情報提供の充実

* 防災行政無線のデジタル化に対応し、全国的な防災情報システムと連動して、よりの確で細かな情報提供に努めます。

⑥ 防災基盤の充実

* 海岸部の津波対策として、津波防護施設の整備を促進するとともに、避難場所や避難路の確保を図ります。

* 急傾斜地崩壊危険区域における計画的な崩壊対策工事を行うとともに、山地災害を未然に防止する治山事業の継続的な実施を要望します。

● 施策2 有事に備えた体制整備

国民保護に関する広報や訓練などを通じて、有事の際に対する意識の醸成を図ります。また、防災も含め、国や県の情報システムとの連携を図り、迅速で確実な警報の伝達など国民保護計画の実効性の向上に努めます。

① 国民保護計画の推進

* 国民保護計画に基づき、地域防災への対応と連携しながら、有事の際に備える対策を推進します。

② 全国的な警報システム及び緊急情報システムの運用

* 全国瞬時警報システム及び緊急情報ネットワークシステムの活用のための維持管理を図り、住民への速やかな情報周知により被害の軽減に努めます。

協働のまちづくりに向けて

- 災害発生時における備えとして、家庭や事業所でできる備蓄とともに、避難経路の確認を十分にしていことが望まれます。また、定期的な防災訓練などに参加し、日頃から防災知識を深め、防災意識を高めていことが望まれます。
- 自助・共助・公助のもと災害に強いまちづくりを強化するため、地域ぐるみの自主防災組織の結成や災害時における関係団体との連携及び分担体制を明確にしていことが望まれます。



防災訓練



防災訓練

2. 消防・救急

■ 現状と課題

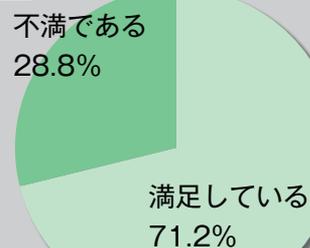
本町の消防体制については、匠瑳市横芝光町消防組合による常備消防と町消防団（非常備消防）8分団26部（512名）体制の双方で補い有事の際に備えています。

町消防団の活動については、消防車両や施設の更新、消防水利の管理及び団員の確保など課題が多く、今後は、消防車両等の計画的な更新と消防水利の整備及び維持管理を図るとともに、消防団員の確保が必要となっています。

救急体制については、常備消防で対応しており、年間の救急出動回数は約1,000件ですが、救急装備の充実のほか、受け入れ可能な救急医療機関が少ないことが重要な課題となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

消防・救急



課題領域

A：安定的に維持すべき

■ 町内の火災発生件数の推移

（単位：件）

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
建物	8	13	6	9	10
林野	1	1	2	1	0
車両	3	0	2	2	0
その他	4	1	3	8	3
合計	16	15	13	20	13

資料：消防年報（匠瑳市横芝光町消防組合消防本部）

■ 町内の救急出動回数の推移

（単位：回）

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
火災	1	1	1	3	1
自然災害	0	0	0	0	2
水難	2	2	2	4	1
交通事故	126	124	113	91	118
労働災害	12	9	12	3	13
運動競技	9	8	5	12	10
一般負傷	124	121	87	117	139
加害	6	10	5	4	4
自損行為	10	9	15	20	10
急病	680	678	738	743	706
その他	66	93	86	79	50
合計	1,036	1,055	1,064	1,076	1,054

資料：消防年報（匠瑳市横芝光町消防組合消防本部）

■ 基本方針

消防施設・設備の計画的な維持管理と機能向上を図るとともに、広域的な連携の中で救急医療体制の整備を進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
消防団員数	定数に満たない消防団の人員確保に努める。	512名	520名

■ 計画施策と内容

● 施策1 消防機能の向上

消防団に配備された消防車両等の消防設備を計画的に更新するとともに、消防水利の整備及び適切な維持管理を図ります。また、常備消防についても、組織の広域化について関係機関と協議しながら、機能の計画的な向上を促進します。

① 消防団のポンプ車両等の更新

* 消防団車両や機庫及び団員装備品などの更新整備を計画的に行い、消防団活動の充実を図ります。

② 防火水槽及び消火栓の設置

* 地元要望や消防組合からの意見を基に、防火水槽及び消火栓の設置を推進し、消防水利の確保に努めます。

③ 防火水槽の有蓋工事

* 防火水槽への蓋設置工事を行い、適正な維持管理に努めます。

④ 消防団の人員確保

* 消防団員の適正な人員を確保し、消防団活動の充実を図ります。

⑤ 消防水利看板の設置及び適正管理

* 消防水利標識を設置し、水利状況の把握と適正管理に努めます。

⑥ 一部事務組合の運営の充実

* 消防組合の適正な運営が図れるよう、運営費を関係自治体と負担し、一部事務組合の運営の充実を促進します。

● 施策2 救急機能の向上

救命率向上に最も有効な初期救急体制の充実に努めるとともに、搬送先となる救急医療機関の充実について、広域的な体制強化を検討します。

① 救急体制の充実

* 消防組合の車両等の機具更新をはじめ、救急体制の充実を促進します。

② 救急医療体制の充実

* 東陽病院の救急医療設備及び医療機器の整備並びに医師確保に努め、救急医療体制の充実を図ります。

③ 応急処置技術の普及

* 自動体外式除細動器（AED）の使用方法、心肺蘇生法など救急救命講習会を行い、応急処置技術の普及を図ります。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 日頃から火災予防意識の向上や初期消火知識の理解に努めることが望まれます。
- 住宅用火災警報器の設置を推進することが望まれます。
- 防災対応に加えて地域づくりの多面的な機能を担っている消防団についての認識を深め、協力していくことが望まれます。
- 救急救命講習会に参加し、応急処置技術を習得して行くことが望まれます。

3. 防犯・交通安全

■ 現状と課題

本町における犯罪発生件数は横ばいの状況ではありますが、ここ数年は自転車の盗難、車上狙いや空き巣などの窃盗犯罪が多発しており、身近な犯罪の抑止が重要となっています。

このため、町内では防犯協会と警察が連携を図り、全戸訪問や青色回転灯付防犯車両でのパトロールなどの防犯啓発活動に取り組んでおり、今後も地域全体で地域を見守る、住民が一体となった取り組みを進める必要があります。

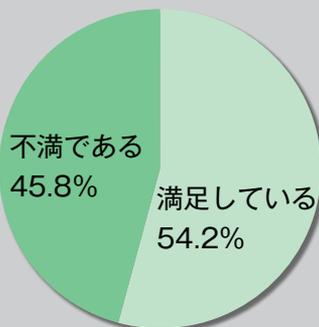
また、防犯意識が高まる中、防犯灯の設置要望が多くなっており、今後は、既存防犯灯のLED化を含め計画的な設置と維持管理を進める必要があります。

交通安全については、交通安全協会による毎月10日の街頭監視やパトロール及び季節ごとの交通安全運動などを行い、交通安全に対する意識啓発を行っています。

しかし、法規制や取締りの強化にもかかわらず、依然として飲酒運転や死亡事故などが発生しており、今後も引き続き警察との連携を図り、事故抑止に努める必要があります。このためには、まず安全運転に対するより一層の意識啓発が基本と考えられます。

施策評価（住民アンケート調査）

防犯

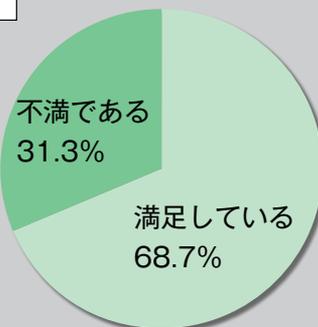


課題領域

B：重点的に改善すべき

施策評価（住民アンケート調査）

交通安全



課題領域

A：安定的に維持すべき

■ 町内の刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
件数	300	307	268	327	271

資料：千葉県警察本部

■ 町内の交通事故（人身）件数の推移

区分	H19年度	H20	H21	H22	H23
事故件数(件)	133	126	84	96	81
死者数(人)	3	1	3	5	2
負傷者数(人)	169	178	119	120	94

資料：交通白書（千葉県警察本部）

■ 基本方針

警察や関係組織との連携を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、一人ひとりの防犯及び交通安全に対する意識の向上を図り、地域が一体となって防犯活動や交通安全活動の推進に取り組む体制づくりに努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
防犯灯のLED化率	防犯灯総数に対し、更新を行った防犯灯のLED化率	5.0%	10.0%
防犯啓発活動の実施	防犯協会と連携し行う啓発活動の実施回数	2回/年	2回/年
交通安全啓発活動の実施	交通安全協会と連携し行う啓発活動の実施回数	15回/年	15回/年

■ 計画施策と内容

● 施策1 防犯対策の強化

地域防犯体制や防犯灯の充実により、地域防犯対策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの防犯意識の向上を促進します。

① 防犯指導員による意識啓発活動の実施

* 防犯啓発の活動を継続するため、防犯指導員による意識啓発活動を行います。

② 防犯灯の設置・修繕

* 防犯灯の新規設置及び修繕を行います。

③ 警察署及び防犯協会との連携強化

* 関係機関が連携を密にしながら犯罪の発生を防止するため、警察署及び防犯協会との連携強化を推進します。

④ 防犯に関する情報提供の充実

* 関係機関と情報を共有することで犯罪の抑止に努め、防犯に関する情報提供の充実を図ります。

●施策2 交通安全対策の強化

交通安全指導体制や交通安全施設の充実により、交通安全対策の充実を図るとともに、飲酒運転撲滅運動や関係機関との連携により、一人ひとりの交通安全意識の向上を促進します。

①交通安全指導員による意識啓発活動の実施

*警察署と交通安全協会が連携し、交通安全指導員による交通安全教室の開催など、意識啓発活動を行います。

②交通安全施設の設置・維持管理

*道路反射鏡の新設及び補修など、交通安全施設の設置・維持管理に努めます。

③飲酒運転撲滅運動の推進

*関係機関と連携し、広報活動や推進運動を行うなど、飲酒運転撲滅運動を推進します。

④警察署及び交通安全協会との連携強化

*事故防止に努めるとともに、警察署及び交通安全協会など関係機関との連携強化を推進します。

■協働のまちづくりに向けて

- 防犯協会を中心に、自治会などの地域コミュニティや青少年育成団体などの関係団体及び関係機関の横断的な連携により情報を共有し、防犯活動を推進していくことが望まれます。
- 交通安全協会を中心に、自治会などの地域コミュニティや関係団体及び関係機関の横断的な連携により情報を共有し、交通安全活動を推進していくことが望まれます。



移動交番



ベコちゃんクラブ

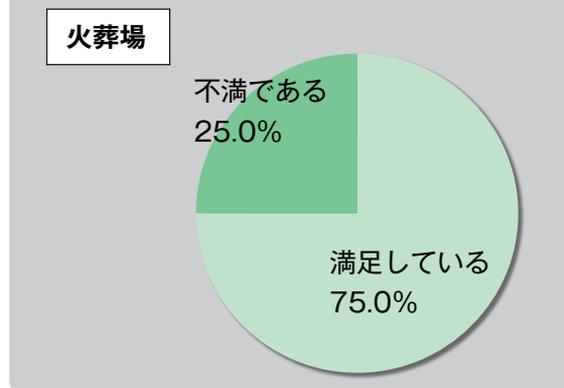
4. 火葬場

■ 現状と課題

火葬場の運営について、横芝地域は山武都市広域行政組合の運営する東金市内の施設、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が運営する匝瑳市内の施設で業務が行われています。

現在、町内のニーズは充足していますが、利用料金が異なっていることから、利用者の便宜が十分に図られるような施設運営が必要です。

施策評価（住民アンケート調査）



課題領域 C：選択的に維持すべき

■ 基本方針

住民の誰もが安心して、火葬場を利用できる環境整備に努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
火葬場利用料	火葬場を利用する際の料金。現在は利用する組合により料金形態が異なる。	組合別料金	一律料金

■ 計画施策と内容

● 施策1 火葬場利用の充実

利用料金などの統一を検討し、異なる一部事務組合で運営されている火葬場を同じように利用できるよう関係機関との調整を図ります。

① 火葬場利用の適正化

* 火葬場の利用料金などの統一化を検討するとともに、一部事務組合の運営充実に努めます。

5. 消費生活

■ 現状と課題

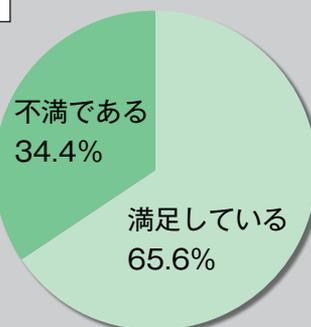
消費生活については、高齢者を狙った訪問販売や振り込め詐欺など、新しい犯罪について広報紙等を通じて啓発していますが、毎年被害が発生しています。

このため、相談に対しては、クーリングオフ制度*などに関する指導とともに、消費者センター等の関係機関を紹介しています。

ただし、広報紙だけでは周知に限界があるため、民生委員児童委員やホームヘルパー*などの地域の人材とも連携するとともに、専門的な指導ができる人的資源の確保が課題となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

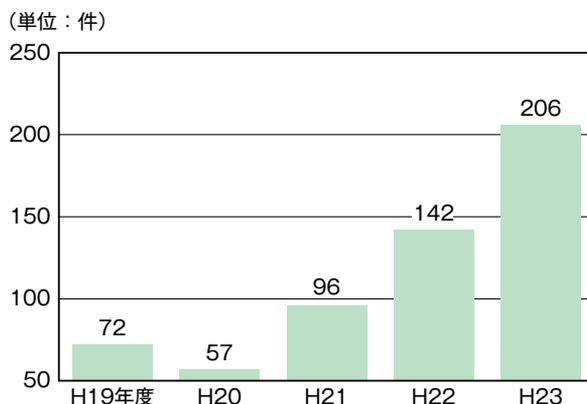
消費生活



課題領域

C：選択的に維持すべき
D：選択的に改善すべき
と
の境界

■ 消費生活相談件数の推移



資料：千葉県消費者生活センター

■ 基本方針

消費に関する情報提供の充実とともに、関係機関との連携により、相談などの消費者支援の体制充実に努めます。

*クーリングオフ制度：一定の期間内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度
*ホームヘルパー：介護を必要とする家庭を訪問し、食事や入浴、着替えの介助など、身の回りの手助けを行う人

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
消費生活相談出前講座の実施	被害の未然防止を図るための出前講座の実施回数	6回/年	10回/年
消費生活相談窓口事業の実施	消費生活相談事業と司法書士相談事業による相談実施回数	消費生活相談 96回/年 司法書士相談 12回/年	消費生活相談 96回/年 司法書士相談 12回/年

計画施策と内容

●施策1 消費者支援の強化

消費者被害などの新しい事例の情報提供を行い、消費者被害を予防するとともに、関係機関との連携強化により、専門的な相談・苦情処理の体制を充実します。

①消費者情報提供の強化

* 悪徳商法などによる被害の未然防止、被害拡大の防止を図るため、消費者向け講座の開催などを通じて情報提供を推進します。

②相談・苦情処理体制の充実

* 県消費者センター等と連携し、専門の消費生活相談員及び司法書士などにより、多様化・複雑化する消費生活相談に応じる体制を充実します。

協働のまちづくりに向けて

- 消費についての正しい知識を身につけ、消費者被害の未然防止に向けた適切な対応が望めます。
- 地域のコミュニティ活動や福祉活動と連携し、高齢者世帯などの消費者被害防止に向けた見守り活動が望めます。



消費生活相談室

第4章

地域の特性を活かした産業のまちづくり

第1節 資源を活かして魅力を高める

第2節 地域のニーズを満たす産業を応援する

第4章 地域の特性を活かした産業のまちづくり

第1節 資源を活かして魅力を高める

1. 農林水産業

■ 現状と課題

農業の概要としては、平成22年現在の販売農家数は1,223戸、経営面積は2,498haで、いずれも平成12年と比較すると減少傾向にあります。また、平成18年の生産額は73億2千万円（米30.5%、野菜40.0%、畜産22.3%、その他7.2%）となっています。

このような状況の中、東京電力福島第1原子力発電所事故による放射性物質汚染により、農産物の安全・安心に対する関心は以前に増して高まっており、計画的な放射性物質検査を行い、食の安全をPRしている状況にあります。

今後においては、放射性物質検査を継続して実施するとともに、地産地消*を通じた生産者の顔の見える関係づくりや農産物のブランド**化などを推進し、安全・安心な農業を推進していく必要があります。

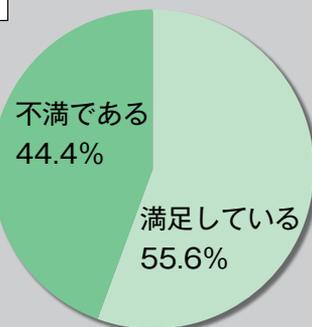
また、農業担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、5年後、10年後の農業の姿が描けない地域が増えていることから、平成24年・25年の2カ年で「経営再開マスタープラン**」を作成し、土地利用型農業で20~30haを耕作する経営体の育成を図るとともに、これら「人と農地の問題」を解決することとしています。

林業については、担い手の高齢化により森林の荒廃が進んでおり、積極的な間伐などの実施による森林の再生が急務となっています。また、町内産木材の積極的な利活用により森林の活性化を図る必要があります。

水産業については、衰退傾向にあり、活性化と供給の安定化を図る必要があります。

施策評価（住民アンケート調査）

農林水産業



課題領域

B：重点的に改善すべき

● 関連する分野計画

農業振興地域整備計画	平成21年度～30年度
地産地消・食育推進計画	平成24年度～28年度
経営再開マスタープラン	平成24年度～28年度

*地産地消：地域生産地域消費の略、地域で生産された産物をその地域で消費すること

**ブランド：ある商品・サービスなどの価値を象徴するもの（想起されるイメージ全体も含む）

**経営再開マスタープラン：東日本大震災の津波被災50市町村において、農業の復興、発展を図るための設計図として、集落・地域での話し合いと関係機関の検討を経て策定され、プランに位置づけられると様々な支援を受けることができる（被災市町村以外は、「人・農地プラン」を策定する）

■ 農家の状況

(単位：戸、%)

区分	H12年		H17		H22	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
農家総数	1,738	100.0	1,547	100.0	1,415	100.0
販売農家	1,614	92.9	1,391	89.9	1,223	86.4
自給的農家	124	7.1	156	10.1	192	13.6

資料：農林業センサス

■ 販売農家（専兼業別）の状況

(単位：戸、%)

区分	H12年		H17		H22	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
販売農家数	1,614	100.0	1,391	100.0	1,223	100.0
専業	305	18.9	307	22.1	275	22.5
第1種兼業	379	23.5	282	20.3	293	24.0
第2種兼業	930	57.6	802	57.7	655	53.6

資料：農林業センサス

■ 農業産出額（米、野菜、畜産等別）の推移

(単位：億円、%)

区分	H14年		H15		H16		H17		H18	
	産出額	構成比								
農業産出額計	88.4	100.0	89.4	100.0	86.7	100.0	82.3	100.0	73.2	100.0
米	24.8	28.1	31.3	35.0	25.0	28.8	24.6	29.9	22.3	30.5
野菜	37.4	42.3	34.9	39.0	35.9	41.4	32.8	39.9	29.3	40.0
畜産	20.2	22.9	17.8	19.9	20.3	23.4	19.5	23.7	16.3	22.3
その他	6.0	6.8	5.4	6.0	5.5	6.3	5.4	6.6	5.3	7.2

注) 平成19年から市町村推計数値がなくなったため、平成18年までを掲載。

資料：千葉県生産農業所得統計

■ 基本方針

生産者の顔の見える関係づくりによる地産地消の拡大を促進するとともに、生産基盤や経営体制の充実による生産性の向上と、商業・観光分野と連携した「横芝光ブランド」の確立などによる付加価値の向上を促進します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
認定農業者数	平成22年度の認定農業者数対比の25%増加を目標	121人	160人
農産物関連イベント実施回数	町内産農産物を使用したレシビグランプリや収穫体験企画の実施回数	3回/年	5回/年
遊休農地の解消	平成23年度の遊休農地126.3haの25%減を目標	126.3ha	94.8ha
町内産木材利用新築家屋への建設費一部補助件数	町内産木材の使用率50%以上の新築家屋に対する建築費の一部を補助する件数	0棟/年	3棟/年

■ 計画施策と内容

● 施策1 食の安全・安心への対策

新鮮でおいしく、安全・安心を付加した消費者に信頼される農産物の生産拡大を推進するとともに、食育の推進を通じて農林水産業と地場産品への理解向上を図ります。

① 食育と地産地消の連携

* 給食レシピグランプリ、野菜の収穫体験と親子料理教室など、食育と地産地消の取り組みを推進し、食と農への理解を促進し、地場産品の町内流通の拡大を検討します。

② 食の安全・安心体制の整備

* 町内産農畜産物の放射性物質検査を継続するとともに、環境にやさしい農業を推進し、食の安全・安心への取り組みを支援します。

● 施策2 流通販売と消費の拡大

既存の販売・流通経路に加えて、地産地消や交流活動による販売促進に取り組み、農畜産物の加工などによる特産品開発を含め、日本一の安全・安心な「横芝光ブランド」の確立を進めます。

① 地産地消と連携した需要開拓

* レシピグランプリやB級グルメへの取り組みなどを通じて、地産地消や食育と連携した地場産品の活用と普及を図ります。

* 地域イベントや農業体験、交流企画を始め、地元商業施設を活用した地場産品のPR、販売を促進し、新たな需要の開拓に努めます。

* 町内産農畜産物や加工品などの新商品開発、ブランドづくりへの取り組みを検討します。

② 販売拠点施設の検討

* 地場産品のPRと販売、観光客の立ち寄り拠点となる道の駅施設の整備について、民間活力の活用などを含めた整備手法と管理運営形態の検討を進めます。

● 施策3 生産振興と経営支援

農林水産業を担う経営体の育成支援を図るとともに、それらを支える生産基盤の整備を促進し、魅力ある農業、農村づくりを推進します。

① 経営体、担い手の育成

* 水田農業構造対策事業と需給調整推進対策奨励事業を行い、農業者戸別所得補償制度を推進します。

* 経営再開マスタープランの策定に対応し、規模拡大を図る集落営農、農業生産法人などの経営体を支援し、農地集積と所得の向上を促進します。

* 関係機関や団体と連携し、後継者の配偶者対策や女性農業者、新規就農者への支援などにより、農業従事者の確保を進めます。

② 生産基盤の整備と土地改良施設の維持管理

* ほ場整備、農道整備など基盤整備の促進に努めるとともに、老朽化が進んでいる土地改良施設の緊急度に応じた更新整備と維持管理の適正化に努めます。

③ 優良農地の確保・保全の促進

* 優良農地の確保につながる遊休農地対策、農用地利用集積を推進し、認定農業者など意欲ある担い手への集積を促進します。

④新産地づくりの推進

* 新品種、新品目の導入による新たな産地づくりを支援します。

⑤畜産の振興

* 家畜伝染病対策や家畜環境対策など家畜防疫に対する支援を図ります。

⑥林業の振興

* 町内産木材の利活用を支援するとともに、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進します。

⑦漁業の振興

* 漁業協同組合等関係機関と連携をとり、種苗放流などを行っていきます。

⑧食肉センターの健全運営

* 食肉センターの健全な運営を保つため、適正な維持管理に努めます。

●施策4 地域資源の活用と環境との共生

農地をはじめ、豊かな自然と景観、農村環境の保全に努め、滞在型体験農業企画や都市部住民との交流活動を推進し、農村ならではの環境との共生を図ります。

①農地・水環境保全向上対策の推進

* 農村の過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下に対応し、「農地・水保全管理支払交付金」事業を各集落に推進し、農村環境の保全活動を促進します。

②グリーン・ブルーツーリズム*企画の推進

* NPO 法人などによる多様な農業体験や交流企画、農業婚活事業の実施を支援し、体験プログラムづくりによる観光との連携を促進します。

③空き家農家活用の検討

* 今後の増加が予想される空き家農家の活用について、空き家情報の集積管理、滞在型体験農業や交流事業、新規就農者への提供などについて検討を進めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 「食育事業」では、食生活改善協議会、「地産地消事業、配偶者対策、農業体験や交流事業」では、農業振興会や NPO 法人、「地場製品の販路拡大や消費者交流」などでは、JA 及び農業振興会、さらに、「B 級グルメ食品の開発」では商工会と、それぞれが有するノウハウを活かして、事業実施の主体的な役割を担っており、今後とも大きな役割を果たすことが望めます。
- 営農における集落営農組織や農業法人、組合組織、畜産振興における家畜防疫会など数多くの組織が農林水産業の振興を支えており、今後とも効果的に機能を果たすことが望めます。
- 住民においては、食育や地産地消などを通じて、わが町の農業や地場製品への関心を高め、その消費や PR にも貢献していくことが望めます。
- 新たな販売拠点施設をめざす道の駅などの建設と運営についての研究と提案に参加し、民間活力を活かした事業開発の推進が望めます。

* グリーン・ブルーツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムに加え、三方を囲む海も積極的に活用し、農林と水産が一体となって推進していくという千葉県の考え方

2. 観光

■ 現状と課題

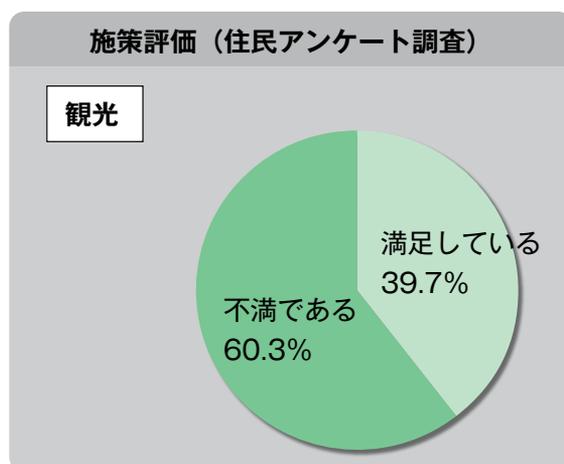
本町の観光資源としては、初日の出イベント、坂田城跡の梅まつり、桜まつり、海水浴場開設、サーフィン、鬼来迎などがあり、年間約8万5千人の観光客が来訪しています。

また、町のシンボルである栗山川は釣り客も多く、千葉県で唯一、遡上するサケやその捕獲の様子が見られることで広く知られるようになりました。

しかし、現状は日帰り客がほとんどであり、宿泊は減少の一途をたどっており、来訪者にできるだけ町内に宿泊・周遊をしていただき、観光業などの活性化につなげていくことが課題となっています。

このため、交通の利便性を活かした体験農業やグリーン・ブルーツーリズムや豊富なスポーツ施設と連携した滞在型余暇活動など、地域資源を活かした新たな魅力の創出と、観光と消費の核となる機能の整備、また、資源相互のネットワーク化が必要です。

また、このように新たな展開をめざすためには、行政や関係団体に加え、地域組織や住民が“おもてなし”の精神を共有し、それぞれが自立的な活動を役割分担しながら進めていくことが必要となります。その中で、定年退職者など地域住民のボランティアとしての協力を得ることも重要です。



課題領域 D：選択的に改善すべき

■ 基本方針

自然景観や産業・文化などの豊富な地域資源を十分に活かし、観光客の周遊化・リピーター*化を促して、人々の往き来を特産品づくりや商業・サービス業の振興など、地域の活性化につなげます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
梅まつり来場者数	梅林組合と連携して行う、梅まつり・梅のもぎとり体験への来場者数	5,000人	7,000人
サケの里親事業参加申込者数	「ふるさとの川 栗山川」に親しむため、サケの稚魚を飼育する里親事業への参加申込者数	団体 31団体 個人 9人	団体 40団体 個人 30人
海水浴場来場者数	町の貴重な観光資源である海水浴場への来場者数	7,800人	10,000人

■ 計画施策と内容

● 施策1 観光基盤の充実

住民自らが町の魅力を認識し、地域ぐるみで観光・交流客を誘客していく、まちづくりと一体型の観光づくりを基本に、地域産業相互の連携強化や観光推進の体制強化など、観光を振興する基盤の充実を進めます。

① 観光推進組織の強化

* 観光推進の中核となる観光協会や宿泊組合の機能強化とともに、町内外を問わず誘客のテーマに応じた人材の連携によって、観光商品企画を開発する仕組みづくりに努めます。

② 農林漁業と観光の連携促進

* 農林漁業が保有する多様な資源と人材を活用した体験・学習型観光や味覚観光の展開を図るため、農林漁業と観光関係者が連携する場づくりを進めます。

③ 観光情報の発信機能の強化

* ホームページやブログなどを活用し、情報発信の強化に努めます。

* 町独自のマスコットキャラクターの開発を支援し、PR活動を促進します。

* 九十九里海岸、栗山川の自然環境を活かした広域的な観光コースづくりやイベント開発など、広域的な連携によるPRを進めます。

④ 水辺ウォークの環境整備

* 栗山川を活かした健康づくりができるウォーキングコースの整備など、水辺環境を有効に活かした新たな観光魅力づくりを進めます。

⑤ 拠点施設の検討

* 農産物などの地場製品の販売と新鮮な食の提供拠点、そして観光客などの立ち寄り拠点となる道の駅施設の整備について検討を進めます。

● 施策2 観光資源の活用・開発

保有している資源をつなぎ、組み合わせて活用するコースづくりや体験学習型プログラムなど、観光企画・商品化の開発を促進します。

① 観光資源のネットワーク化

* 栗山川の水辺ウォーキングコースや山武市と連携した風景街道コースと連結し、町内の歴史や自然をつなぐウォーキングコースづくりを検討します。

* JRと連携し、横芝駅起点の駅からハイキング企画を進めます。

② グリーン・ブルーツーリズムの振興

* NPOと連携し、農業体験型交流事業を進め、町の農業振興との連携を強めます。

③ 栗山川のサケなど資源の活用

* サケ稚魚放流事業、サケの里親事業、またウォータースポーツと連携する観光づくりなど、サケが遡上する栗山川の活用を図ります。

④ 特産品の開発

* 地場産品を活用するB級グルメなどの料理や加工品の開発と観光との連携を促進します。

協働のまちづくりに向けて

- 観光協会をはじめ関係団体、地域の産業団体、さらに町内外の人材などとの連携と情報の共有化を強め、観光商品企画の開発力を高めていく体制をつくることが望まれます。
- 住民においては、観光イベントなどへの参加や「わが町観光」をしてみたりすることで、町の魅力についての認識を深め、町内外にPRしていくことが望まれます。また、観光の魅力づくりへの意見やアイデアを提案していくことも望まれます。
- 観光客・来訪者を地域産業の振興に結びつけていく対策について、広く経済団体や産業団体が横断的に連携して協議していく場を作り出し、新たな事業を起こしていくことが望まれます。
- 観光の新たな拠点施設をめざす道の駅などの建設と運営についての研究と提案に参加し、民間活力を活かした事業開発の推進が望まれます。



海水浴場



梅まつり

第2節 地域のニーズを満たす産業を応援する

1. 商業・工業

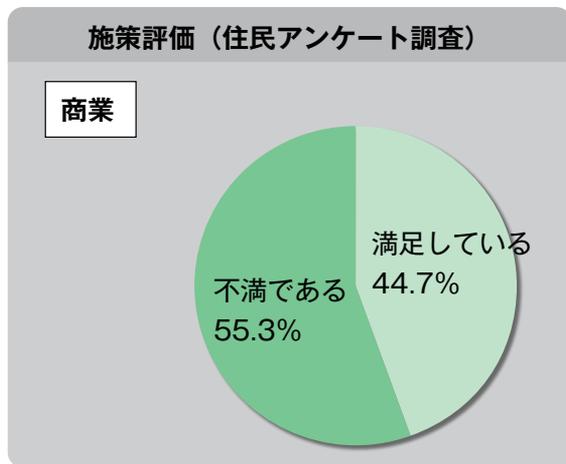
■ 現状と課題

商業については、近年の大型店進出により、駅前を中心として地元商店街の空洞化が進み、年々空き店舗が増加しており、地元商店の後継者確保や経営改善が喫緊の課題となっています。

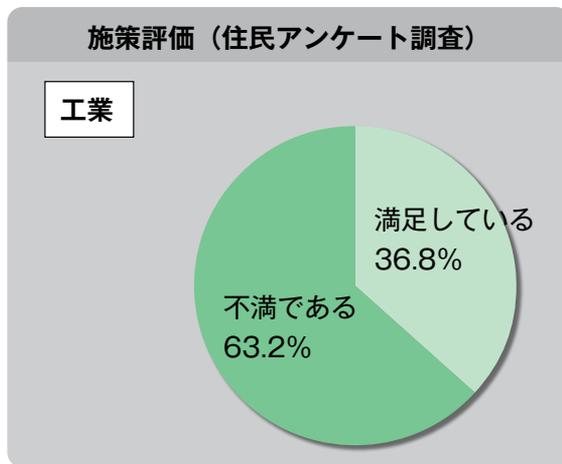
このような状況を踏まえ、合併により新たに誕生した商工会を基軸に、地域住民のニーズを捉えた商店街づくりをはじめ、松尾横芝インターチェンジ（IC）及び横芝光 IC 周辺地域に地場産品の直売を行う地域振興施設を整備するなど、地域の活性化につながる新たな取り組みが必要不可欠であり、町全体にとっての地元商業の意義について認識を共有することが重要となっています。

工業については、従業者数が減少の一途をたどり、製造品出荷額も平成 21 年以降減少傾向にあり、長引く景気低迷など、地方経済を取り巻く環境は厳しさを増しており、町内の中小企業の多くが経営改善に努めているのが現状です。

今後は、県外も含めた異業種との交流や情報交換なども促進しながら、成田国際空港近接の立地条件を活かした企業誘致とともに、地元中小企業を活性化していくことが課題です。

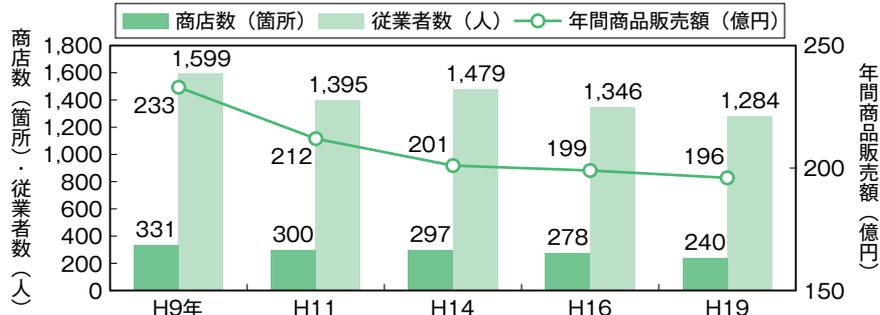


課題領域 D：選択的に改善すべき



課題領域 B：重点的に改善すべき に近接

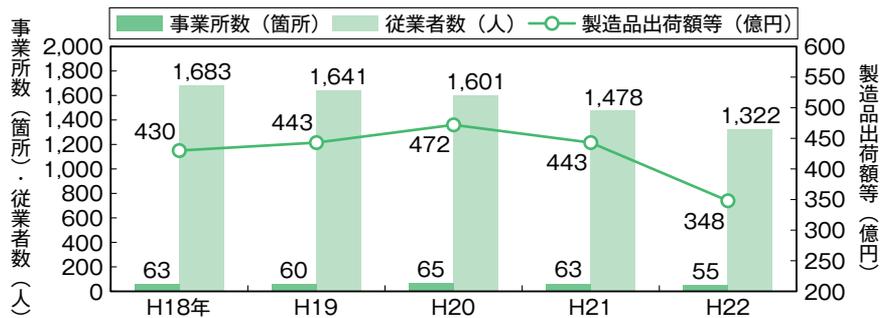
■ 小売業（商店数、従業者数、年間商品販売額）の推移



注) 商業統計調査は、経済センサスの創設に伴い、経済センサス実施年の2年後周期の実施に変更され、次回の調査は、H26年の予定である

資料：商業統計調査

■ 工業（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）の推移



注) 従業員4人以上の事業所

資料：工業統計調査

■ 基本方針

住民や地域のニーズに対応できるよう、商店間の連携や、商業と農業・観光との連携により、地域の特性を活かした商業の振興を支援します。

また、成田国際空港への近接性や広域交通の利便性を活かし、企業誘致に努めるとともに、地元中小企業の技術力の向上と経営基盤の充実を支援します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成29年)
町内購買率 (買回り品)	消費者購買動向調査報告書による買回り品(衣料品、文化品、耐久品)の地元購買率	25.1%	26.0%
町内購買率 (最寄品)	消費者購買動向調査報告書による最寄品(家庭日用品、食料品)の地元購買率	83.3%	85.0%

■ 計画施策と内容

● 施策 1 商業機能の充実

商工会など関係機関との連携により、商店経営の基盤強化を支援するとともに、市街地整備と連携した商業機能の充実を促進します。

① 商業振興への人材育成の支援

* 商工会と連携して人材育成、後継者の確保、資質能力、技術力を向上するための研修会を開催するなど、経営力の強化を支援します。

② 融資制度等の活用促進

* 国、県などの各種制度を活用した経営基盤強化と経営の安定化への支援に努めます。

③ 商工会、商店街等の組織活性化の促進

* 商業者の共同事業活動への取り組みを支援し、定住環境に不可欠な商業機能の確保に努めます。

④ 市街地形成と合わせた商業機能の充実

* 横芝駅周辺や横芝光インターチェンジ（IC）周辺などの市街地整備と連携した商業機能の整備を促進します。

● 施策 2 新たな商業活動の促進

農業・観光と商業との連携など地域産業相互の結びつきから生まれる地域ブランドの開発、共同参画型での新たな商業サービスや観光関連事業の開発を促進します。

① 地域ブランドづくりの支援

* 産業間の連携により地場産品を活かして、地域の独自性を発揮した特産品の開発など、地域ブランドづくりを支援します。

② 共同参画型での新たな事業開発

* 農業、観光、商業関係者及び関連団体が横断的に連携した商業サービスや道の駅施設の検討を含む観光関連事業など、共同参画型での新たな事業開発を支援します。

③ 商工会活動の支援

* 商工会によるB級グルメの開発、マスコットキャラクターの開発と町のPR活動など、新たな活動を支援します。

● 施策 3 既存の工業の振興

製造技術の向上や経営革新を促進するとともに、異業種交流や情報交換など、企業間の連携を促進し、既存の町内中小企業の経営充実を支援します。

① 製品開発や技術開発の支援

* 新たな技術開発や新製品の開発などを行う企業への支援を行います。

② 制度融資等の活用の促進

* 商工会など関係機関との連携により、経営基盤強化への国、県等の各種支援制度についての周知を行うとともに、制度活用の促進に努めます。

③ 関連情報の提供

* 商工会などと連携を図り、ホームページや広報紙などを活用した工業振興に係る情報の提供を行います。

● 施策 4 企業誘致の推進

成田国際空港近接の立地を活かし、新たな雇用機会を創出し、若者などの定住を促すため、町内の工業団地の周辺環境と共生することのできる優良企業の誘致を図ります。

① 工業団地への企業誘致

* 関係機関などとの効果的な連携を進め、工業団地への優良企業の誘致を図ります。

② 町内産業に関する情報の発信

* 千葉県企業庁等の関係機関と連携を図り、ホームページや広報紙などを活用し、町の魅力や情報を広く発信します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 町内での購買への理解を深め、地域の商店での買い物利用、地産地消の消費行動の拡大が望めます。
- 地域の商店は、積極的に消費者の意見を集め、ニーズに対応した魅力化に努めることが望めます。
- 新商品・新技術の開発、販路開拓などを積極的に進め、企業の経営力を強化することが望めます。
- 商工会及び事業者の地域活性化への積極的な取り組みが望めます。また、雇用管理協議会などとの産業団体相互の連携を強め、産業振興に関して役割を果たしていくことが望めます。



産業まつり

2. 産業活性化

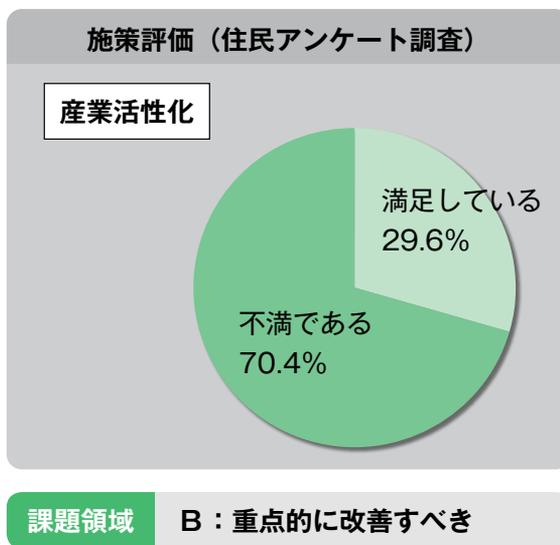
■ 現状と課題

本町では、転入者に比較して転出者が多く、人口の減少が顕著に表れています。特に転出者の中では、若年者の割合が高く、流出の一つの要因として、仕事や就職機会が少ないことが考えられます。

このため、町の活性化には元気に働く人々と元気に働ける環境が必要であり、若者、女性、高齢者の就業を促進するためには、従来の企業誘致に加え、柔軟に働ける個人事業や地域に密着した起業への支援も有効と考えられます。

また、ビジネスの機会を生み出す人や情報のネットワークの形成、時代に応じた職業能力の育成、事業経営に関する専門知識の育成などの環境整備も重要となります。

さらに、既存産業についても、求職者に対して企業の魅力発信やマッチングイベント*を行い、求職者の職業理解を推進するなど、国や県等の関係機関と連携し、雇用の促進を図る必要があります。



■ 就業人口の推移

区分	H2年	H7	H12	H17	H22
就業者総数（人）	13,599	13,901	13,529	13,101	11,820
第1次産業（人）	3,178	2,677	2,227	2,046	1,420
構成比（%）	23.4	19.3	16.5	15.6	12.0
第2次産業（人）	4,206	4,373	4,078	3,675	2,834
構成比（%）	30.9	31.5	30.1	28.1	24.0
第3次産業（人）	6,215	6,851	7,224	7,380	7,566
構成比（%）	45.7	49.3	53.4	56.3	64.0

注）第3次産業に分類不能を含む。

資料：国勢調査（常住地ベース）

■ 基本方針

若者や女性、高齢者も含め、一人ひとりが仕事で個性を発揮し、町の活性化にもつながるよう、雇用を促進するとともに、新たな産業の創出を支援します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
再就職支援セミナーの実施	中高年を対象とした再就職支援セミナーの開催数	4回/年	6回/年
ジョブカフェセミナー*の実施	若者を対象としたセミナーの開催数	3回/年	4回/年

*マッチングイベント：企業側と求職者が出会う機会の提供を行う催事（マッチングとは引き合わせる、適合すること）

**ジョブカフェセミナー：若者の就職に関する様々な支援サービスを行っている「ジョブカフェちば」による就職活動への実践的な講座

計画施策と内容

● 施策 1 新たな事業展開や起業の促進

福祉・健康産業、観光関連産業、生活関連産業など、地域のニーズに対応できる新たな事業展開を促進するため、NPO 等も含め多様な主体の育成と交流を促すとともに、起業などに向けた相談や技術・知識などの情報提供の充実に努めます。

① 人と情報のネットワーク化の促進

* インターネット*などを活用した情報の発信や異業種交流事業などの充実に努め、人と情報のネットワーク化を進めます。

② 起業や業種・業態転換への支援

* 関係機関と連携を図り、ホームページや広報紙などを活用して、起業や業種、業態転換に係る研修制度や事例などの情報提供を行います。

③ 空港への近接性など地域情報の発信

* 成田国際空港に近接する立地条件を活かし、産業活性化に関わる町の有益な情報の発信を推進します。

● 施策 2 就業・雇用の促進

誰もが自分の能力を活かして働けるよう、能力向上に対する支援や雇用に関する情報提供の充実に図るとともに、働きやすい就業環境の充実に努めます。

① 職業能力の育成の促進

* 職業能力を身につけるための場と機会についての情報提供と習得への支援を行います。

② 就労情報の提供

* 関係機関と連携を図り、ホームページや広報紙などを活用し、就業機会の情報提供を行います。

③ 企業子育て支援の充実

* 事業所に対して、仕事と子育てが両立しやすい就労・雇用環境改善への理解と協力を求め、改善への取り組みを促進します。

協働のまちづくりに向けて

- JA、商工会をはじめとする経済団体や産業団体が横断的に連携し、地域産業の振興に関して役割を果たしていくことが望まれます。特に、農業と商業や観光など産業間の連携から、また、NPOの企画開発などの参画や退職者が培ってきた技術や経験を活かすことから、新たな事業、起業を生み出していく取り組みが望まれます。
- 自らの職業能力の向上や自己啓発への取り組みが望まれます。
- 事業所などでは、従業員の福利厚生への向上、職場環境の改善に努めることが望まれます。
- 関係団体、機関の情報交換、連携を一層強化し、就労・雇用情報の提供を充実していくことが望まれます。

第5章

互いの理解とふれあいに満ちた まちづくり

第1節 誰もが尊重される社会を実現する

第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る

第5章 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

第1節 誰もが尊重される社会を実現する

1. 人権

■ 現状と課題

人権は、一人ひとりが人として認められ、自分らしく生きることができる権利であり、すべての人が生まれながらに有する権利です。世界的には、国連の世界人権宣言に基づいて、国際人権規約など、さまざまな条約が締結されており、わが国においても、憲法で基本的人権としてすべての国民に保障されています。

本町でも、これまで主に人権擁護委員の活動として、月2回の総合相談の中で人権相談を行うなど、人権問題への対応に取り組んできました。しかし、昨今の人権をめぐる問題は、同和問題や人種の違い、障害者に対する差別に加え、ドメスティックバイオレンス（DV）^{*}や子どもへの虐待、職場でのパワーハラスメント^{**}など多種多様化しています。

今後は、専門機関との連携により、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場面で人権への理解を促進することが必要です。

施策評価（住民アンケート調査）

人権



課題領域

C：選択的に維持すべき

■ 基本方針

すべての住民が人権を尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、教育・学習の機会や地域活動など、日常生活を通じて、人権について理解する機会の提供に努めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
人権相談開設数	人権擁護委員による定期相談の開設数	2回/月	2回/月

■ 計画施策と内容

● 施策1 人権に対する意識の啓発

子どもの頃から人権に対する正しい理解ができるよう、学校における人権教育を充実するとともに、人権週間などを通じて、人権に関わる情報提供や意識啓発に努めます。

① 学校での人権教育の充実

*子どもの頃から人権に対する意識を高めるため、小・中学校における人権教室や人権に関する作文・ポスター募集などの取り組みを行います。

^{*}ドメスティックバイオレンス（DV）：夫（妻）、パートナーからの暴力、身体的な暴力、言葉による暴力、経済的に困らせる行為なども含まれる
^{**}パワーハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせ

②人権週間事業の充実

* 人権に関わる情報提供や意識啓発に努めるため、特設相談など人権週間における取り組みの充実を図ります。

●施策 2 人権相談の充実

セクシャルハラスメント^{*}や虐待など、多様化、複雑化する人権問題に対応できるよう、人権擁護委員による相談事業や関係機関との連携に取り組みます。

①相談事業の充実

* 多様化複雑化する人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員による定期相談を開催します。

②関係機関との連携

* 人権擁護委員による定期相談と同日に開催している行政・心配ごと相談の行政相談員や民生委員児童委員と連携を図りながら、人権問題に対応します。

* 児童相談所や県の女性サポートセンター等の専門機関と連携を図りながら、児童虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）などの相談に応じ、問題の解消に努めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

○それぞれが人権の意義や重要性を認識し、生活の中で人権に配慮した態度や行動をとっていくことが望まれます。

2. 男女共同参画

■ 現状と課題

近年、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働基準法及び男女共同参画社会基本法などの法的整備が進みつつありますが、現実には男女の役割分担意識に基づく社会の仕組みや慣行は根深く、女性が能力を発揮できない状況が存在しています。

また、ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシャルハラスメントに関する相談が増加傾向にあります。その被害は周囲からはわかりにくく、実態をつかめていないのが現状です。

個人が尊重される社会を築くためには、子どものころからジェンダー^{*}に対する考え方についての教育が必要であり、また、学校における習慣や学校の環境を男女平等のものとしていく必要があります。

家事・育児・介護などにおいても、男性よりも女性が責任を担っている場合が依然として多く、今後、核家族化、少子高齢化が一層進展する中で、育児や介護などを社会全体の課題としてとらえ、男女の仕事と家庭、地域生活の両立を支援していくことが必要です。

産業政策としても、女性による労働力確保のために、育児や介護をしながらでも働きやすい環境の整備や、女性の能力活用に対する積極的な取り組みが必要とされています。

さらに、行政や職場、地域における方針の決定の場に占める女性の割合は依然として低く、女性の意向を政策や方針に反映するため、女性の採用・登用などを積極的に進め、女性が企画の段階から参加できる場を増やす必要があります。

施策評価（住民アンケート調査）

男女共同参画



課題領域

C：選択的に維持すべき

● 関連する分野計画

横芝光町男女共同参画計画（第1次） 平成21年度～30年度

■ 基本方針

男女が一人の人間として互いに尊重し合い、個性や能力を活かす機会が対等に与えられ、また、その成果が公正に評価される社会の実現をめざします。

目標指標

指標名	備考	現状値	目標値 (平成 29 年)
各種審議会などの女性委員の割合	各種審議会などで女性委員が占める割合	14.0%	30.0%
家族経営協定締結農家数	別記注) を参照	27 戸	34 戸
男女共同参画施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している + どちらかといえば満足している」の割合	66.0%	70.0%

注) 家族経営協定：

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもので、農林水産省が推進している。

計画施策と内容

● 施策 1 男女共同参画のための意識啓発

男女共同参画計画に基づく各種施策の積極的な推進に取り組むとともに、イベントや行事を通じて男女共同参画に関する情報提供を行うなど、意識啓発に努めます。また、暴力被害などに対する相談体制の充実を図ります。

① 男女共同参画計画の推進

* 男女が対等なパートナーとしてお互いを認め合い、ともに支えあう社会の実現をめざして、男女共同参画計画に基づき、各種施策の積極的な推進に取り組みます。

② 女性の人権に対する意識の啓発

* 男女がお互いの人権を尊重する意識を根付かせるため、パパママ教室における男性の育児への参加を促す講座の充実や男性の家事や介護への参加を促す講座の実施など、広報・啓発を行います。

* 東日本大震災での教訓を踏まえ、地域防災対策への男女共同参画を進めるため、女性の視点から見た備蓄用品リストの作成などを行います。

③ 関係機関との連携による相談体制の充実

* ドメスティックバイオレンス (DV) 被害者などの相談、保護、支援の充実を図るため、千葉県男女共同参画地域推進員との連携を強化するとともに、ホームページや広報紙などによる各種相談窓口の情報提供を行います。

● 施策 2 男女共同参画のための仕組みづくり

学校において男女平等に関する教育を推進することに加え、雇用の場において女性が能力を発揮できるよう、事業主の意識向上や雇用制度充実のための支援を行うとともに、行政における政策・方針の決定の場や地域社会への女性の参加を促進する仕組みづくりを進めます。

① 学校教育における男女平等の推進

* 性別による役割分担にとらわれない意識を育てるため、小学生を対象としたジェンダー講座や中学生を対象としたデート DV 予防セミナーなど、児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育・学習を推進します。

② 職場での男女共同参画の意識啓発

* 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるため、事業主、商工会などの関係団体に

対し雇用環境を充実するよう働きかけるとともに、「男女雇用機会均等法」の周知や、相談窓口の情報提供に取り組みます。

* ワーク・ライフ・バランス*の支援や女性の登用・職域拡大などに取り組んでいる事業所を広く紹介することにより、事業所の意識啓発に努めます。

③行政及び地域社会への女性参加の促進

* 審議会・管理職などにおける女性の登用を推進するとともに、女性も地域のリーダーとして組織力や指導力を発揮できるよう、女性指導者の養成や女性人材育成のための各種講座など、女性が地域社会に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 固定的な性別役割分担意識や慣習を見直し、家庭や地域など身近なところから共同参画を実践していくことが望まれます。
- 事業所などでは、職場での男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスを実現することが望まれます。

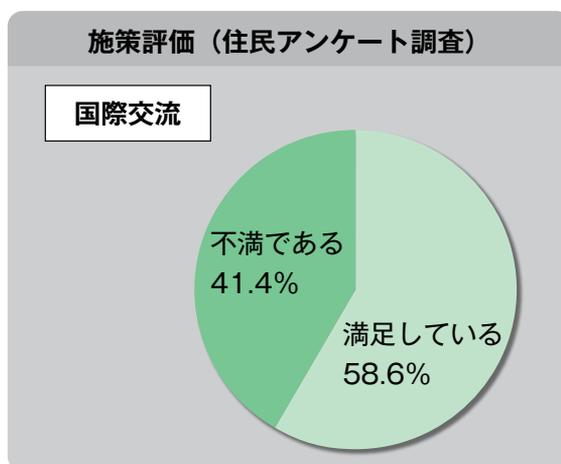
3. 国際交流

■ 現状と課題

本町は、国際空港である成田空港まで 30 分の位置にあり、町内においても外国人の居住や就労がみられます。こうした中で、一人ひとりの国際感覚の育成と文化の再認識を図るため、海外の異なる文化との交流は重要です。現在、町内の中学校に各 1 名、小学校に 2 名の計 4 名の外国語指導助手 (ALT) がおり、小・中学生の語学指導、国際理解教育に貢献しています。

以前には、光中学校と米国ウィスコンシン州メイビル中学校は姉妹校として訪問交流を行ってきましたが、厳しい財政状況により継続が困難となっており、新しい形態での交流が課題となっています。

今後は、民間企業が社会貢献の一環としてボランティアで行う外国人留学生による町内小学生との交流のように、民間による自主的な国際交流企画などを支援し、国際交流の促進を図ることが重要になります。



課題領域 D：選択的に改善すべき

■ 基本方針

国際的な視野を持った人材を育てるとともに、新しい地域文化をつくっていくため、外国人との交流や国際理解の機会を充実します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
国際交流事業の実施回数	外国人講師、留学生による交流事業の実施回数	2 回／年	3 回／年

■ 計画施策と内容

● 施策 1 国際的な視野を持った人材の育成

学校教育や社会教育における外国語指導助手 (ALT) の活用により、語学学習を充実するとともに、国際理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

① 語学学習の充実

* 町内の小・中学校に ALT を派遣し、児童・生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、正確なスピーチ及びリスニング能力・コミュニケーション能力の向上を図ります。

②国際理解教育の機会の充実

* ALT を活用して、児童・生徒の英語への興味・関心を高めるとともに、国際感覚の醸成と国際理解の深化を図ります。

●施策 2 国際交流活動の推進

インターネットなどを活用して、姉妹校交流をはじめとする交流活動の活性化を図るとともに、町内外での各種交流イベントを活用し、外国人との交流の機会を増やします。

①インターネットの活用

* 通信網が光回線に整備されたことにより、情報教育機器をより一層活用し、児童・生徒の情報活用能力を向上させるとともに、児童・生徒の発達段階や特殊性を考慮し、情報モラル教育の推進を図ります。

②各種交流イベントの活用

* 各種国際交流イベントの情報発信・提供を図るなど、コミュニケーションを通じた異文化交流を推進します。

③民間交流の促進

* 民間団体などの交換留学生に対する支援を推進するとともに、国際交流を行う団体への支援など、新たな事業の展開を検討し、民間交流の活性化を図ります。

■協働のまちづくりに向けて

○外国人との交流事業への参加を通じて、相互理解と国際交流への関心を高め、国際交流組織づくりなどを展開していくことが望まれます。



国際交流事業

第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る

1. コミュニティ

■ 現状と課題

本町には、古くからの地域のつながりも残っていますが、少子高齢化や核家族化、価値観の変化などにより、地域の連帯意識は薄くなっているのが現状です。

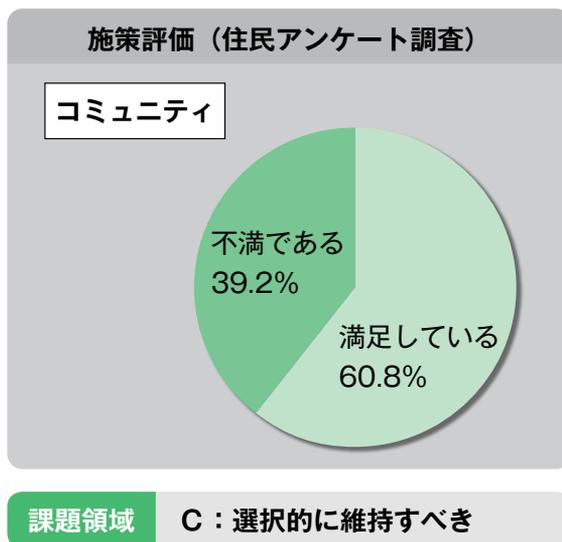
また、地域組織の組織率低下やリーダー人材の固定化、情報保護への関心の高まりなど、地域活動に支障をきたす要因が増えています。

このような状況の中で、子育てや高齢者の見守り、防犯や防災、環境保全・美化など、地域の課題解決に向けた地域力の再生が必要となっています。

このため、本町では、地域の連帯意識を醸成し、地域活動を活性化するため、地域の組織に対し活動費などの補助制度（コミュニティ活動育成事業）を行っています。

一方で、地域のつながりとは別に、個人の関心に基づいたコミュニティ活動も盛んになっていることから、こうした新しい活動の一層の活性化と地域に従来からある活動を結びつけていく努力や、様々な立場の住民が相互に情報提供、意見交換ができる場を作り出すことが必要です。

また、地域活動の拠点として、横芝地域に31施設、光地域に33施設の地域集会施設の他、共同利用施設があります。これらの施設の維持改修については、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な整備が必要となっています。



■ 基本方針

地域福祉や安全対策、環境美化など、多様な地域の課題に対応できるよう、地域の連帯感を育み、地域住民の自主的な活動を支援します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
自主的活動をするNPOなど市民活動団体の数	法人格を取得し県へ登録している市民活動団体の数	6団体	8団体

計画施策と内容

●施策 1 地域活動の維持・活性化

地域の活動拠点である集会施設の適正な維持管理を行うとともに、地域組織の活動費などの補助や人材育成の支援を通じて、これまでの地域活動の維持と活性化を促進します。

①人材育成の支援

* 地域組織の中でリーダーシップをとり、地域のために活動する人材を育成するための活動に対して、必要な支援を行います。

②コミュニティ活動の育成推進

* 住民のふれあい、活性化を図り新たな地域連帯意識を醸成するため、地域組織の活動に対して、必要な支援を行います。

* 新たな事業（コミュニティ活動）を展開するための方策について検討します。

③集会施設の定期的な整備

* 地域コミュニティの活動拠点となる集会施設の適正な維持管理を行うため、行政区が行う保全事業に対して、必要な支援を行います。

●施策 2 自主的な活動の創出支援

地域のつながりとは別に、個人の関心に基づいて自主的な活動をするサークルやボランティア、NPO 等を振興し、定年退職者や子育て後の女性などの地域活動への参加を促進します。

①自主的な活動を行う組織の育成

* 自主的に活動するボランティア、NPO 等の活動を支援するとともに、NPO 法人の設立などへの支援を行い、自主的活動団体の育成を図ります。

* 活動範囲の拡大や運営の充実などに向けて、社会福祉協議会のボランティア育成や生涯学習講座などと連携し、交流と学習の場を提供します。

②自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進

* 地域の活性化を図るため、自主的に活動するサークル、ボランティアなどの情報発信や相互交流活動を促進し、組織づくりを支援します。

③ NPO やコミュニティビジネス*などとの連携

* 地域課題（地域の高齢化、若者の都市部流出、駅前通り活性化など）の解決に向けた取り組み提案を受け付けるなど、NPO 等との連携強化による協働のまちづくりに努めます。

協働のまちづくりに向けて

- 地域の連帯感の醸成、地域コミュニティ活動の推進、行政との情報交流などの中心的な役割を果たす行政総務員の一層の活躍が望まれます。
- 地域コミュニティの一員としての役割を認識し、様々な地域活動への参画・協力が望まれます。
- 各種団体や NPO 等の相互の情報交流、テーマに応じた協議の場づくりなどを通じて、地域課題の解決に取り組む活動の活発化が望まれます。

*コミュニティビジネス：住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取り組み

2. 情報化

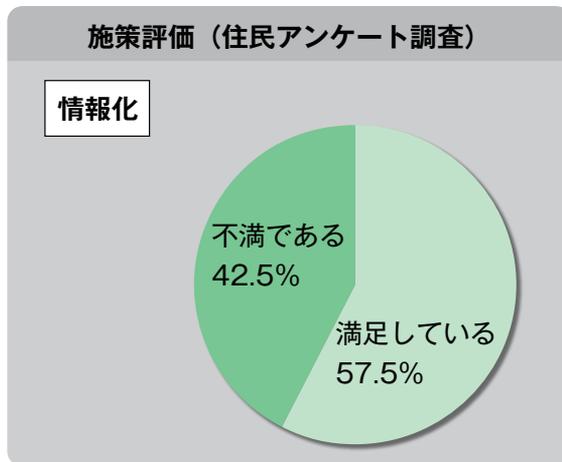
■ 現状と課題

近年、情報通信技術（ICT^{*}）の発展と普及にはめざましいものがあり、行政においてもこうした技術の活用により、行政の簡素化、行政サービスの質的な向上を進めるため、電子自治体の構築を図る必要があります。

現在は、公共施設の予約システムや千葉県電子調達システムの利用を開始しており、また平成24年2月に町全域が光ファイバー網のサービス提供エリアとなったことから、住民のニーズに沿った各種行政手続きのオンライン^{*}化を進めることが求められています。

このほか、地域活性化の手段としてインターネットを活用できるよう、学習機会や内容の充実を進める必要があります。

なお、情報セキュリティポリシー^{*}を平成18年度に策定しており、引続き情報保護に努めることが重要です。



課題領域 D：選択的に改善すべき

● 関連する分野計画

電子自治体推進計画（策定予定） 平成27年度～31年度

■ 基本方針

情報通信技術（ICT）の活用により、行政サービスの向上を図るとともに、地域情報の積極的な発信や交流の促進など、地域の活性化を図ります。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
電子入札実施業種	電子入札を行う業種（建設工事・測量コンサル・委託・物品の4業種）	建設工事（試行実施）	全業種
情報化施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	57.5%	60.0%

■ 計画施策と内容

● 施策1 電子自治体の構築

情報通信技術（ICT）の進展に遅れることなく行政サービスの電子化を促進するとともに、情報資産の保護を徹底し、信頼のある電子自治体化を図ります。

※ ICT：情報通信技術のことでコミュニケーションの重要性が増し、従来のIT（Information Technology・インフォメーションテクノロジー）にCommunication・コミュニケーションを加えた略
 ※ オンライン：処理能力を持ちサービスを提供するホストコンピュータと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態
 ※ 情報セキュリティポリシー：情報の安全性確保に向けた方針

①電子自治体推進計画の策定

- * 住民ニーズと新電子自治体推進指針を踏まえ、町に合致した電子自治体推進計画を策定します。
- * 策定された電子自治体推進計画に基づき、住民サービスの向上と行政手続の効率化、簡素化が図れるよう、電子自治体の整備に努めます。

②行政手続きのオンライン化

- * 住民サービスの向上と行政手続の効率化、簡素化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムや総合行政ネットワーク（LGWAN）の利活用、自治体クラウドシステム^{*}の導入などの検討により、行政手続きのオンライン化の推進に努めます。

③庁内体制の整備

- * 電子自治体構築の推進にあたり、住民サービス業務（フロントオフィス）と内部管理業務（バックオフィス）の適正かつ効率的な運用管理、最適化を図るため、業務分析、体制づくりを進めます。

④情報保護の徹底

- * 電子化された個人情報などの保護を徹底するため、情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理・運用を推進します。

⑤地理・地籍情報等の整理・充実

- * 住民の利便性向上を図るとともに、庁内における業務改善並びに地域の活性化や新しい住民サービスに繋げるため、各種地図情報システムの共同・一元化を推進します。
- * 住民サービスの向上と事務処理の効率化、適正化を図るため、法令情報の提供や公有財産台帳などの維持管理を推進します。

●施策 2 情報化による地域活性化の促進

学校教育や生涯学習を通じて、インターネットなどの活用能力の向上を促進し、住民によるイベントや地域活動の情報交換、地域の就職・住宅情報の発信など、情報化による地域の活性化を支援します。

①情報教育の推進

- * 住民のインターネットなどの活用能力の向上を図るため、学校教育における情報教育を推進するとともに、情報通信技術（ICT）講習会などの生涯学習講座を推進します。

②住民の自主的な活動のネットワーク化の促進

- * 情報化を広くまちづくりや地域活性化に向けて効果的に展開するため、住民によるイベントや地域活動の情報交換、地域の就職・住宅情報の発信などの取り組みを支援します。

■協働のまちづくりに向けて

- 情報通信技術（ICT）講習会などへの積極的な参画により、情報リスク対応を含めた情報化への対応力を身に付けることが望めます。
- インターネット上の情報サイトを開設している町内の個人や団体においては、その経験を活かし相互の情報交換とともに、横芝光町の地域ポータルサイト^{*}の開設、住民交流の促進や広く情報受発信に関するサイトなどへの取り組みについての協議や提案をしていくことが望めます。

^{*}自治体クラウドシステム：地方公共団体の業務効率化などを図るための総務省主導の新しいコンピュータシステムで、ソフトウェアなどはネットワークを通じて、必要に応じて取り出し、使った分だけ料金を払う形態

^{*}地域ポータルサイト：インターネットを利用して地域（自治体）の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うウェブサイト（ホームページ）のこと



第1次横芝光町総合計画

後期基本計画

H25-H29

✦ 構想推進

第1章✦構想推進のために

第2章✦リーディング・プログラム

第1章 構想推進のために

1. 住民参加

■ 現状と課題

本町では、行政に対する理解と関心を高める情報提供の基本として、広報紙は毎月1回発行し、ホームページは随時更新しています。

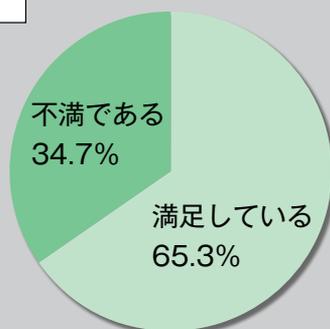
また、地域における活動に対しては、各地区の行政総務員を中心として地域の住民活動や地区行事などを促進し、住民の一体感の醸成を図っています。そのほか、住民の意見を的確に行政に反映し、協働によるまちづくりを進めるため、町長とまちづくりを語る「まちづくりを語ろう会（出前トーク）」を行っています。

今後は、より一層住民に身近な行政を進めるため、広報広聴や情報公開の充実に加え、住民一人ひとりの自治意識と相互扶助の精神の醸成に向け、住民の自主的な活動に対する支援と育成を図っていく必要があります。

また、多様な住民の意見を聞くため、集まりの場所や時間などの工夫に加え、テーマに合わせたメンバー選定、施策の推進過程における計画・実施・評価への住民参加の場の多様化など、住民参画の仕組みづくりが課題となっています。

施策評価（住民アンケート調査）

住民参加



課題領域

C：選択的に維持すべき

■ 基本方針

自立したまちづくりに向けて、行政情報を迅速に提供しながら、多様な方法で住民の意見を取り入れ、住民の理解と協力、参画のもと、創意と工夫による協働のまちづくりを進めます。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
ホームページへのアクセス件数	ホームページ（トップページ）へのアクセス数	330回/日	500回/日
「まちづくりを語ろう会（出前トーク）」開催数	各地区・団体からの要望に応じて開催した出前トークの開催数	9回/年	18回/年



まちづくり住民会議

■ 計画施策と内容

● 施策1 広報広聴の充実

わかりやすく親しみのある広報紙などの内容充実を進め、住民のニーズに合った行政情報や生活に密着した地域情報を積極的に提供します。また、対話行政推進事業などの広聴活動を充実し、住民と行政の情報交流を推進します。

① 広報紙などの充実

* 広報紙、議会だより、ホームページなどの充実を図ります。

② 広聴活動、情報交流の推進

* 対話型広聴活動など住民の意見を直接聞く機会を充実し、住民と行政の情報交流を推進します。

③ パブリックコメント^{*}の制度化

* 計画策定や条例などの制定過程において案を公表し、住民の意見を広く募り、政策立案に反映させていくパブリックコメントを制度化します。

④ 情報公開の推進

* 文書管理を徹底し、情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用を図り、行政の透明性を確保します。

● 施策2 住民参画と協働のまちづくり活動の推進

住民への情報提供、住民と行政の情報共有を図る広報広聴機能の充実を基に、様々な機会を通じて人材育成を図り、自分の暮らす町のまちづくりへの住民の直接参加を促進し、協働のまちづくりに努めます。

① 地域活動の推進

* 各地区の行政総務員を中心に、地域の文化、生活環境、防災・防犯などの活動や行事への住民の参加を促進し、まちづくりの原動力となる地域の連携、コミュニティの活性化を促進します。

② 住民参画、協働のまちづくりの推進

* 協働のまちづくり意識の住民への浸透に努めながら、自主的なまちづくりグループなど多様な主体の育成と、その活動を支援するなど、協働のまちづくりを推進します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 地域活動において行政総務員が主体的な役割を果たすことが望めます。
- 住民は、まちづくりに関心を持ち、様々な機会を通じて、まちづくり諸課題の解決について積極的に意見や提案を述べていくことが望めます。
- 住民、コミュニティ、各種団体、NPO、民間事業者などがそれぞれの立場で、まちづくりのために何かを担っていく意識づくりと様々な連携と分担による実践活動が望めます。

2. 行政運営

■ 現状と課題

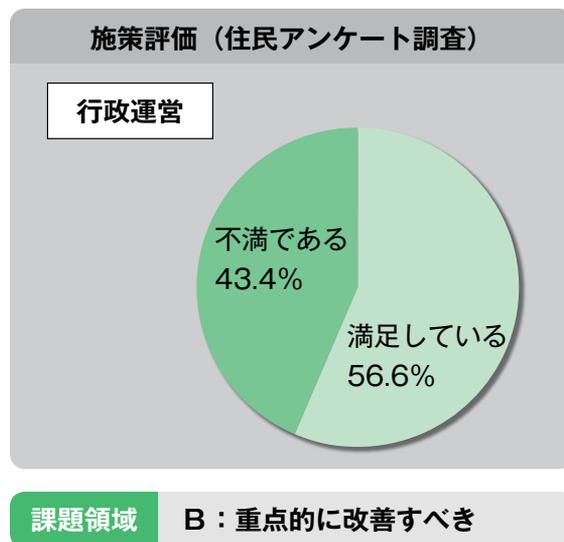
近年、地方自治体には、少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化など、社会の変化に的確に対応した行政運営が一層強く求められています。

また、地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限は拡大しており、より質の高い行政運営を行うため、事務事業の見直しや経費節減、財源の安定確保に努めるとともに、職員の資質や組織の機動力の向上、効率的な行政運営など、行政改革を進めていかなければなりません。

住民サービスの向上については、諸証明の請求、交付や税金の収納等について、より近い場所で休日・平日夜間の対応が求められており、民間商業施設内に町民サービス窓口を開設するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

今後はさらに、事業の効率化及び住民サービスの向上に努めるとともに、「横芝光町行政改革大綱（集中改革プラン）」に基づいて住民の目線に立った行政運営を進める必要があります。

また、住民との協働のまちづくりを進めるため、「横芝光町職員人材育成基本方針」に基づく職員のリーダーシップの育成、また、さまざまな政策課題に対応できる人事管理と組織運営を行っていくことが重要です。



● 関連する分野計画

横芝光町職員人材育成基本方針	平成 18 年度～
第 2 期横芝光町行政改革大綱（集中改革プラン）	平成 23 年度～27 年度
第 2 期横芝光町定員適正化計画	平成 23 年度～27 年度

■ 基本方針

住民の目線に立ち、より便利な行政サービスの提供に努めるとともに、より一層効果的で効率的な行政運営の実現に向けて、行政改革を徹底します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成 29 年）
行政運営施策に対する住民の満足度	住民アンケート調査による施策評価「満足している＋どちらかといえば満足している」の割合	56.6%	60.0%
職員研修受講者数	職場外研修の受講者数	98 人／年	124 人／年

■ 計画施策と内容

● 施策 1 住民サービスと行政事務の充実

住民のニーズの多様化に対応し、住民目線で窓口業務などのサービスの利便性向上に努めます。また、行政事務の計画的なオンライン化・ネットワーク化により、業務の効率化・迅速化を図ります。

① 窓口業務の利便性の向上

* より便利な行政サービスに向けて、商業施設内の町民サービスセンター機能を充実します。

② 行政事務の効率化・迅速化

* 電子自治体の構築と連動し、行政事務のオンライン化及びネットワーク化を推進するとともに、適正な運用、維持管理を図ります。

● 施策 2 人材・組織の質の向上

職員人材育成基本方針に基づいて、自治体職員としての自覚、自治体経営に必要な能力を持った職員を育成するとともに、定員の適正化と適正な評価に基づく人事管理と機動的な組織形成を図ります。

① 職員研修の充実

* 政策形成及び業務遂行能力の向上を図る研修計画に基づき、各種研修への職員の積極的な参加を図ります。

② 人事考課制度の導入

* 制度試行を経て、制度導入を進め、随時見直しによる適正化を進めます。

③ 人事管理の推進

* 管理職の男性職員と女性職員の均衡に配慮するとともに、適正な評価に基づく人事管理を進めます。

④ 適正な定員管理と組織編成

* 定員適正化計画に基づき定員の適正化を図るとともに、重点課題に柔軟に対応できる組織編成に努めます。

● 施策 3 総合的・計画的な行政の推進

総合計画の適正な進行管理を図るとともに、事務事業の具体的な目標を設定し、成果を評価できるシステムの確立に努めます。また、行政改革大綱（集中改革プラン）実施項目の目標管理の徹底を図り、厳しい行財政環境に対応し、効率的で効果的な行政運営を推進します。

① 総合計画の進行管理と評価システム^{*}の連携

* 総合計画に基づく実施事業計画の進行管理と評価システムを連動させ、成果を重視した事務事業の見直しを進めます。

② 行政改革大綱（集中改革プラン）の推進

* 実施項目の目標管理を強化し、見直しを行います。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 住民参画の仕組みを活かし、各種の計画策定や施策立案、行政評価などへの住民参画の拡大が望まれます。
- 公共施設の管理運営や公的なサービスの業務受託などを担うことができる力を備えた NPO や事業者の育成が望まれます。

^{*}評価システム：施策や事業等の行政活動について、一定の基準で、その必要性や効率性、成果などについて評価し、計画の進行管理や予算編成等に活用するための仕組み

3. 財政運営

■ 現状と課題

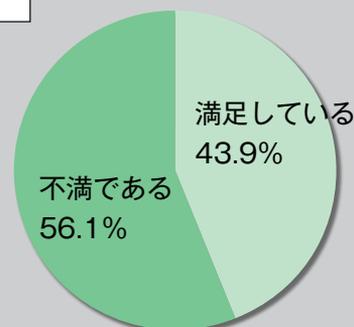
地方債の発行に対する国の許可の目安となる実質公債費比率^{*}は平成23年度決算で10.3%で基準の18%を下回っていますが、今後も自主財源^{*}の確保が難しい中、大型建設事業の財源は合併特例債などの地方債に求められていることから、公債費負担の増加により、財務状況は年々厳しくなっていくことが予想されます。

このような中、合併の効果を最大限に引き出しながら、より一層計画的に財政を運営することが必要であり、内部管理経費の徹底的な削減を行うとともに、今後の計画事業の効果、継続性についても公正な評価に基づいて精査・検討し、優先順位を明確にしながら事業の選択を行っていくことが重要です。

また、三位一体改革によって財政面での町の自由度は高まり、より効率的で無駄のない財政運営が求められていることから、より積極的に行財政改革を推進していく必要があります。

施策評価（住民アンケート調査）

財政運営



課題領域

B：重点的に改善すべき

● 関連する分野計画

新町建設計画 平成18年度～27年度

■ 基本方針

厳しい財政下、住民のニーズに応えられる施策を展開するため、総合計画と連動した中長期的な財政計画に基づいて、積極的な財源確保策を進めるとともに、行政経費のコスト削減の徹底と重点のわかりやすい予算配分により、一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
財政調整基金残高	予期しない収入減や思わぬ支出増加に備えるための積立金	1,927百万円	2,200百万円

^{*}実質公債費比率：実質的な公債費（町の借金）に費やした一般財源の額の標準財政規模に占める割合

^{*}自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源

■ 計画施策と内容

● 施策1 効率的な財政運営

合併に伴う臨時的財源を有効に活用しながら、自主財源の確保に努める一方、経費の削減に徹底して取り組みます。また、計画事業を精査し、優先順位を明確にした予算編成に努めます。

① 財政計画の策定

* 施策及び事業の円滑な推進を図るため、中長期的な展望による財政計画を策定します。

② 財源の確保

* 税込納率の向上を図るとともに、町税込納対策、債権回収対策などを強化し、財源の確保に努めます。

③ 経費の節減

* 内部管理的経費の継続的な削減をはじめ、経常経費の抑制を進めます。

④ 事業評価と見直し

* 事務事業評価により有効性や効率性を評価することで、事業の見直しを図り、優先順位を明確にした事業実施を図ります。

⑤ 公会計の取組み

* 公会計制度に基づく財務諸表の作成と公表、検証を図り、財政運営への活用を図ります。

● 施策2 財政構造の転換への取組み

民間の積極的な活用や受益者負担の適正化など、財政の構造的な転換を図ります。

① 公共施設の見直し

* 公共施設の効率的な管理運営を前提に、施設の統廃合を含めた見直しを進めます。

② 受益者負担の適正化

* 公共性や政策的な側面を考慮し、受益者負担の適正化を進めます。

③ 民間活力の活用

* 公的なサービスを担う力を備えた事業体の育成を促進するとともに、指定管理者制度^{*}、民営化、PFI^{*}事業などへの民間活力の効果的な活用を検討します。

■ 協働のまちづくりに向けて

- 納税などの責務を果たすとともに、町財政の情報提供を通じて理解を深め、様々な機会を通じて住民の視点から改善への提案を述べていくことが望まれます。
- 民間事業者等による公的なサービスを担うことができる共同事業体の組織化などにより、指定管理者制度やPFI事業などへの参画が望まれます。

^{*}指定管理者制度：地方公共団体が指定する法人その他の団体が、公の施設の管理運営を行う制度

^{*}PFI：公共施設などの建設、維持管理や運営に民間資本やノウハウを導入し、効率的な公共サービスを提供する手法

■ 歳入・歳出決算の推移

(単位：千円)

区 分		H18年度	H19	H20	H21	H22	H23	
歳入	自主財源 注1)	町税	2,340,653	2,600,819	2,567,858	2,521,609	2,385,691	2,391,069
		分担金・負担金	129,127	117,344	307,714	120,800	124,451	120,122
		使用料・手数料	64,963	64,045	49,989	48,618	45,708	44,704
		財産収入	15,980	29,111	171,227	17,009	21,934	11,254
		寄附金	10,483	242	765	473	587	784
		繰入金	233,574	772,786	821,956	1,036,494	25,334	315,428
		繰越金	652,141	328,243	432,749	565,137	709,611	543,618
		諸収入	628,239	607,473	582,887	580,598	560,103	657,226
		小 計	4,075,160	4,520,063	4,935,145	4,890,738	3,873,419	4,084,205
	依存財源 注2)	地方譲与税等	905,224	651,460	601,823	572,852	563,593	528,393
		地方交付税	2,771,106	2,672,137	2,819,122	2,944,024	3,122,532	3,364,894
		国庫支出金	424,249	731,205	759,424	1,349,953	1,119,011	1,281,476
		県支出金	435,485	479,367	528,974	545,844	552,732	631,077
		地方債	633,800	830,000	1,452,300	1,112,300	1,221,200	1,363,200
		小 計	5,169,864	5,364,169	6,161,643	6,524,973	6,579,068	7,169,040
合 計		9,245,024	9,884,232	11,096,788	11,415,711	10,452,487	11,253,245	

(単位：千円)

区 分		H18年度	H19	H20	H21	H22	H23	
歳出	消費的経費 注3)	人件費	1,924,418	1,743,155	1,721,690	1,677,511	1,682,276	1,691,423
		扶助費	769,021	846,639	864,896	906,167	1,194,236	1,265,120
		物件費	1,212,867	1,152,486	1,144,414	1,155,513	1,178,019	1,231,898
		維持補修費	38,237	25,719	25,192	20,794	18,214	30,846
		補助費等	1,833,299	1,943,190	2,089,793	2,545,700	1,991,393	1,970,418
		小 計	5,777,842	5,711,189	5,845,985	6,305,685	6,064,138	6,189,705
	投資的経費 注4)	普通建設事業費	1,117,058	2,046,885	2,608,626	1,261,522	1,696,670	2,132,837
		災害復旧事業費	0	0	0	0	2,424	68,827
		小 計	1,117,058	2,046,885	2,608,626	1,261,522	1,699,094	2,201,664
	その他	公債費	782,862	812,561	895,145	906,005	880,582	892,438
		繰出金	735,843	770,744	733,005	810,299	835,419	858,432
		投資・出資・貸付金	32,060	30,846	31,223	19,020	16,850	16,569
		積立金	471,116	79,258	417,667	1,403,569	412,786	651,468
		小 計	2,021,881	1,693,409	2,077,040	3,138,893	2,145,637	2,418,907
	合 計		8,916,781	9,451,483	10,531,651	10,706,100	9,908,869	10,810,276

資料：企画財政課

注1) 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源

注2) 依存財源：自主財源で不足する分を国や県の交付、あるいは割り当てにより得る財源

注3) 消費的経費：支出効果が、その年度または短い期間で終わり、後に形を残さない性質の経費

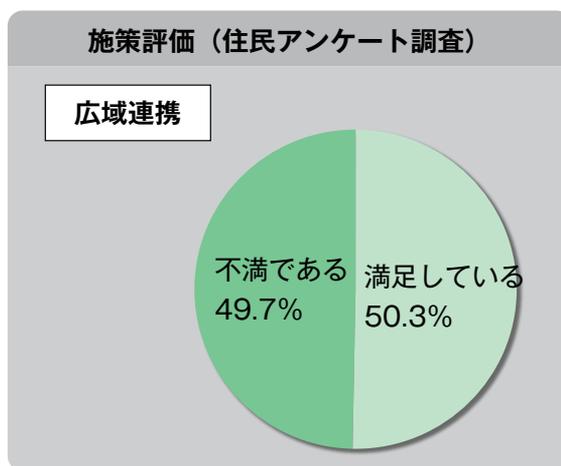
注4) 投資的経費：支出効果が資本形成に向けられ、将来に残るもの（施設等）に支出される経費

4. 広域連携

■ 現状と課題

本町は、旧2町の郡を越えた合併の経緯から、広域行政としては複数の一部事務組合にまたがり、合併後も一部事務組合の広域化、再編が進んでいない現状にあります。そのため、住民サービスの違いもみられ、その解消が課題になっています。

なお、平成18年12月に千葉県市町村合併推進構想が策定され、本町は山武市との合併の枠組みが示されていますが、今後の合併の検討にあたっては、議会や住民との十分な議論のもと、住民の意見を正しく把握し、十分に取り入れながら、慎重に進めることが重要です。



課題領域 B：重点的に改善すべき に近接

■ 基本方針

住民のニーズを的確に把握しながら、効率的で効果的な行政運営に向けて、広域的な連携を推進します。

■ 目標指標

指標名	備考	現状値	目標値（平成29年）
広域連携が図れた事業数	効率的な連携など改善が図れている事業数（行政課題の解決数）	0件	1件

■ 計画施策と内容

● 施策1 広域連携の推進

住民の生活圏域やニーズ、サービスの効率と効果などを総合的に判断しながら、近隣市町の動向の把握に努め、住民の意向を的確に把握して、有効な広域連携を進めます。

① 一部事務組合の統一

* 町内に存在する異なる広域事業、一部事務組合の不統一の解消に向けた取組みを進めます。

② 広域連携のあり方の協議

* 広域連携についての住民ニーズや近隣市町の動向把握に努め、関係市町等と広域化についての調査、検討を進めます。

■ 協働のまちづくりに向けて

○市町の枠組みを越えた各種の広域的連携事業や地域間交流への積極的な参画が望まれます。



第2章 リーディング・プログラム

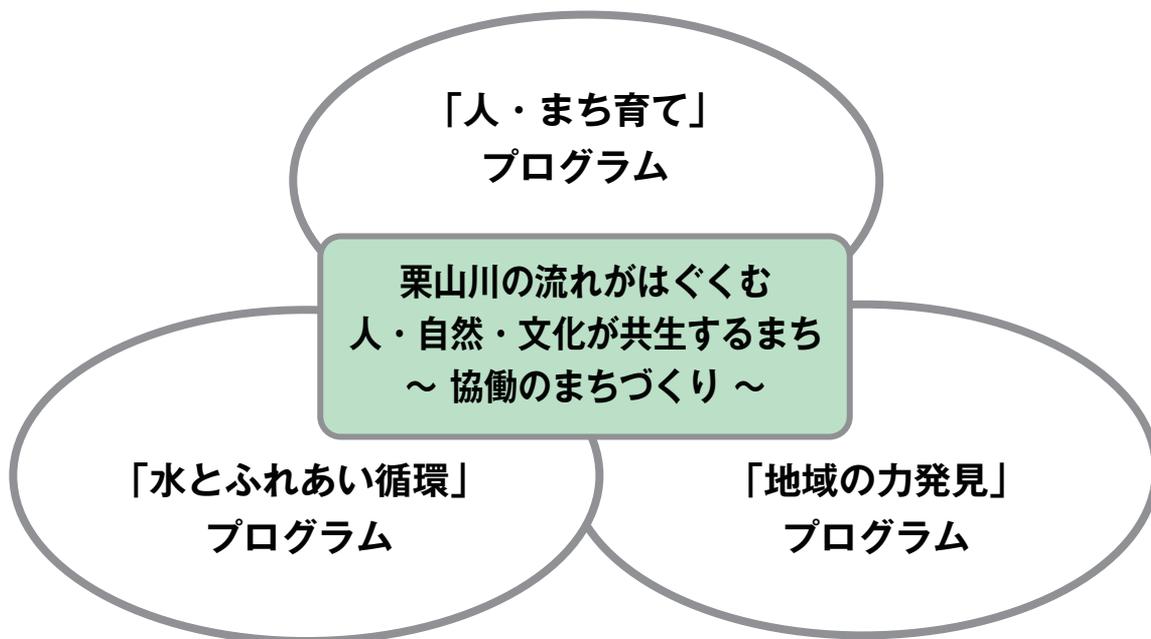
1. リーディング・プログラムとは

本町のまちづくりの推進においては、基本構想に掲げた将来像「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」の実現に向け、分野別に組み立てた施策・事業を着実に実施していくことが重要になります。

特に、まちづくりの主要課題に重点的に対応していくためには、各分野の横断的な連携と調整により、施策・事業を進めていくことが効果的です。そのため、分野別の枠組みを越えて、相互の連携で横断的に進めるべき施策・事業群を「リーディング・プログラム」として、「人・まち育て」、「水とふれあい循環」、「地域の力発見」という3つのテーマでまとめました。

これらの「リーディング・プログラム」の推進においては、計画課題に対応して、庁内関連課・班及び協働のまちづくりの観点から関連する各種団体、NPO や事業者などの横断的な連携と調整機能の強化に努めていきます。

《リーディング・プログラム（分野を超えて横断的に進めるべき施策・事業群）》



2. リーディング・プログラムの内容

(1) 「人・まち育て」プログラム

本町のまちづくりの主要課題の一つとして、人口が減少傾向にある中で少子高齢化が進んでいることがあげられ、特に子どもを産む年齢の人口が少ないことがその原因となっています。

本町の豊かな自然環境と穏やかな雰囲気、便利な広域道路網などの魅力を積極的に町内外に発信しながら、誰もが暮らしやすいまちづくり、特に“子どもを育てやすいまち”をめざすことで、若い年齢層の定住を促進していくことが必要です。

そのため、「人・まち育て」プログラムでは、

- 子どもを育てやすく、暮らしやすいまちをつくるため、安心して出産できる環境を整え、仕事と子育てを両立できるよう、地域ぐるみでの子育て支援の一層の充実に努めること
- 学校教育の充実や家庭教育の支援を進めながら、就労や住宅など、地域での暮らしに関わる情報を積極的に発信するとともに、誰もが安心安全に暮らせる地域づくりに努めることを重点にします。

横断的に進めるべき計画課題	特に関連する施策・事業を含む分野
1. 少子化対策の充実	分野計画 第1章、第1節、1. 子育て支援
	分野計画 第1章、第2節、1. 保健・医療
2. 教育環境・内容の充実	分野計画 第1章、第1節、1. 子育て支援
	分野計画 第1章、第2節、1. 保健・医療
	分野計画 第2章、第1節、1. 学校教育
	分野計画 第2章、第1節、2. 青少年育成
3. 地域情報のネットワーク化と発信	分野計画 第2章、第2節、1. 生涯学習
	分野計画 第4章、第2節、2. 産業活性化
	分野計画 第5章、第2節、1. コミュニティ
	分野計画 第5章、第2節、2. 情報化
	構想推進 第1章、1. 住民参画
4. 地域の安全性向上	分野計画 第2章、第1節、1. 学校教育
	分野計画 第3章、第1節、2. 道路・交通
	分野計画 第3章、第3節、1. 防災
	分野計画 第3章、第3節、3. 防犯・交通安全

(2) 「水とふれあい循環」プログラム

本町の誇るべき魅力として、鮭が遡上する南限の川である栗山川をはじめ豊かな自然が住民に共通して認識されながらも、一方では特徴に欠ける町というイメージも持たれています。

栗山川は、本町の合併前の旧2町を隔てていましたが、新たに町の中央軸となったことを活かし、栗山川を一体化のシンボル、交流の拠点として、保全し、活用することにより、町内はもとより町外の人々との交流を促進して、地域の活性化を図ることが必要です。

そのため、「水とふれあい循環」プログラムでは、

- 水の豊富な町のシンボルとして栗山川の保全・活用を図るため、川周辺の整備や水質浄化を進めるとともに、環境教育によって住民の関心を高め、住民参加による緑化・美化の推進を支援すること
- 栗山川に関する情報を積極的に発信しながら、川と共生するレジャー・レクリエーションやスポーツ・健康イベント、水産資源の活用など、川と水を活かした施策を進めることを重点にします。

横断的に進めるべき計画課題	特に関連する施策・事業を含む分野
1. 栗山川周辺の整備	分野計画 第3章、第1節、2. 道路・交通
	分野計画 第3章、第2節、2. 河川・海岸
2. 川の水質の浄化・保全	分野計画 第3章、第1節、4. 上水道・下水処理
	分野計画 第3章、第1節、5. 環境衛生
	分野計画 第3章、第2節、2. 河川・海岸
3. 環境保全活動の促進	分野計画 第3章、第2節、1. 環境・景観
	分野計画 第3章、第2節、2. 河川・海岸
	分野計画 第3章、第2節、3. 公園・緑地
4. 水辺の付加価値の向上	分野計画 第2章、第2節、3. スポーツ
	分野計画 第3章、第2節、2. 河川・海岸
	分野計画 第3章、第2節、3. 公園・緑地
	分野計画 第4章、第1節、1. 農林水産業
	分野計画 第4章、第1節、2. 観光

(3) 「地域の力発見」プログラム

本町には、豊かな自然や温暖な気候のほか、町外でも有名な農産物、古い歴史・文化などの地域資源を有しているとともに、地域の“人財”として多くの住民が暮らしていますが、それらが必ずしも互いに結びついてはいません。

新たな町・横芝光町としての特色、独自性を発揮し、多様な地域資源（資源の力）と“人財”（人の力）を改めて見直し、町の価値を再発見して、誇りや愛着心を育み、協働のまちづくりを推進するとともに、これを活用した産業や文化の創造を進めていくことが必要です。

そのため、「地域の力発見」プログラムでは、

- 豊富な地域資源の活用によって町の魅力を創出するため、住民一人ひとりの意識を向上し、美しい田園風景を保全すること
- 地場産品の販売促進や活用を積極的に進め、地域産業の活性化を推進すること
- 地域の歴史・文化を掘り起こし、活用すること
- 地域情報のネットワーク化や発信、それによる多様な交流を促進することを重点にします。

横断的に進めるべき計画課題	特に関連する施策・事業を含む分野
1. 田園風景・緑地景観の保全	分野計画 第3章、第1節、1. 市街地整備
	分野計画 第3章、第1節、2. 道路・交通
	分野計画 第3章、第2節、1. 環境・景観
	分野計画 第3章、第2節、2. 河川・海岸
	分野計画 第3章、第2節、3. 公園・緑地
	分野計画 第4章、第1節、1. 農林水産業
2. 地域産業の振興	分野計画 第4章、第1節、1. 農林水産業
	分野計画 第4章、第1節、2. 観光
	分野計画 第4章、第2節、1. 商業・工業
	分野計画 第4章、第2節、2. 産業活性化
3. 地域の歴史・文化の活用	分野計画 第2章、第2節、1. 生涯学習
	分野計画 第2章、第2節、2. 文化
	分野計画 第4章、第1節、2. 観光
4. 地域情報の発信と交流の促進	分野計画 第4章、第1節、1. 農林水産業
	分野計画 第4章、第1節、2. 観光
	分野計画 第5章、第2節、1. コミュニティ
	構想推進 第1章、1. 住民参画



小中学校合同音楽祭



栗山川周辺環境ボランティア



栗山川



稲刈り



鬼来迎

第1次横芝光町総合計画

後期基本計画

H25-H29

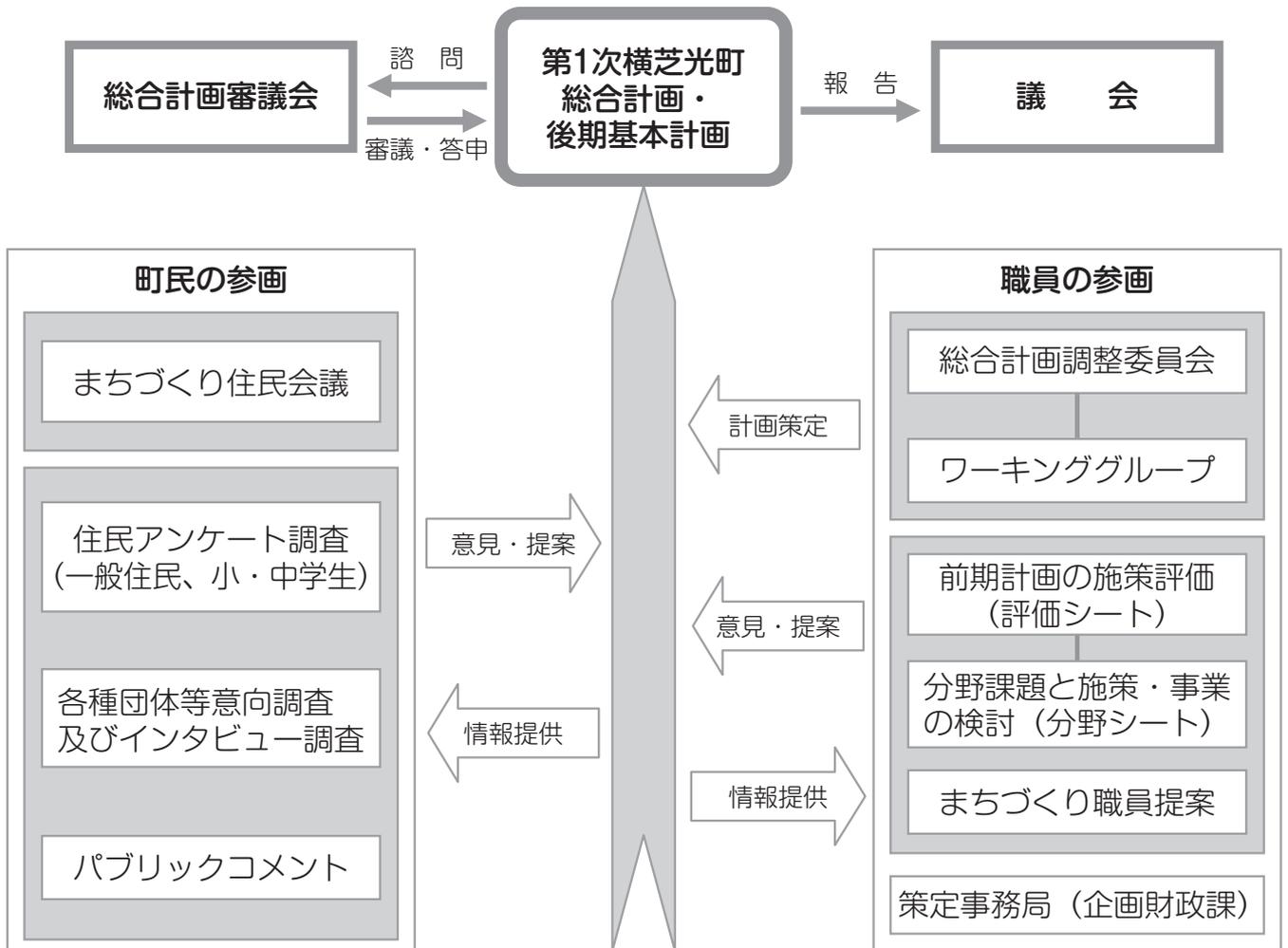
参考資料

1. 後期基本計画策定の経過
2. 後期基本計画策定の体制
3. 横芝光町総合計画審議会条例
4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿
5. 総合計画審議会への諮問及び答申
6. 横芝光町総合計画調整委員会規定
7. 横芝光町まちづくり住民会議要綱
8. 施策体系と担当課一覧
9. 用語解説一覧

1. 後期基本計画策定の経過

実施日	内 容
平成 23 年 8 月 26 日	第 1 回ワーキンググループ会議
9 月	まちづくり住民会議委員（公募・一般）の編成
9 月 15 日	第 1 回総合計画調整委員会
10 月	小・中学生アンケート調査の実施（10 月 6 日各学校へ依頼） * 小学 5・6 年生全員と中学生全員、回収数：小学生 449、中学生 680
	住民アンケート調査の実施（10 月 11 日～31 日） * 満 16 歳以上 3,500 人抽出、回収数：1,777（回収率 50.7%）
11 月	各種団体等意向調査の実施 * 各種団体等役員 285 人、回答数 163 人
11 月 24 日	第 1 回まちづくり住民会議
12 月 14 日	第 2 回まちづくり住民会議
平成 24 年 1 月 12 日	第 2 回ワーキンググループ会議
1 月 17 日	第 2 回総合計画調整委員会
1 月 18 日	第 3 回まちづくり住民会議
1 月 18 日～	職員提案の募集
2 月 3 日	第 1 回総合計画審議会
2 月 15 日	第 4 回まちづくり住民会議
3 月 13 日・15 日	各種団体等インタビュー調査（6 分野別懇談会）
3 月 28 日	第 5 回まちづくり住民会議
6 月 27 日	まちづくり住民会議から町長への提案（提案書）
6 月 28 日	第 3 回ワーキンググループ会議
6 月 29 日～8 月 31 日	後期基本計画素案の策定 * ワーキンググループの 6 部会編成による作業
7 月 3 日	第 3 回総合計画調整委員会
8 月 21 日	第 2 回総合計画審議会
8 月 30 日	議会全員協議会にて説明
9 月 7 日～10 月 26 日	後期基本計画素案の整備及び実施計画案の策定 * ワーキンググループ委員、総合計画調整委員による作業
11 月 1 日	第 4 回総合計画調整委員会
11 月 12 日	第 3 回総合計画審議会
11 月 20 日～12 月 3 日	パブリックコメント（意見募集）
12 月 17 日	パブリックコメント意見公表
平成 25 年 1 月 17 日	第 5 回総合計画調整委員会
1 月 17 日	総合計画審議会に後期基本計画（案）を諮問
2 月 6 日	第 4 回総合計画審議会
2 月 7 日	後期基本計画（案）の総合計画審議会からの答申

2. 後期基本計画策定の体制



3. 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 町の総合的開発計画（以下「総合計画」という。）の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、横芝光町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4 人
- (2) 町農業委員会委員 2 人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4 人
- (4) 知識経験を有する者 5 人

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第 3 条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第 7 条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿

番 号	氏 名	役職名等（職名は委嘱時）	備 考
1	川島 勝美	横芝光町議会議員	1号委員
2	川島 透	横芝光町議会議員	1号委員（会長）
3	八角 健一	横芝光町議会議員	1号委員
4	若梅 喜作	横芝光町議会議員	1号委員
5	伊藤 正道	横芝光町農業委員会委員	2号委員
6	深田 正一	横芝光町農業委員会委員	2号委員
7	向後 英統	公的団体等代表 （横芝光町教育委員会委員長）	3号委員
8	齊藤みち子	公的団体等代表 （横芝光町婦人会会長）	3号委員
9	椎名 孝次	公的団体等代表 （横芝光町消防団団長）	3号委員
10	鈴木 勲	公的団体等代表 （横芝光町商工会会長）	3号委員
11	伊藤 文憲	有識者	4号委員
12	押尾 芳江	有識者	4号委員
13	齋藤 旭	有識者	4号委員（副会長）
14	鈴木 喜一	有識者	4号委員
15	村越 善子	有識者	4号委員

5. 総合計画審議会への諮問及び答申

諮 問 書

横企第516号
平成25年1月17日

横芝光町総合計画審議会
会長 川島 透 様

横芝光町長 佐藤 晴彦

第1次横芝光町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

横芝光町総合計画審議会条例第2条の規定により、別添の第1次横芝光町総合計画後期基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成25年2月7日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町総合計画審議会
会 長 川島 透

第1次横芝光町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成25年1月17日付け、横企第516号で諮問のありました第1次横芝光町総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、次に事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

- 1 本計画が町民に広く理解され、事業実施にあたっては、町民と行政との協働によるまちづくりが図られ、効率的な財政運営のもと、着実に推進されるよう要望します。

6. 横芝光町総合計画調整委員会規定

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成 18 年 3 月 27 日

訓令第 16 号

(設置)

第 1 条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例(平成 18 年横芝光町条例第 5 号)第 1 条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長、東陽病院事務長及び町民サービスセンター所長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

(平 19 訓令 4 ・ 平 20 訓令 2 ・ 一部改正)

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第 6 条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事は、各課等につき 1 人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。

3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 19 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

7. 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成 18 年 9 月 6 日
告示第 159 号

(設置)

第 1 条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第 3 条 住民会議は、委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町内で活動する各種団体の構成員
- (2) 満 20 歳以上の町民で、町長が公募により選任した者
- 2 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 4 条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第 5 条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

8. 施策体系と担当課一覧

表記注)

*基本構想で設定している「まちづくり目標」(章・節)ごとの基本施策と個別施策を一覧にし、個別施策ごとの主管担当課を記しています。

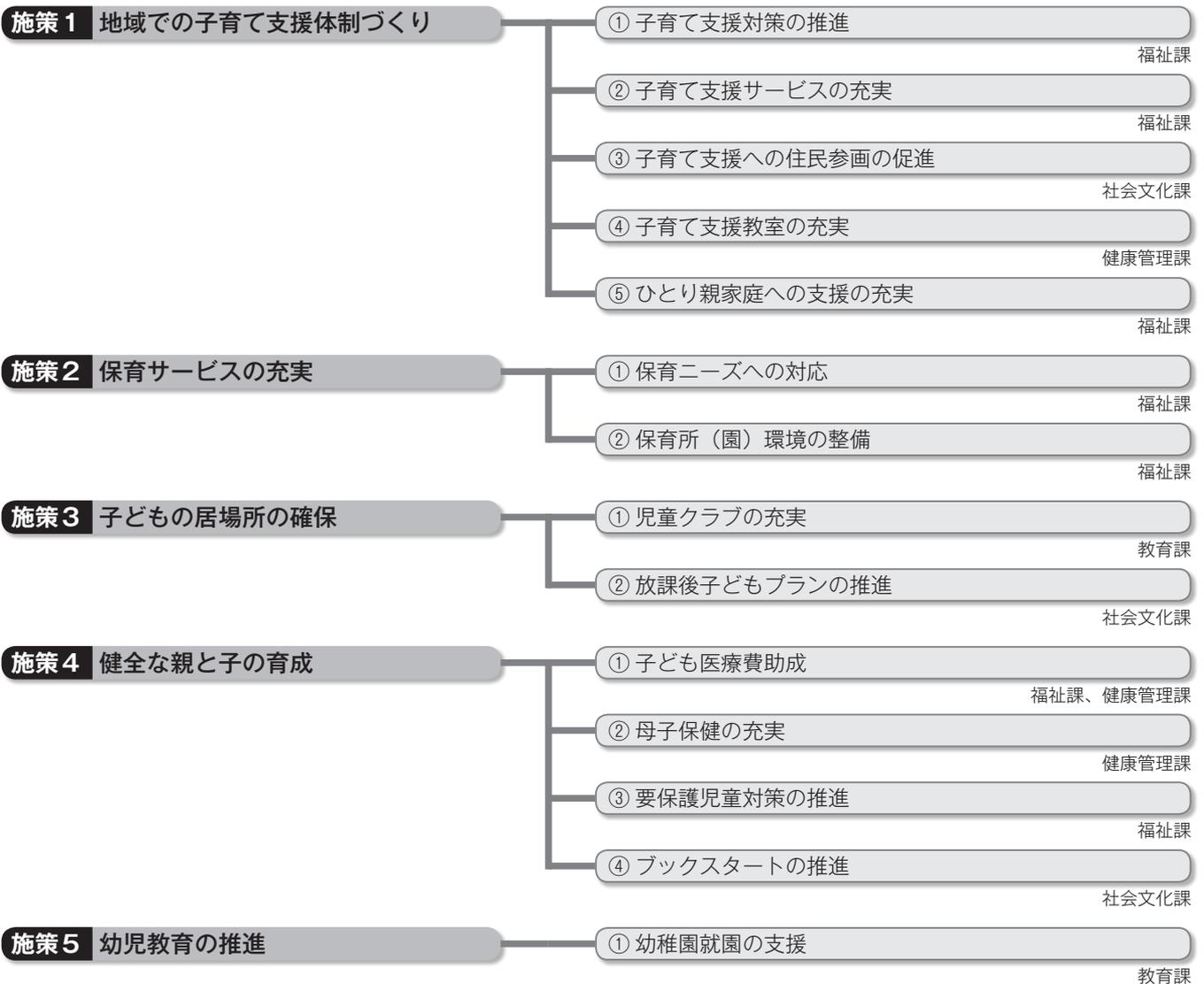
施策番号	基本施策名	個別施策名	主管担当課
------	-------	-------	-------

分野計画

第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

1 子育て支援



2 高齢者支援

施策1 介護保険事業の推進

① 家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実

福祉課

② 情報提供・相談体制の充実

福祉課

③ 適正な安定したサービスの提供

福祉課

④ 施設サービス利用者の増加への対応

福祉課

施策2 高齢期の生活支援

① 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

福祉課、健康管理課

② 高齢者の見守りの強化

福祉課

③ 高齢者の外出支援

福祉課

④ 認知症高齢者への支援の充実

福祉課

施策3 社会参加と就労の支援

① 社会参加の促進と支援

福祉課

② 就労支援の強化

福祉課

3 障害者支援

施策1 障害者の地域生活の支援

① 障害者福祉計画の推進と適切な見直し

福祉課

② 障害者支援の充実

福祉課

③ 障害者支援体制の充実

福祉課

④ 地域療育ネットワークの推進

福祉課、教育課

施策2 暮らしやすい環境の整備

① 障害者への生活支援の充実

福祉課

② 地域支援体制や情報提供の充実

福祉課

施策3 障害に対する理解の促進

① 福祉教育の充実

福祉課

② 障害者の社会参加の推進

福祉課

③ 障害者雇用の促進

福祉課

施策4 各種専門機関との連携

① 特別支援教育の推進

福祉課

② 障害者就労の支援

福祉課

4 地域福祉

施策1 地域共助の意識の醸成

① 地域福祉への意識の喚起と醸成

福祉課

② 地域福祉教育の推進

福祉課

施策2 地域福祉体制の充実

① 安心できる地域福祉体制づくり

福祉課

② ボランティア活動の強化と促進

福祉課

③ 保健や医療との連携強化

福祉課、健康管理課、東陽病院

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくり

① 生活を取り巻く環境のバリアフリー化の推進

総務課、福祉課

② ユニバーサルデザインの導入推進

企画財政課

第2節 いのちと生活の安心を守る

1 保健・医療

施策1 健康づくりの推進

① 健康づくり対策の推進

健康管理課、東陽病院

② 健康診査・各種検診の充実

住民課、健康管理課

施策2 健康づくり意識・理解の向上

① 健康関連情報の提供と相談体制の充実

健康管理課

② 健康づくり活動の実施

健康管理課

施策3 医療体制の整備

① 医師の確保

東陽病院

② 東陽病院の機能の充実

健康管理課、東陽病院

2 社会保険

施策1 国民健康保険事業の推進

① 国民健康保険制度の維持

税務課、住民課

② 健康づくり事業の推進と医療費の抑制

住民課

施策2 介護保険制度の健全運営

① 介護保険制度の周知と事業の健全な運営

福祉課

② 地域包括支援センターとの連携

福祉課

施策3 後期高齢者医療制度の推進

① 後期高齢者医療制度の周知と実施

住民課

② 後期高齢者医療制度の健全な運営

住民課

第2章 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

第1節 自立した未来の担い手を育てる



第2節 個性を活かす機会を充実する

1 生涯学習

施策1 生涯学習環境の充実

① 学習プログラムの充実

社会文化課

② 生涯学習講演会の開催

社会文化課

③ 生涯学習施設の管理

社会文化課

施策2 図書館機能の充実

① 図書館と学校図書室の連携

社会文化課

② 地域の情報発信と交流拠点機能の充実

社会文化課

③ 図書館資料の充実

社会文化課

④ 施設の維持改修

社会文化課

2 文化

施策1 文化資産の保全・活用

① 文化財の適正管理と保存

社会文化課

② 伝統芸能の伝承活動の活性化

社会文化課

③ 歴史・文化資産の発掘、活用

社会文化課

④ ふるさと歴史訪問活動の充実

社会文化課

⑤ 文化財情報の発信

社会文化課

施策2 芸術・文化活動の振興

① イベント情報の発信

社会文化課

② 文化鑑賞機会の充実

社会文化課

③ 地域住民の文化活動への参加促進

社会文化課

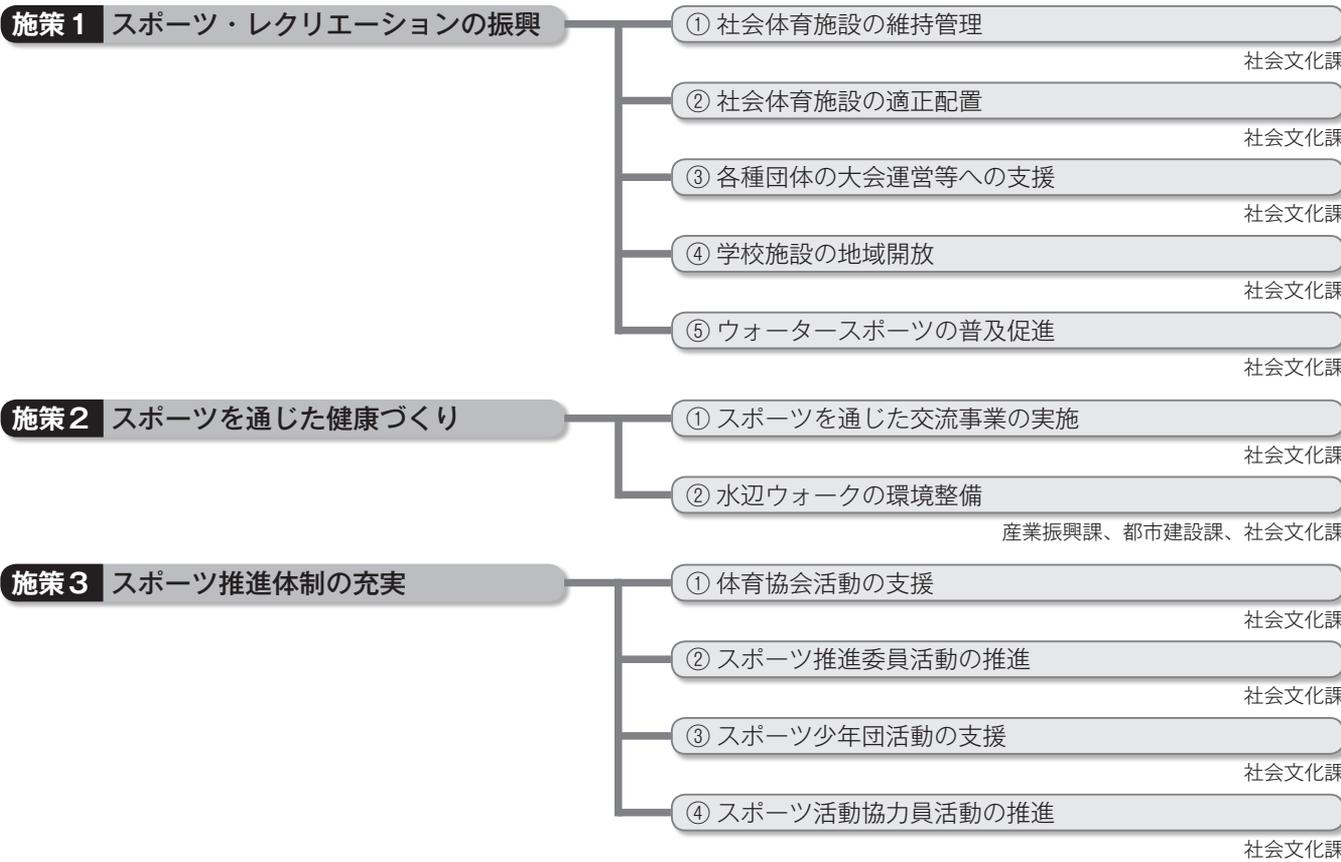
④ 文化活動団体への支援

社会文化課

⑤ 文化活動リーダーの育成

社会文化課

3 スポーツ



第3章 環境と調和した快適で安全なまちづくり

第1節 暮らしやすい都市の機能を整える

1 市街地整備

施策1 特性を活かした都市計画

① 都市計画区域の一元化

都市建設課

② 用途地域の見直し

都市建設課

施策2 市街地の利便性向上

① 横芝駅前広場の整備

都市建設課

② 市街地整備の面的な検討

都市建設課

③ 横芝光インターチェンジ（IC）周辺の整備

企画財政課、産業振興課、都市建設課

2 道路・交通

施策1 幹線道路の整備

① 幹線町道の整備

都市建設課

② 都市計画道路の整備

都市建設課

③ 栗山川における架橋と取付け道路の整備

都市建設課

④ 国道・県道の整備促進

都市建設課

施策2 生活道路の充実

① 生活道路の整備

都市建設課

② 歩道の整備

都市建設課

③ 交通安全施設の整備

都市建設課

④ 協働による道路環境の美化

都市建設課

施策3 公共交通機能の充実促進

① 鉄道の充実の要望

企画財政課

② 生活路線バスの運行

企画財政課

③ 循環バスの効率性・利便性の向上

企画財政課

④ デマンド交通の検討

企画財政課

⑤ 空港シャトルバスの運行

企画財政課

3 住宅

施策1 適正な住宅開発・住宅建築の促進

① 宅地開発・建築確認の指導の充実

都市建設課

② 耐震診断の実施促進

都市建設課

③ 火災警報器の設置促進

環境防災課

施策2 公営住宅の改善

① 町営住宅の改修・建替え等の検討

都市建設課

② 県営住宅の充実の要望

都市建設課

4 上水道・下水処理

施策1 上水道の整備

① 老朽配水管の計画的な敷設替え促進

環境防災課

② 節水意識の普及啓発

環境防災課

③ 水道事業の経営効率化

環境防災課

④ 栗山川の水質汚濁の防止

環境防災課

施策2 下水処理対策の推進

① 合併処理浄化槽の設置促進

環境防災課

② 農業集落排水施設の維持管理

産業振興課

③ 公共下水道の調査・研究

環境防災課

5 環境衛生

施策1 ごみの適正な処理

① 一部事務組合の運営の充実

環境防災課

② 循環型社会の構築

環境防災課

③ 不法投棄防止対策の推進

環境防災課

④ 関連条例の制定

環境防災課

⑤ 協働による環境美化活動の推進

環境防災課

施策2 し尿の適正な処理

① 一部事務組合の運営の充実

環境防災課

② 合併処理浄化槽の設置促進

環境防災課

施策3 生活環境の保全

① 公害防止の啓発

環境防災課

② 広域連携による栗山川の環境保全・浄化

環境防災課

③ 資源の循環活用の研究

環境防災課

④ 空き地の適正管理指導

環境防災課

施策4 航空機騒音対策の充実

① 航空機騒音対策の充実

企画財政課

② 空港と共生する地域づくり

企画財政課

第2節 ふるさとの水と緑を保全・活用する

1 環境・景観

施策1 環境の保全・活用

① 環境保全の意識啓発

環境防災課

② 環境教育の推進

環境防災課

③ 環境基本計画等の策定

環境防災課

④ 環境保全活動、エコへの支援

環境防災課

施策2 景観の保全

① 景観整備への意識啓発

都市建設課

② 道路・河川環境の整備

都市建設課

③ 道路里親ボランティアの育成

環境防災課

2 河川・海岸

施策1 栗山川の保全・活用

① 栗山川改修の促進

都市建設課

② 「ふるさとの川整備事業」の促進

都市建設課

③ 環境ボランティアの育成・拡大

環境防災課

④ 栗山川情報の発信

都市建設課

施策2 九十九里海岸の保全

① 海岸侵食対策の促進

都市建設課

② 海岸清掃活動の推進

産業振興課

③ 海岸への車両乗り入れの規制

産業振興課

3 公園・緑地

施策1 公園・緑地の保全と整備

① ふれあい坂田池公園と坂田城跡との連携・有効活用

社会文化課

② 公園の維持管理

産業振興課、都市建設課、社会文化課

③ 計画的な公園・広場の整備

社会文化課

施策2 緑化の推進

① 河川・公共施設周辺の緑化

産業振興課

② 緑化意識の向上、花いっぱい活動の推進

産業振興課、福祉課

③ 田園風景の保全

産業振興課

第3節 生活の不安とリスクを和らげる

1 防災

施策1 地域防災体制の強化

① 地域防災計画の推進

環境防災課

② 防災訓練の実施、防災の知識の普及

環境防災課

③ 自主防災組織の育成

環境防災課

④ 民間企業との協力・連携

環境防災課

⑤ 防災に関する情報提供の充実

環境防災課

⑥ 防災基盤の充実

環境防災課、産業振興課、都市建設課

施策2 有事に備えた体制整備

① 国民保護計画の推進

環境防災課

② 全国的な警報システム及び緊急情報システムの運用

環境防災課

2 消防・救急

施策1 消防機能の向上

① 消防団のポンプ車両等の更新

環境防災課

② 防火水槽及び消火栓の設置

環境防災課

③ 防火水槽の有蓋工事

環境防災課

④ 消防団の人員確保

環境防災課

⑤ 消防水利看板の設置及び適正管理

環境防災課

⑥ 一部事務組合の運営の充実

環境防災課

施策2 救急機能の向上

① 救急体制の充実

環境防災課、健康管理課

② 救急医療体制の充実

東陽病院

③ 応急処置技術の普及

環境防災課

3 防犯・交通安全

施策1 防犯対策の強化

① 防犯指導員による意識啓発活動の実施

環境防災課

② 防犯灯の設置・修繕

環境防災課

③ 警察署及び防犯協会との連携強化

環境防災課

④ 防犯に関する情報提供の充実

環境防災課

施策2 交通安全対策の強化

① 交通安全指導員による意識啓発活動の実施

環境防災課

② 交通安全施設の設置・維持管理

都市建設課

③ 飲酒運転撲滅運動の推進

環境防災課

④ 警察署及び交通安全協会との連携強化

環境防災課

4 火葬場

施策1 火葬場利用の充実

① 火葬場利用の適正化

環境防災課

5 消費生活

施策1 消費者支援の強化

① 消費者情報提供の強化

産業振興課

② 相談・苦情処理体制の充実

産業振興課

第4章 地域の特性を活かした産業のまちづくり

第1節 資源を活かして魅力を高める

1 農林水産業

施策1 食の安全・安心への対策

① 食育と地産地消の連携

産業振興課

② 食の安全・安心体制の整備

産業振興課

施策2 流通販売と消費の拡大

① 地産地消と連携した需要開拓

産業振興課

② 販売拠点施設の検討

企画財政課、産業振興課、都市建設課

施策3 生産振興と経営支援

① 経営体、担い手の育成

産業振興課

② 生産基盤の整備と土地改良施設の維持管理

産業振興課

③ 優良農地の確保・保全の促進

産業振興課、農業委員会

④ 新産地づくりの推進

産業振興課

⑤ 畜産の振興

産業振興課

⑥ 林業の振興

産業振興課

⑦ 漁業の振興

産業振興課

⑧ 食肉センターの健全運営

食肉センター

施策4 地域資源の活用と環境との共生

① 農地・水環境保全向上対策の推進

産業振興課

② グリーン・ブルーツーリズム企画の推進

産業振興課

③ 空き家農家活用の検討

産業振興課

2 観光

施策1 観光基盤の充実

① 観光推進組織の強化

産業振興課

② 農林漁業と観光の連携促進

産業振興課

③ 観光情報の発信機能の強化

産業振興課

④ 水辺ウォークの環境整備

産業振興課、都市建設課、社会文化課

⑤ 拠点施設の検討

企画財政課、産業振興課、都市建設課

施策2 観光資源の活用・開発

① 観光資源のネットワーク化

産業振興課

② グリーン・ブルーツーリズムの振興

産業振興課

③ 栗山川のサケなど資源の活用

産業振興課

④ 特産品の開発

産業振興課

第2節 地域のニーズを満たす産業を応援する

1 商業・工業

施策1 商業機能の充実

① 商業振興への人材育成の支援

産業振興課

② 融資制度等の活用促進

産業振興課

③ 商工会、商店街等の組織活性化の促進

産業振興課

④ 市街地形成と合わせた商業機能の充実

産業振興課

施策2 新たな商業活動の促進

① 地域ブランドづくりの支援

産業振興課

② 共同参画型での新たな事業開発

企画財政課、産業振興課、都市建設課

③ 商工会活動の支援

産業振興課

施策3 既存の工業の振興

① 製品開発や技術開発の支援

産業振興課

② 制度融資等の活用の促進

産業振興課

③ 関連情報の提供

産業振興課

施策4 企業誘致の推進

① 工業団地への企業誘致

都市建設課

② 町内産業に関する情報の発信

産業振興課

2 産業活性化

施策1 新たな事業展開や起業の促進

① 人と情報のネットワーク化の促進

産業振興課

② 起業や業種・業態転換への支援

産業振興課

③ 空港への近接性など地域情報の発信

産業振興課

施策2 就業・雇用の促進

① 職業能力の育成の促進

産業振興課

② 就労情報の提供

産業振興課

③ 企業子育て支援の充実

産業振興課

第5章 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

第1節 誰もが尊重される社会を実現する

1 人権

施策1 人権に対する意識の啓発

① 学校での人権教育の充実

住民課

② 人権週間事業の充実

住民課

施策2 人権相談の充実

① 相談事業の充実

住民課

② 関係機関との連携

住民課、福祉課

2 男女共同参画

施策1 男女共同参画のための意識啓発

① 男女共同参画計画の推進

企画財政課

② 女性の人権に対する意識の啓発

企画財政課

③ 関係機関との連携による相談体制の充実

福祉課

施策2 男女共同参画のための仕組みづくり

① 学校教育における男女平等の推進

企画財政課

② 職場での男女共同参画の意識啓発

企画財政課

③ 行政及び地域社会への女性参加の促進

企画財政課、社会文化課

3 国際交流

施策1 国際的な視野を持った人材の育成

① 語学学習の充実

教育課

② 国際理解教育の機会の充実

教育課

施策2 国際交流活動の推進

① インターネットの活用

企画財政課、教育課

② 各種交流イベントの活用

企画財政課

③ 民間交流の促進

企画財政課

第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る

1 コミュニティ

施策1 地域活動の維持・活性化

① 人材育成の支援

企画財政課

② コミュニティ活動の育成推進

企画財政課

③ 集会施設の定期的な整備

企画財政課

施策2 自主的な活動の創出支援

① 自主的な活動を行う組織の育成

企画財政課

② 自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進

企画財政課

③ NPO やコミュニティビジネスなどとの連携

企画財政課

2 情報化

施策1 電子自治体の構築

① 電子自治体推進計画の策定

企画財政課

② 行政手続きのオンライン化

企画財政課

③ 庁内体制の整備

企画財政課、住民課

④ 情報保護の徹底

企画財政課

⑤ 地理・地籍情報等の整理・充実

総務課、企画財政課

施策2 情報化による地域活性化の促進

① 情報教育の推進

社会文化課

② 住民の自主的な活動のネットワーク化の促進

企画財政課

構 想 推 進

第 1 章 構想推進のために

1 住民参画

施策 1 広報広聴の充実

① 広報紙などの充実

総務課、議会事務局

② 広聴活動、情報交流の推進

総務課

③ パブリックコメントの制度化

総務課

④ 情報公開の推進

総務課

施策 2 住民参画と協働のまちづくり活動の推進

① 地域活動の推進

総務課

② 住民参画、協働のまちづくりの推進

企画財政課、環境防災課、都市建設課、社会文化課

2 行政運営

施策 1 住民サービスと行政事務の充実

① 窓口業務の利便性の向上

町民サービスセンター

② 行政事務の効率化・迅速化

企画財政課、税務課、住民課、都市建設課、教育課、社会文化課

施策 2 人材・組織の質の向上

① 職員研修の充実

総務課

② 人事考課制度の導入

総務課

③ 人事管理の推進

総務課

④ 適正な定員管理と組織編成

総務課

施策 3 総合的・計画的な行政の推進

① 総合計画の進行管理と評価システムの連携

企画財政課

② 行政改革大綱（集中改革プラン）の推進

総務課

3 財政運営

施策1 効率的な財政運営

① 財政計画の策定

企画財政課

② 財源の確保

企画財政課、税務課

③ 経費の節減

企画財政課

④ 事業評価と見直し

企画財政課

⑤ 公会計の取組み

企画財政課

施策2 財政構造の転換への取組み

① 公共施設の見直し

企画財政課

② 受益者負担の適正化

企画財政課

③ 民間活力の活用

企画財政課

4 広域連携

施策1 広域連携の推進

① 一部事務組合の統一

企画財政課、環境防災課

② 広域連携のあり方の協議

企画財政課

9. 用語解説一覧

あ行	
ICT	情報通信技術のことでコミュニケーションの重要性が増し、従来のIT（Information Technology・インフォメーションテクノロジー）にCommunication・コミュニケーションを加えた略
インターネット	複数のコンピュータネットワークを相互接続し、全体がネットワークとして機能するようにしたもの
ウォーク（ウォーキング）	歩くことを主体とした健康法
ウォータースポーツ	海、川、湖など、水の中で行うスポーツ
エコ	エコロジー（ecology）の略、自然環境と人間の生活との共存をめざす環境問題対策
ADHD	注意欠陥／多動性障害：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性・多動性を特徴とする行動の障害
NPO	Non Profit Organization の略、民間非営利組織
LD	学習障害：一般的な知的発達に遅れはないが、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態
オンライン	処理能力を持ちサービスを提供するホストコンピュータと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態

か行	
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽
キャリア教育	児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育
クーリングオフ制度	一定の期間内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度
グリーン・ブルーツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムに加え、三方を囲む海も積極的に活用し、農林と水産が一体となって推進していくという千葉県の方針
経営再開マスタープラン	東日本大震災の津波被災 50 市町村において、農業の復興、発展を図るための設計図として、集落・地域での話し合いと関係機関の検討を経て策定され、プランに位置づけられると様々な支援を受けることができる（被災市町村以外は、「人・農地プラン」を策定する）
景観法	良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等、景観形成のための規制などの措置を講じている景観についての総合的な法律
高機能自閉症	知的発達の遅れを伴わない自閉症
子育てサークル	子育て中の保護者が子どもを連れて集まり、子ども同士を遊ばせながら、学習や情報交換、交流行事などを実施するグループ
子育てサポーター	自らの子育ての経験を活かし、保護者の相談や交流事業などを支援するボランティア
コミュニティ	共同体意識を持つ人々の集団で、一定の地域での地縁型活動組織や個人の関心に基づいた同好（好縁）型活動組織
コミュニティビジネス	住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取り組み

さ行	
サンドリサイクル事業	下手あるいは沖に流出した土砂を侵食された上手に戻して海岸を再生する事業
ジェネリック医薬品	製薬会社が開発した医薬品（先発薬）の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬（後発医薬品）のことで、先発薬と同等の有効成分で同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い
ジェンダー	「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識など社会的に形成された性のありよう（生物学的な性別と区別した概念）

自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源
自治体クラウドシステム	地方公共団体の業務効率化などを図るための総務省主導の新しいコンピュータシステムで、ソフトウェアなどはネットワークを通じて、必要に応じて取り出し、使った分だけ料金を払う形態
実質公債費比率	実質的な公債費（町の借金）に費やした一般財源の額の標準財政規模に占める割合
指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人その他の団体が、公の施設の管理運営を行う制度
ジュニアリーダー	地域活動などのボランティア活動を行う中学生・高校生
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然から採取する資源を少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会
情報セキュリティポリシー	情報の安全性確保に向けた方針
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
ジョブカフェセミナー	若者の就職に関する様々な支援サービスを行っている「ジョブカフェちば」による就職活動への実践的な講座
シンボル	象徴
セクシャルハラスメント	性的嫌がらせ

た 行

単独浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽
地域包括支援センター	介護保険制度の見直しに伴い創設された地域住民の健康の維持、増進のために必要な支援を担う地域の中核機関
地域ポータルサイト	インターネットを利用して地域（自治体）の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うウェブサイト（ホームページ）のこと
知識基盤社会	新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会
地産地消	地域生産地域消費の略、地域で生産された産物をその地域で消費すること
デマンド交通	利用者が電話等で事前予約し、運行地域内の指定する乗車地から目的地まで乗り合いで移送する交通サービスであり、需要に応じた運行ができる
道路里親ボランティア	住民ボランティアが“里親”となって、一定区間の道路のごみの収集・清掃・草刈り等の美化活動を行うもの
特別支援教育	知的な遅れのない発達障害を含めて、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った指導及び支援を行うもの
都市計画マスタープラン	都市計画法で規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針
ドメスティックバイオレンス (DV)	夫（妻）、パートナーからの暴力、身体的な暴力、言葉による暴力、経済的に困らせる行為なども含まれる

な 行

ニーズ	必要、需要、要求
ネットワーク	人、情報、コンピュータなどが有機的につながり、相互の機能を発揮する網状の組織・仕組み
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備する事業
ノーマライゼーション	年齢や障害の有無にかかわらず誰もが社会参加し、普通に生活を送ることが正常な社会であるという考え方

は行	
8020 運動	80 歳で 20 本の歯を残そうという運動
パブリックコメント	条例や政策の策定の際に、その案の段階で住民に広く公表し、意見を募り、最終的な決定に反映させる一連の手続き
バリアフリー	社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去すること（物理的なものに加え、社会的、制度的、心理的な障壁も含まれる）
パワーハラスメント	権力や地位を利用した嫌がらせ
PFI	公共施設などの建設、維持管理や運営に民間資本やノウハウを導入し、効率的な公共サービスを提供する手法
評価システム	施策や事業等の行政活動について、一定の基準で、その必要性や効率性、成果などについて評価し、計画の進行管理や予算編成等に活用するための仕組み
ブックスタート	0 歳児健診などで、乳児と保護者に絵本を手渡す活動
ブランド	ある商品・サービスなどの価値を象徴するもの（想起されるイメージ全体も含む）
プログラム	ある目的のために実施する講座や行事などの内容を組み合わせた事業企画や計画
放課後子どもプラン	放課後などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、すべての子どもを対象とした、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、留守家庭の子どもを対象とした、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を、一体的あるいは連携して実施するもの
ホームヘルパー	介護を必要とする家庭を訪問し、食事や入浴、着替えの介助など、身の回りの手助けを行う人
ホームページ	インターネット上でひとまとまりに公開されている情報群（ウェブサイト）、もしくはその先頭ページ
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、奉仕活動をする人

ま行	
マッチングイベント	企業側と求職者が出会う機会の提供を行う催事（マッチングとは引き合わせる、適合すること）
モニタリング	事業実施中に事業の進捗状況や成果を継続的に点検すること

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインすること

ら行	
ライフスタイル	生活行動の様式、生活に対する考え方の型
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階
リサイクル	製品化されたものを再資源化し、新たな製品などの材料として再生利用すること（リデュース：減量、リユース：再使用と合わせて“3R”と呼ばれる）
リスク	危険に遭う可能性
リピーター	繰り返し来る人、常連客

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること



発行／横芝光町
編集／企画財政課
〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
TEL 0479-84-1218
ホームページ／<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>